

厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業

# 障害者の移動支援の在り方に関する実態調査に関する研究

平成27年度 総括研究報告書

研究代表者 中野 泰志

平成28（2016）年 5月

# 目次

## I. 総括研究報告

障害者の移動支援の在り方に関する実態調査に関する研究

中野 泰志

1. はじめに	-----	1
2. 目的	-----	1
3. 方法		
3. 1 概要	-----	2
3. 2 アンケート調査	-----	2
3. 3 倫理面への配慮	-----	2
4. 結果		
4. 1 学校長に対する調査	-----	3
4. 1. 1 回収状況 (p. 3)		
4. 1. 2 所在地 (p. 3)		
4. 1. 3 設置主体・学校種別 (p. 8)		
4. 1. 4 幼児児童生徒数 (p. 10)		
4. 1. 5 登校方法別幼児児童生徒数児童生徒数 (p. 15)		
4. 1. 6 スクールバス運行の有無 (p. 88)		
4. 1. 7 スクールバスの運行実態 (p. 91)		
4. 1. 8 スクールバスの利用対象 (p. 111)		
4. 1. 9 スクールバス利用のルール (p. 116)		
4. 1. 10 通学指導の有無と内容 (p. 116)		
4. 1. 11 移動支援の制度に関する普及・啓発・相談 (p. 117)		
4. 1. 12 移動支援に関する制度の認知度 (p. 120)		

4. 2	保護者に対する調査	-----	1 2 5
4. 2. 1	回収状況 (p. 125)		
4. 2. 2	回答者の居住地 (p. 125)		
4. 2. 3	学校の所在地の特性 (p. 130)		
4. 2. 4	回答者と子供との続柄 (p. 132)		
4. 2. 5	同居家族 (p. 133)		
4. 2. 6	在籍している学校の種類 (p. 134)		
4. 2. 7	学年 (p. 135)		
4. 2. 8	子供の障害種別 (p. 140)		
4. 2. 9	医療的ケアの有無 (p. 141)		
4. 2. 10	通学に要する時間 (p. 142)		
4. 2. 11	自宅から学校に登校する際の手段等 (p. 143)		
4. 2. 12	学校からの下校の際の手段等 (p. 155)		
4. 2. 13	保護者による登下校における通学支援 (p. 164)		
4. 2. 14	移動支援の利用状況 (p. 175)		
5.	結果のまとめ		
5. 1	学校調査の概要	-----	1 8 2
5. 2	保護者調査 (サンプリング調査)	-----	1 8 7
6.	考察	-----	1 9 2
7.	提言	-----	1 9 4
8.	結論	-----	1 9 5
	謝辞・問い合わせ先	-----	1 9 6
	移動支援に対するアンケート調査 <学校長用質問項目>	-----	1 9 7
	移動支援に対するアンケート調査 <保護者用質問項目>	-----	2 0 0

平成27年度厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））

## 障害者の移動支援の在り方に関する実態調査報告書

(H27-身体・知的-一般-002)

中野 泰志（慶應義塾大学）

### 1. はじめに

障害者総合支援法は、法施行後3年を目途とした見直しにおいて、「障害者等の移動の支援」について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとしてされている。

これに先立ち、我々は平成25年度障害者総合福祉推進事業において同行援護に関する実態調査を実施した。この調査研究の結果、特に視覚障害児の通学において、福祉と教育のサービスの狭間の問題が生じていることが明らかになった。最も大きな問題は、通学においても、自宅からスクールバスまでの送迎等の福祉ニーズが存在することであった。特に、重複障害のために自立訓練を受けても単独での移動が困難なケースや音響装置付信号機等の安全を確保する環境整備が出来ていない地域等では、家族が移動支援を行わざるを得ないことがわかった。また、子供の移動支援のために、家族が就労を断念したり、転職したり、年休を取り続けなければならないケースや特別支援学校への進学を断念せざるを得ないケース等があることがわかった。

移動支援に関する事業全般に於いて「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通学等の通年かつ長期にわたる外出」を対象としていないが、自宅からスクールバスまでの移動支援については、制度の狭間であり、どの程度のニーズがあるか、どのような解決方法が考えられるかが明らかになっていない。また、独力で移動することが困難な障害児の移動を制度上、どのように捉え、どのような支援策が必要なのかを検討する必要がある。さらに、通学支援のために、家族の社会参加、特に、母親の社会参加にどのような影響が出ているのかは明らかになっていない。そこで、本調査研究では、特別支援学校を対象に実態調査を行い、課題の整理と問題解決に向けた提言を行う。そして、自立訓練では自力で移動することが困難な状況にある児童生徒の移動を支援できる体制を構築すると同時に、障害児を持つ母親等家族の社会参加を推進するための基礎研究の役割も果たす。

### 2. 目的

障害者の社会参加を促進する上で、移動支援にかかわる福祉制度は極めて重要な役割を果たしている。近年、移動支援の個別給付の拡大と新設（同行援護）により、障害者の移動支援環境は充実

しつつあるが、移動支援が「通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通学等の通年かつ長期にわたる外出」を対象としていないことや、地域による差や制度の狭間等、解決すべき課題もある。申請者らが実施した同行援護に関する調査の結果では、視覚障害児の通学においても福祉ニーズに基づく移動支援が必要なケースが存在することがわかった。最も大きな問題は、自宅からスクールバスまでの送迎であった。現行制度では、自宅からスクールバスまでは、障害児が自立訓練を受けた上で単独で移動するか、保護者が送迎することが原則になっている。しかし、障害を併せ有するために、自立訓練を受けても、単独で移動することが困難な事例があることがわかった。また、音響装置付信号機等の環境整備が出来ていないために、安全上の理由で、単独では移動させられない事例があることもわかった。これらの事例では、家族、特に、母親が自宅からスクールバスの停留所までの送迎を行っており、そのために、家族が就労を断念したり、転職したり、年休を取り続けなければならない事例があることがわかった。また、仕事の都合で送迎が出来ないために、進学を断念せざるを得ない事例等もあることがわかった。そこで、本研究では、通学における移動支援にかかわる福祉ニーズをアンケートにより明らかにする。

### 3. 方法

#### 3. 1 概要

#### 3. 2 アンケート調査

本研究では、特別支援学校の校長や教員等へヒアリング調査を行った上で、アンケート項目を決定し、郵送方式のアンケート調査を実施した。文部科学省と全国特別支援学校長会の協力を得て、移動支援の対象となる視覚障害、知的障害、病弱、肢体不自由のある児童生徒が在籍しているすべての特別支援学校の学校長に調査を依頼した。アンケート項目は、在籍児童生徒の障害の特徴、登下校の方法、スクールバスの運行状況、通学に関する指導・支援の実態、移動支援制度の認知度等で、調査項目数は学校長用が15問326項目、保護者用が21問68項目であった。

特別支援学校長会の調査によれば、視覚障害特別支援学校(85校)、肢体不自由特別支援学校(334校)、知的障害特別支援学校(706校)、病弱特別支援学校(143校)の合計1,268校であった。この内、分校は本校に、併置校や総合特別支援学校は、主たる障害種別に統合し、視覚障害特別支援学校(69校)、肢体不自由特別支援学校(285校)、知的障害特別支援学校(531校)、病弱特別支援学校(64校)の合計949校にアンケート調査を郵送した。学校長用の調査(学校調査)は悉皆で、保護者用の調査(保護者調査)は各校のPTA役員を中心に学部等のバランスを考慮して10人をサンプリングしたサンプリング調査であった。

#### 3. 3 倫理面への配慮

本研究は、研究方法、アンケート調査の内容及び実施方法、個人情報取り扱いや管理方法等について慶應義塾研究倫理審査委員会の審査を受けて実施した。アンケート調査の作成・実施にあたっては、文部科学省と全国特別支援学校長会のアドバイスを受け、個人や学校が特定されないよう

に留意した。また、収集したデータは、個人情報保管庫に入れて管理しており、電子データも外部のネットワークからは隔離されたパソコンに保存して管理している。なお、研究終了後には、収集した紙の調査票は大学の管理により焼却処分を、また、電子データは専用ツールを用いて破棄する予定である。

#### 4. 結果

以下、学校長に対する調査と保護者に対する調査の集計結果を示した。なお、自由記述は、設問毎に記述内容の分類と代表的な記述のみを示した。

##### 4. 1 学校長に対する調査（学校調査）

###### 4. 1. 1 回収状況

学校長に対する調査は、アンケートを配布した 949 校中 666 校（回収率 70.2%）から有効回答が得られた。表 4. 1. 1. 1 に学校種別の回収率を示した。病弱特別支援学校からの回収率が最も高かった。

表 4. 1. 1. 1 学校種別の回収率

	配布数（校）	回収数（校）	回収率（%）
視覚障害	69	46	66.7
肢体不自由	285	171	60
知的障害	531	361	68
病弱	64	61	95.3
総合	-	24	-
無回答	-	3	-
計	949	666	70.2

###### 4. 1. 2 所在地（設問「貴校の所在地等をお教え下さい。」）＜回答総数 666 校＞

表 4. 1. 2. 1 に回答があった学校（回答校）の所在地を示した。高知県を除く、すべての都道府県から回答が得られた。また、表 4. 1. 2. 2、表 4. 1. 2. 3 には障害種ごとの回答校の所在地を示した。

表 4. 1. 2. 1 回答校の所在地

	学校数（校）	比率（%）
北海道	22	3.3

青森県	18	2.7
岩手県	19	2.9
宮城県	14	2.1
秋田県	10	1.5
山形県	10	1.5
福島県	15	2.3
茨城県	11	1.7
栃木県	9	1.4
群馬県	14	2.1
埼玉県	19	2.9
千葉県	27	4.1
東京都	41	6.2
神奈川県	39	5.9
新潟県	20	3.0
富山県	12	1.8
石川県	8	1.2
福井県	19	2.9
山梨県	10	1.5
長野県	9	1.4
岐阜県	23	3.5
静岡県	26	3.9
愛知県	14	2.1
三重県	9	1.4
滋賀県	10	1.5
京都府	4	0.6
大阪府	21	3.2
兵庫県	23	3.5
奈良県	10	1.5
和歌山県	7	1.1
鳥取県	5	0.8
島根県	7	1.1
岡山県	12	1.8
広島県	4	0.6
山口県	16	2.4

徳島県	11	1.7
香川県	7	1.1
愛媛県	10	1.5
高知県	0	0.0
福岡県	19	2.9
佐賀県	11	1.7
長崎県	9	1.4
熊本県	7	1.1
大分県	10	1.5
宮崎県	8	1.2
鹿児島県	23	3.5
沖縄県	12	1.8
無回答	2	0.3
計	666	100.0

表4. 1. 2. 2 障害種別の回答校の所在地（単一、総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
北海道	2 (4.8)	4 (5.2)	13 (5)	1 (4)	0 (0)
青森県	2 (4.8)	2 (2.6)	6 (2.3)	1 (4)	0 (0)
岩手県	1 (2.4)	1 (1.3)	3 (1.2)	1 (4)	0 (0)
宮城県	1 (2.4)	1 (1.3)	9 (3.5)	0 (0)	0 (0)
秋田県	1 (2.4)	0 (0)	5 (1.9)	0 (0)	1 (4.2)
山形県	1 (2.4)	0 (0)	7 (2.7)	0 (0)	0 (0)
福島県	1 (2.4)	2 (2.6)	10 (3.8)	2 (8)	0 (0)
茨城県	1 (2.4)	2 (2.6)	5 (1.9)	1 (4)	0 (0)
栃木県	0 (0)	1 (1.3)	6 (2.3)	2 (8)	0 (0)
群馬県	0 (0)	3 (3.9)	9 (3.5)	1 (4)	0 (0)
埼玉県	1 (2.4)	6 (7.8)	11 (4.2)	0 (0)	0 (0)
千葉県	1 (2.4)	2 (2.6)	17 (6.5)	2 (8)	0 (0)
東京都	4 (9.5)	7 (9.1)	20 (7.7)	1 (4)	0 (0)
神奈川県	2 (4.8)	3 (3.9)	11 (4.2)	0 (0)	0 (0)
新潟県	0 (0)	2 (2.6)	13 (5)	1 (4)	2 (8.3)
富山県	0 (0)	2 (2.6)	5 (1.9)	0 (0)	0 (0)



石川県	0 (0)	1 (1.3)	2 (0.8)	1 (4)	0 (0)
福井県	1 (2.4)	1 (1.3)	3 (1.2)	0 (0)	6 (25)
山梨県	0 (0)	2 (2.6)	4 (1.5)	0 (0)	0 (0)
長野県	2 (4.8)	1 (1.3)	3 (1.2)	1 (4)	0 (0)
岐阜県	1 (2.4)	1 (1.3)	4 (1.5)	1 (4)	3 (12.5)
静岡県	3 (7.1)	3 (3.9)	5 (1.9)	1 (4)	0 (0)
愛知県	2 (4.8)	6 (7.8)	6 (2.3)	0 (0)	0 (0)
三重県	1 (2.4)	3 (3.9)	4 (1.5)	0 (0)	0 (0)
滋賀県	0 (0)	0 (0)	3 (1.2)	1 (4)	0 (0)
京都府	1 (2.4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (4.2)
大阪府	1 (2.4)	4 (5.2)	9 (3.5)	1 (4)	0 (0)
兵庫県	0 (0)	4 (5.2)	14 (5.4)	0 (0)	0 (0)
奈良県	1 (2.4)	0 (0)	4 (1.5)	0 (0)	0 (0)
和歌山県	1 (2.4)	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
鳥取県	0 (0)	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
島根県	0 (0)	0 (0)	4 (1.5)	0 (0)	0 (0)
岡山県	1 (2.4)	0 (0)	5 (1.9)	0 (0)	0 (0)
広島県	1 (2.4)	1 (1.3)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
山口県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (45.8)
徳島県	1 (2.4)	0 (0)	3 (1.2)	0 (0)	0 (0)
香川県	0 (0)	1 (1.3)	5 (1.9)	1 (4)	0 (0)
愛媛県	1 (2.4)	0 (0)	5 (1.9)	0 (0)	0 (0)
高知県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
福岡県	1 (2.4)	2 (2.6)	7 (2.7)	2 (8)	0 (0)
佐賀県	1 (2.4)	1 (1.3)	2 (0.8)	0 (0)	0 (0)
長崎県	0 (0)	2 (2.6)	2 (0.8)	1 (4)	0 (0)
熊本県	0 (0)	2 (2.6)	2 (0.8)	0 (0)	0 (0)
大分県	1 (2.4)	0 (0)	8 (3.1)	0 (0)	0 (0)
宮崎県	1 (2.4)	0 (0)	0 (0)	1 (4)	0 (0)
鹿児島県	1 (2.4)	1 (1.3)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
沖縄県	1 (2.4)	3 (3.9)	2 (0.8)	1 (4)	0 (0)
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	42 (100)	77 (100)	260 (100)	25 (100)	24 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 2. 3 障害種別の回答校の所在地（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
北海道	0 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (2.8)	0 (0)	22 (3.3)
青森県	0 (0)	3 (3.2)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	18 (2.7)
岩手県	0 (0)	5 (5.3)	6 (5.9)	2 (5.6)	0 (0)	19 (2.9)
宮城県	0 (0)	0 (0)	1 (1)	2 (5.6)	0 (0)	14 (2.1)
秋田県	0 (0)	1 (1.1)	1 (1)	1 (2.8)	0 (0)	10 (1.5)
山形県	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (1.5)
福島県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	15 (2.3)
茨城県	0 (0)	1 (1.1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	11 (1.7)
栃木県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (1.4)
群馬県	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	14 (2.1)
埼玉県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (2.8)	0 (0)	19 (2.9)
千葉県	0 (0)	3 (3.2)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	27 (4.1)
東京都	1 (25)	3 (3.2)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	41 (6.2)
神奈川県	0 (0)	10 (10.6)	11 (10.9)	2 (5.6)	0 (0)	39 (5.9)
新潟県	0 (0)	0 (0)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	20 (3)
富山県	1 (25)	1 (1.1)	2 (2)	1 (2.8)	0 (0)	12 (1.8)
石川県	0 (0)	2 (2.1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	8 (1.2)
福井県	0 (0)	3 (3.2)	2 (2)	3 (8.3)	0 (0)	19 (2.9)
山梨県	0 (0)	2 (2.1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	10 (1.5)
長野県	0 (0)	1 (1.1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	9 (1.4)
岐阜県	0 (0)	5 (5.3)	4 (4)	4 (11.1)	0 (0)	23 (3.5)
静岡県	0 (0)	7 (7.4)	7 (6.9)	0 (0)	0 (0)	26 (3.9)
愛知県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	14 (2.1)
三重県	0 (0)	1 (1.1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	9 (1.4)
滋賀県	0 (0)	3 (3.2)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (1.5)
京都府	0 (0)	1 (1.1)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (0.6)
大阪府	0 (0)	4 (4.3)	1 (1)	1 (2.8)	0 (0)	21 (3.2)
兵庫県	0 (0)	2 (2.1)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	23 (3.5)
奈良県	0 (0)	2 (2.1)	1 (1)	2 (5.6)	0 (0)	10 (1.5)
和歌山県	0 (0)	1 (1.1)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	7 (1.1)
鳥取県	0 (0)	2 (2.1)	1 (1)	1 (2.8)	0 (0)	5 (0.8)

島根県	0 (0)	2 (2.1)	0 (0)	1 (2.8)	0 (0)	7 (1.1)
岡山県	0 (0)	3 (3.2)	2 (2)	1 (2.8)	0 (0)	12 (1.8)
広島県	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	4 (0.6)
山口県	1 (25)	1 (1.1)	2 (2)	1 (2.8)	0 (0)	16 (2.4)
徳島県	0 (0)	2 (2.1)	2 (2)	3 (8.3)	0 (0)	11 (1.7)
香川県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	7 (1.1)
愛媛県	0 (0)	3 (3.2)	0 (0)	1 (2.8)	0 (0)	10 (1.5)
高知県	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
福岡県	1 (25)	2 (2.1)	2 (2)	2 (5.6)	0 (0)	19 (2.9)
佐賀県	0 (0)	3 (3.2)	3 (3)	1 (2.8)	0 (0)	11 (1.7)
長崎県	0 (0)	1 (1.1)	1 (1)	1 (2.8)	1 (33.3)	9 (1.4)
熊本県	0 (0)	1 (1.1)	2 (2)	0 (0)	0 (0)	7 (1.1)
大分県	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	10 (1.5)
宮崎県	0 (0)	2 (2.1)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	8 (1.2)
鹿児島県	0 (0)	9 (9.6)	9 (8.9)	2 (5.6)	0 (0)	23 (3.5)
沖縄県	0 (0)	2 (2.1)	1 (1)	2 (5.6)	0 (0)	12 (1.8)
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (66.7)	2 (0.3)
計	4 (100)	94 (100)	101 (100)	36 (100)	3 (100)	666 (100)

単位：校（％）

4. 1. 3 設置主体・学校種別（設問「貴校の設置主体や学校種別についてお教え下さい。」＜回答総数 666 校＞）

（1）設置主体（設問「設置主体をお教えください。（○は1つ）」＜回答総数 666 校＞）

表4. 1. 3. 1に回答校の設置主体を示した。表4. 1. 3. 2～表4. 1. 3. 4には、障害種別ごとの設置主体を示した。

表4. 1. 3. 1 設置主体

	学校数（校）	比率（％）
国立	29	4.4
都道府県立	569	85.4
市区町村立	62	9.3
私立	4	0.6
無回答	2	0.3
計	666	100.0

表4. 1. 3. 2 障害種別の学校数

	学校数 (校)	比率 (%)
視覚	42	6.3
知的	260	39.0
肢体	77	11.6
病弱	25	3.8
視覚, 病弱	3	0.5
視覚, 知的	3	0.5
聴覚, 知的	7	1.1
知的, 不明	1	0.2
知的, 病弱	9	1.4
知的, 肢体	127	19.1
肢体, 病弱	28	4.2
病弱, 知的	7	1.1
視覚, 肢体, 病弱	3	0.5
聴覚, 知的, 肢体	7	1.1
知的, 肢体, 病弱	30	4.5
聴覚, 知的, 肢体, 病弱	3	0.5
視覚, 聴覚, 知的, 肢体, 病弱	7	1.1
総合	24	3.6
無回答	3	0.5
計	666	100.0

表4. 1. 3. 3 障害種別の設置主体 (単一、総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
国立	1 (2.4)	1 (1.3)	27 (10.4)	0 (0)	0 (0)
都道府県立	40 (95.2)	60 (77.9)	201 (77.3)	22 (88)	21 (87.5)
市区町村立	1 (2.4)	16 (20.8)	28 (10.8)	3 (12)	3 (12.5)
私立	0 (0)	0 (0)	4 (1.5)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	42 (100)	77 (100)	260 (100)	25 (100)	24 (100)

単位：校 (%)

表4. 1. 3. 4 障害種別の設置主体（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
国立	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	29 (4.4)
都道府県立	4 (100)	89 (94.7)	98 (97)	33 (91.7)	1 (33.3)	569 (85.4)
市区町村立	0 (0)	5 (5.3)	3 (3)	3 (8.3)	0 (0)	62 (9.3)
私立	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0.6)
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (66.7)	2 (0.3)
計	4 (100)	94 (100)	101 (100)	36 (100)	3 (100)	666 (100)

単位：校（％）

（2）学校種別（設問「学校種別についてお教えてください。その他の学校を併置している場合には、併置している障害部門にも○をつけてください。」＜回答総数 666 校＞）

表4. 1. 3. 5に回答校の学校種別を示した。

表4. 1. 3. 5 学校種別

	学校数（校）	比率（％）
単一の障害部門のみ	404	60.7
複数の学校種別を併置している	235	35.3
総合	24	3.6
無回答	3	0.5
計	666	100.0

4. 1. 4 幼児児童生徒数（設問「貴校に平成 27 年 5 月 1 日時点で在籍している幼児児童生徒についてお教え下さい。」）

（1）設置学部（設問「設置している学部をお教え下さい。（該当するすべてに○）」＜回答総数 666 校＞）

表4. 1. 4. 1に回答校に設置されている学部（設置学部）を示した。表4. 1. 4. 2～表4. 1. 4. 3には、障害種別ごとの設置学部を示した。

表4. 1. 4. 1 設置学部

	学校数（校）	比率（％）
幼稚部	67	10.1
小学部	587	88.1
中学部	587	88.1

高等部	602	90.4
無回答	2	0.3

表4. 1. 4. 2 障害種別の設置学部（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	32 (21.1)	5 (2.3)	6 (0.9)	1 (1.4)	7 (9.6)
小学部	41 (27)	76 (34.5)	216 (32.1)	24 (34.3)	21 (28.8)
中学部	41 (27)	74 (33.6)	215 (31.9)	25 (35.7)	23 (31.5)
高等部	38 (25)	65 (29.5)	236 (35.1)	20 (28.6)	22 (30.1)
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	152 (100)	220 (100)	673 (100)	70 (100)	73 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 4. 3 障害種別の設置学部（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	4 (28.6)	6 (2.2)	4 (1.5)	2 (2.2)	0 (0)	67 (3.6)
小学部	4 (28.6)	92 (33.1)	83 (31)	27 (30.3)	3 (37.5)	587 (31.8)
中学部	4 (28.6)	90 (32.4)	83 (31)	29 (32.6)	3 (37.5)	587 (31.8)
高等部	2 (14.3)	89 (32)	98 (36.6)	30 (33.7)	2 (25)	602 (32.6)
無回答	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)	1 (1.1)	0 (0)	2 (0.1)
計	14 (100)	278 (100)	268 (100)	89 (100)	8 (100)	1,845 (100)

単位：校（％）

（2）医療的ケアが必要な幼児児童生徒の有無（設問「学校で医療的ケアを受けている幼児児童生徒はいますか。（○は1つ）」＜回答総数 666 校＞）

表4. 1. 4. 4に医療的ケアの必要な幼児児童生徒の在籍の有無を示した。約半数の表4. 1. 4. 5～表4. 1. 4. 6には、障害種別ごとの医療的ケアが必要な幼児児童生徒の有無を示した。

表4. 1. 4. 4 医療的ケアが必要な幼児児童生徒の有無

	学校数（校）	比率（％）
在籍している	351	52.7
在籍していない	310	46.5
無回答	5	0.8

計	666	100.0
---	-----	-------

表4. 1. 4. 5 障害種別・医療的ケアが必要な幼児児童生徒の有無（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
いる	10 (23.8)	75 (97.4)	92 (35.4)	14 (56)	16 (66.7)
いない	32 (76.2)	2 (2.6)	166 (63.8)	11 (44)	8 (33.3)
無回答	0 (0)	0 (0)	2 (0.8)	0 (0)	0 (0)
計	42 (100)	77 (100)	260 (100)	25 (100)	24 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 4. 6 障害種別・医療的ケアが必要な幼児児童生徒の有無（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
いる	0 (0)	83 (88.3)	48 (47.5)	12 (33.3)	1 (33.3)	351 (52.7)
いない	4 (100)	10 (10.6)	52 (51.5)	23 (63.9)	2 (66.7)	310 (46.5)
無回答	0 (0)	1 (1.1)	1 (1)	1 (2.8)	0 (0)	5 (0.8)
計	4 (100)	94 (100)	101 (100)	36 (100)	3 (100)	666 (100)

単位：校（％）

（3）学部別の幼児児童生徒数（設問「各学部の幼児児童生徒を、医療的ケアを受けていない・受けている別に、お教え下さい。」）

a) 医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数：61,952人

表4. 1. 4. 7に医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を学部別に示した。表4. 1. 4. 8～表4. 1. 4. 9には、障害種ごとの学部別医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 4. 7 学部別医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	243	0.4
小学部	16,720	27.0
中学部	14,137	22.8
高等部	30,852	49.8
計	61,952	100.0

表4. 1. 4. 8 障害種別・学部別医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	141 (6.7)	21 (0.4)	53 (0.1)	0 (0)	2 (0.2)
小学部	424 (20.3)	2,241 (42.8)	9,065 (24.4)	301 (28.9)	366 (29.4)
中学部	325 (15.5)	1,383 (26.4)	8,258 (22.3)	340 (32.6)	329 (26.4)
高等部	1,202 (57.5)	1,587 (30.3)	19,717 (53.2)	402 (38.5)	550 (44.1)
計	2,092 (100)	5,232 (100)	37,093 (100)	1,043 (100)	1,247 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 4. 9 障害種別・学部別医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	21 (18.1)	4 (0.1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	243 (0.4)
小学部	35 (30.2)	1,271 (40.2)	2,926 (25.4)	58 (15.8)	33 (34)	16,720 (27)
中学部	33 (28.4)	785 (24.8)	2,572 (22.4)	72 (19.6)	40 (41.2)	14,137 (22.8)
高等部	27 (23.3)	1,099 (34.8)	6,006 (52.2)	238 (64.7)	24 (24.7)	30,852 (49.8)
計	116 (100)	3,159 (100)	11,505 (100)	368 (100)	97 (100)	61,952 (100)

単位：人（％）

b) 医療的ケアを受けている幼児児童生徒数：3,665人

表4. 1. 4. 10に医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を学部別に示した。表4. 1. 4. 11～表4. 1. 4. 12障害種ごとの学部別・医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 4. 10 学部別医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	13	0.4
小学部	1,777	48.5
中学部	925	25.2
高等部	950	25.9
計	3,665	100.0

表4. 1. 4. 11 障害種別・学部別の医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（単一・総合）



	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	2 (11.1)	3 (0.2)	0 (0)	0 (0)	4 (4)
小学部	7 (38.9)	724 (52.2)	229 (49.1)	67 (46.9)	43 (43)
中学部	7 (38.9)	350 (25.3)	122 (26.2)	32 (22.4)	35 (35)
高等部	2 (11.1)	309 (22.3)	115 (24.7)	44 (30.8)	18 (18)
計	18 (100)	1,386 (100)	466 (100)	143 (100)	100 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 4. 12 障害種別・学部別の医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	4 (0.4)	0 (0)	0 (0)	-	13 (0.4)
小学部	-	541 (48.9)	129 (34.6)	37 (51.4)	-	1,777 (48.5)
中学部	-	265 (23.9)	97 (26)	17 (23.6)	-	925 (25.2)
高等部	-	297 (26.8)	147 (39.4)	18 (25)	-	950 (25.9)
計	-	1,107 (100)	373 (100)	72 (100)	-	3,665 (100)

単位：人（％）

c) 幼児児童生徒数の合計：65,617人

表4. 1. 4. 13には学部別の幼児児童生徒数の合計を示した。表4. 1. 4. 14～表4. 1. 4. 15には障害種ごとの学部別の幼児児童生徒数の合計を示した。

表4. 1. 4. 13 学部別の幼児児童生徒数の合計

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	256	0.4
小学部	18,497	28.2
中学部	15,062	23.0
高等部	31,802	48.5
計	65,617	100.0

表4. 1. 4. 14 障害種別・学部別の幼児児童生徒数の合計（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	143 (6.8)	24 (0.4)	53 (0.1)	0 (0)	6 (0.4)
小学部	431 (20.4)	2,965 (44.8)	9,294 (24.7)	368 (31)	409 (30.4)

中学部	332 (15.7)	1,733 (26.2)	8,380 (22.3)	372 (31.4)	364 (27)
高等部	1,204 (57.1)	1,896 (28.6)	19,832 (52.8)	446 (37.6)	568 (42.2)
計	2,110 (100)	6,618 (100)	37,559 (100)	1,186 (100)	1,347 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 4. 15 障害種別・学部別の幼児児童生徒数の合計（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	21 (18.1)	8 (0.2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	256 (0.4)
小学部	35 (30.2)	1,812 (42.5)	3,055 (25.7)	95 (21.6)	33 (34)	18,497 (28.2)
中学部	33 (28.4)	1,050 (24.6)	2,669 (22.5)	89 (20.2)	40 (41.2)	15,062 (23.0)
高等部	27 (23.3)	1,396 (32.7)	6,153 (51.8)	256 (58.2)	24 (24.7)	31,802 (48.5)
計	116 (100)	4,266 (100)	11,878 (100)	440 (100)	97 (100)	65,617 (100)

単位：人（％）

4. 1. 5 登校方法別幼児児童生徒数（設問「幼児児童生徒の登校方法についてお教え下さい。お手数ですが、医療的ケアの有無、登校している場所、所属学部ごとに人数をお書き下さい。」）

#### 4. 1. 5. 1 登校について

（1）医療的ケアが必要ない場合：学校で医療的ケアを受けていない幼児児童生徒（総数 61,952 人）の登校方法

a) 主として寄宿舎から登校している幼児児童生徒（登校・医療的ケアなし・寄宿舎）

1) 寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（登校・医療的ケアなし・寄宿舎・自力）：3,262 人

表4. 1. 5. 1. 1には寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 2～表4. 1. 5. 1. 3には障害種ごとの寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 1 寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	92	2.8
中学部	401	12.3
高等部	2,769	84.9
計	3,262	100.0

表4. 1. 5. 1. 2 障害種別・寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けていない幼児  
児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	21 (3.5)	6 (3.5)	32 (1.8)	25 (53.2)	0 (0)
中学部	101 (16.7)	34 (19.8)	150 (8.3)	18 (38.3)	14 (20)
高等部	482 (79.8)	132 (76.7)	1,630 (90)	4 (8.5)	56 (80)
計	604 (100)	172 (100)	1,812 (100)	47 (100)	70 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 1. 3 障害種別・寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けていない幼児  
児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	2 (9.1)	1 (1.1)	4 (0.9)	1 (50)	0 (0)	92 (2.8)
中学部	7 (31.8)	13 (14.1)	63 (14.6)	0 (0)	1 (11.1)	401 (12.3)
高等部	13 (59.1)	78 (84.8)	365 (84.5)	1 (50)	8 (88.9)	2,769 (84.9)
計	22 (100)	92 (100)	432 (100)	2 (100)	9 (100)	3,262 (100)

単位：人（％）

2) 寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児  
児童生徒数（登校・医療的ケアなし・寄宿舎・付添）：1,017人

表4. 1. 5. 1. 4には寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的  
ケアを受けていない幼児児童生徒数を学部別に示した。表4. 1. 5. 1. 5～表4. 1. 5. 1.  
6には障害種ごとの寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを  
を受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 4 寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケア  
を受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	1	0.1
小学部	101	9.9
中学部	251	24.7

高等部	664	65.3
計	1,017	100.0

表4. 1. 5. 1. 5 障害種別・寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
小学部	36 (25.5)	8 (4.9)	44 (11.1)	2 (11.1)	-
中学部	40 (28.4)	51 (31.3)	93 (23.4)	10 (55.6)	-
高等部	65 (46.1)	104 (63.8)	261 (65.6)	6 (33.3)	-
計	141 (100)	163 (100)	398 (100)	18 (100)	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 1. 6 障害種別・寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	1 (0.5)	-	0 (0)	1 (0.1)
小学部	2 (33.3)	2 (2.4)	7 (3.4)	-	0 (0)	101 (9.9)
中学部	4 (66.7)	15 (18.1)	38 (18.4)	-	0 (0)	251 (24.7)
高等部	0 (0)	66 (79.5)	161 (77.8)	-	1 (100)	664 (65.3)
計	6 (100)	83 (100)	207 (100)	-	1 (100)	1,017 (100)

単位：人（％）

3) 寄宿舎から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（登校・医療的ケアなし・寄宿舎）：4,279人

表4. 1. 5. 1. 7には寄宿舎から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計を示した。表4. 1. 5. 1. 8～表4. 1. 5. 1. 9には障害種ごとの寄宿舎から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計を示した。

表4. 1. 5. 1. 7 寄宿舎から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	1	0.0
小学部	193	4.5

中学部	652	15.2
高等部	3,433	80.2
計	4,279	100.0

表4. 1. 5. 1. 8 障害種別・寄宿舎から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	57 (7.7)	14 (4.2)	76 (3.4)	27 (41.5)	0 (0)
中学部	141 (18.9)	85 (25.4)	243 (11)	28 (43.1)	14 (20)
高等部	547 (73.4)	236 (70.4)	1,891 (85.6)	10 (15.4)	56 (80)
計	745 (100)	335 (100)	2,210 (100)	65 (100)	70 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 1. 9 障害種別・寄宿舎から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	1 (0.2)	0 (0)	0 (0)	1 (0)
小学部	4 (14.3)	3 (1.7)	11 (1.7)	1 (50)	0 (0)	193 (4.5)
中学部	11 (39.3)	28 (16)	101 (15.8)	0 (0)	1 (10)	652 (15.2)
高等部	13 (46.4)	144 (82.3)	526 (82.3)	1 (50)	9 (90)	3,433 (80.2)
計	28 (100)	175 (100)	639 (100)	2 (100)	10 (100)	4,279 (100)

単位：人（％）

b) 主として福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒（登校・医療的ケアなし・福祉施設）

1) スクールバスを利用している場合（登校・医療的ケアなし・福祉施設・スクールバス利用）

(i) スクールバスを利用して自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（登校・医療的ケアなし・福祉施設・スクールバス利用・自力）：417人

表4. 1. 5. 1. 10にはスクールバスを利用して自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 11～表4. 1. 5. 1. 12には障害種ごとのスクールバスを利用して自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 10 スクールバスを利用して自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	0	0.0
小学部	89	21.3
中学部	125	30.0
高等部	203	48.7
計	417	100.0

表4. 1. 5. 1. 11 障害種別・スクールバスを利用して自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)
小学部	0 (0)	1 (100)	70 (22.7)	-	0 (0)
中学部	0 (0)	0 (0)	101 (32.8)	-	1 (25)
高等部	2 (100)	0 (0)	137 (44.5)	-	3 (75)
計	2 (100)	1 (100)	308 (100)	-	4 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 1. 12 障害種別・スクールバスを利用して自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	-	-	0 (0)
小学部	-	1 (25)	17 (17.3)	-	-	89 (21.3)
中学部	-	1 (25)	22 (22.4)	-	-	125 (30)
高等部	-	2 (50)	59 (60.2)	-	-	203 (48.7)
計	-	4 (100)	98 (100)	-	-	417 (100)

単位：人 (%)

(ii) スクールバスを利用して福祉施設等から登校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (登校・医療的ケアなし・福祉施設・スクールバス利用・付添) : 849 人

表4. 1. 5. 1. 13にはスクールバスを利用して福祉施設等から登校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 14～表4. 1. 5. 1. 15に障害種ごとのスクールバスを利用して福祉施設等から登校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 13 スクールバスを利用して福祉施設等から登校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	2	0.2
小学部	234	27.6
中学部	248	29.2
高等部	365	43.0
計	849	100.0

表4. 1. 5. 1. 14 障害種別・スクールバスを利用して福祉施設等から登校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	1 (12.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
小学部	1 (12.5)	2 (11.8)	162 (31.3)	1 (100)	-
中学部	0 (0)	6 (35.3)	146 (28.2)	0 (0)	-
高等部	6 (75)	9 (52.9)	210 (40.5)	0 (0)	-
計	8 (100)	17 (100)	518 (100)	1 (100)	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 1. 15 障害種別・スクールバスを利用して福祉施設等から登校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	1 (0.3)	0 (0)	-	2 (0.2)
小学部	-	3 (27.3)	65 (22.2)	0 (0)	-	234 (27.6)
中学部	-	1 (9.1)	94 (32.1)	1 (100)	-	248 (29.2)
高等部	-	7 (63.6)	133 (45.4)	0 (0)	-	365 (43)

計	-	11 (100)	293 (100)	1 (100)	-	849 (100)
---	---	----------	-----------	---------	---	-----------

単位：人（％）

2) スクールバスを利用していない場合（登校・医療的ケアなし・福祉施設・スクールバスなし）

(i) スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（登校・医療的ケアなし・福祉施設・スクールバスなし・自力）：832人

表4. 1. 5. 1. 16にはスクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 17～表4. 1. 5. 1. 18には障害種別ごとのスクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 16 スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	69	8.3
中学部	137	16.5
高等部	626	75.2
計	832	100.0

表4. 1. 5. 1. 17 障害種別・スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	0 (0)	9 (42.9)	7 (1.6)	41 (30.1)	2 (11.1)
中学部	0 (0)	7 (33.3)	45 (10.2)	66 (48.5)	1 (5.6)
高等部	4 (100)	5 (23.8)	390 (88.2)	29 (21.3)	15 (83.3)
計	4 (100)	21 (100)	442 (100)	136 (100)	18 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 1. 18 障害種別・スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		



幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)
小学部	-	3 (14.3)	6 (3.4)	1 (7.1)	-	69 (8.3)
中学部	-	5 (23.8)	12 (6.8)	1 (7.1)	-	137 (16.5)
高等部	-	13 (61.9)	158 (89.8)	12 (85.7)	-	626 (75.2)
計	-	21 (100)	176 (100)	14 (100)	-	832 (100)

単位：人（％）

(ii) スクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（登校・医療的ケアなし・福祉施設・スクールバスなし・一部付添）：169人

学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いが必要（福祉施設等から登校）【医療的ケアを受けていない】

表4.1.5.1.19にはスクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表5.1.20～表4.1.5.1.21には障害種ごとのスクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4.1.5.1.19 スクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	30	17.8
中学部	44	26.0
高等部	95	56.2
計	169	100.0

表4.1.5.1.20 障害種別・スクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
小学部	-	1 (100)	17 (18.3)	4 (30.8)	-
中学部	-	0 (0)	25 (26.9)	2 (15.4)	-

高等部	-	0 (0)	51 (54.8)	7 (53.8)	-
計	-	1 (100)	93 (100)	13 (100)	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 1. 2 1 障害種別・スクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	-	-	0 (0)
小学部	-	7 (24.1)	1 (3)	-	-	30 (17.8)
中学部	-	11 (37.9)	6 (18.2)	-	-	44 (26)
高等部	-	11 (37.9)	26 (78.8)	-	-	95 (56.2)
計	-	29 (100)	33 (100)	-	-	169 (100)

単位：人（％）

(iii) スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（登校・医療的ケアなし・福祉施設・スクールバスなし・全部付添）：1,871人

表4. 1. 5. 1. 2 2にはスクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 2 3～表4. 1. 5. 1. 2 4には障害種別ごとのスクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 2 2 スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	10	0.5
小学部	537	28.7
中学部	545	29.1
高等部	779	41.6
計	1,871	100.0

表4. 1. 5. 1. 2 3 障害種別・スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で

施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	1 (6.7)	7 (1.4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	6 (40)	213 (42.3)	167 (21.9)	23 (37.1)	8 (25.8)
中学部	3 (20)	159 (31.5)	231 (30.2)	12 (19.4)	9 (29)
高等部	5 (33.3)	125 (24.8)	366 (47.9)	27 (43.5)	14 (45.2)
計	15 (100)	504 (100)	764 (100)	62 (100)	31 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 1. 24 障害種別・スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	2 (1.4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (0.5)
小学部	-	52 (37.7)	50 (17.2)	14 (25.9)	4 (33.3)	537 (28.7)
中学部	-	29 (21)	75 (25.8)	19 (35.2)	8 (66.7)	545 (29.1)
高等部	-	55 (39.9)	166 (57)	21 (38.9)	0 (0)	779 (41.6)
計	-	138 (100)	291 (100)	54 (100)	12 (100)	1,871 (100)

単位：人（％）

(iv) 福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（登校・医療的ケアなし・福祉施設）：4,138人

表4. 1. 5. 1. 25には福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計を示した。表4. 1. 5. 1. 26～表4. 1. 5. 1. 27には障害種ごとの福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計を示した。

表4. 1. 5. 1. 25 福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	12	0.3
小学部	959	23.2
中学部	1,099	26.6

高等部	2,068	50.0
計	4,138	100.0

表4. 1. 5. 1. 26 障害種別・福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	2 (6.9)	7 (1.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	7 (24.1)	226 (41.5)	423 (19.9)	69 (32.5)	10 (18.9)
中学部	3 (10.3)	172 (31.6)	548 (25.8)	80 (37.7)	11 (20.8)
高等部	17 (58.6)	139 (25.6)	1,154 (54.3)	63 (29.7)	32 (60.4)
計	29 (100)	544 (100)	2,125 (100)	212 (100)	53 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 1. 27 福祉施設等から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	2 (1)	1 (0.1)	0 (0)	0 (0)	12 (0.3)
小学部	-	66 (32.5)	139 (15.6)	15 (21.7)	4 (33.3)	959 (23.2)
中学部	-	47 (23.2)	209 (23.5)	21 (30.4)	8 (66.7)	1,099 (26.6)
高等部	-	88 (43.3)	542 (60.8)	33 (47.8)	0 (0)	2,068 (50)
計	-	203 (100)	891 (100)	69 (100)	12 (100)	4,138 (100)

単位：人（％）

c) 主として自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒（登校・医療的ケアなし・自宅）

(i) スクールバスを利用して自力で自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（登校・医療的ケアなし・自宅・スクールバス利用・自力）：4,437人

表4. 1. 5. 1. 28にはスクールバスを利用して自力で自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 29～表4. 1. 5. 1. 30には障害種ごとのスクールバスを利用して自力で自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 28 スクールバスを利用して自力で自宅から登校している医療的ケアを受け

ていない幼児児童生徒数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	0	0.0
小学部	610	13.7
中学部	1,169	26.3
高等部	2,658	59.9
計	4,437	100.0

表4. 1. 5. 1. 29 障害種別・スクールバスを利用して自力で自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	1 (0.7)	42 (28.8)	475 (16.2)	1 (25)	0 (0)
中学部	17 (11.9)	29 (19.9)	827 (28.2)	0 (0)	23 (15.8)
高等部	125 (87.4)	75 (51.4)	1,634 (55.7)	3 (75)	123 (84.2)
計	143 (100)	146 (100)	2,936 (100)	4 (100)	146 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 1. 30 障害種別・スクールバスを利用して自力で自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	5 (71.4)	0 (0)	85 (8.9)	1 (8.3)	0 (0)	610 (13.7)
中学部	2 (28.6)	21 (25.3)	249 (26)	0 (0)	1 (100)	1,169 (26.3)
高等部	0 (0)	62 (74.7)	625 (65.2)	11 (91.7)	0 (0)	2,658 (59.9)
計	7 (100)	83 (100)	959 (100)	12 (100)	1 (100)	4,437 (100)

単位：人 (%)

(ii) スクールバスを利用して自宅から登校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (登校・医療的ケアなし・自宅・スクールバス利用・付添)：26,363人

表4. 1. 5. 1. 31にはスクールバスを利用して自宅から登校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5.

1. 3 2～表4. 1. 5. 1. 3 3には障害種別ごとのスクールバスを利用して自宅から登校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 3 1 スクールバスを利用して自宅から登校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	28	0.1
小学部	11,545	43.8
中学部	8,472	32.1
高等部	6,318	24.0
計	26,363	100.0

表4. 1. 5. 1. 3 2 障害種別・スクールバスを利用して自宅から登校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	14 (6.2)	3 (0.1)	3 (0)	0 (0)	1 (0.2)
小学部	117 (51.5)	1,180 (43.7)	6,978 (43.9)	12 (34.3)	275 (43.5)
中学部	56 (24.7)	755 (28)	5,289 (33.3)	19 (54.3)	210 (33.2)
高等部	40 (17.6)	763 (28.2)	3,619 (22.8)	4 (11.4)	146 (23.1)
計	227 (100)	2,701 (100)	15,889 (100)	35 (100)	632 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 1. 3 3 障害種別・スクールバスを利用して自宅から登校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	5 (33.3)	2 (0.1)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	28 (0.1)
小学部	5 (33.3)	756 (41.2)	2,180 (44.3)	7 (25.9)	35 (47.3)	11,545 (43.8)
中学部	5 (33.3)	512 (27.9)	1,599 (32.5)	7 (25.9)	20 (27)	8,472 (32.1)
高等部	0 (0)	567 (30.9)	1,147 (23.3)	13 (48.1)	19 (25.7)	6,318 (24)
計	15 (100)	1,837 (100)	4,926 (100)	27 (100)	74 (100)	26,363 (100)

単位：人 (%)

2) スクールバスを利用していない場合（登校・医療的ケアなし・自宅・スクールバスなし）

(i) スクールバスを利用しておらず、自力で自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（登校・医療的ケアなし・自宅・スクールバスなし・自力）：13,527人

表4.1.5.1.34にはスクールバスを利用しておらず、自力で自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4.1.5.1.35～表4.1.5.1.36には障害種ごとのスクールバスを利用しておらず、自力で自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4.1.5.1.34 スクールバスを利用しておらず、自力で自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（%）
幼稚部	0	0.0
小学部	39	0.3
中学部	614	4.5
高等部	12,874	95.2
計	13,527	100.0

表4.1.5.1.35 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自力で自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	6 (1.3)	0 (0)	28 (0.3)	0 (0)	0 (0)
中学部	35 (7.7)	4 (5.8)	450 (4.6)	14 (12.5)	16 (9.8)
高等部	414 (91)	65 (94.2)	9,208 (95.1)	98 (87.5)	148 (90.2)
計	455 (100)	69 (100)	9,686 (100)	112 (100)	164 (100)

単位：人（%）

表4.1.5.1.36 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自力で自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	2 (6.7)	0 (0)	2 (0.1)	1 (1)	0 (0)	39 (0.3)
中学部	7 (23.3)	6 (6.8)	69 (2.5)	11 (10.6)	2 (50)	614 (4.5)

高等部	21 (70)	82 (93.2)	2,744 (97.5)	92 (88.5)	2 (50)	12,874 (95.2)
計	30 (100)	88 (100)	2,815 (100)	104 (100)	4 (100)	13,527 (100)

単位：人（％）

(ii) スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（登校・医療的ケアなし・自宅・スクールバスなし・一部付添）：736人

表4.1.5.1.37にはスクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4.1.5.1.38～表4.1.5.1.39には障害種ごとのスクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒を示した。

表4.1.5.1.37 スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒

数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	1	0.1
小学部	81	11.0
中学部	127	17.3
高等部	527	71.6
計	736	100.0

表4.1.5.1.38 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼

児児童生徒（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0人(0)	0人(0)	1人(0.2)	0人(0)	0人(0)
小学部	3人(27.3)	25人(36.2)	41人(9.9)	2人(7.1)	3人(50)
中学部	6人(54.5)	15人(21.7)	83人(20)	11人(39.3)	1人(16.7)
高等部	2人(18.2)	29人(42)	290人(69.9)	15人(53.6)	2人(33.3)
計	11人(100)	69人(100)	415人(100)	28人(100)	6人(100)

単位：人（％）



表4. 1. 5. 1. 39 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	1 (0.1)
小学部	3 (60)	1 (100)	0 (0)	3 (42.9)	-	81 (11)
中学部	2 (40)	0 (0)	9 (4.6)	0 (0)	-	127 (17.3)
高等部	0 (0)	0 (0)	185 (95.4)	4 (57.1)	-	527 (71.6)
計	5 (100)	1 (100)	194 (100)	7 (100)	-	736 (100)

単位：人（％）

(iii) スクールバスを利用しておらず、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（登校・医療的ケアなし・自宅・スクールバスなし・全部付添）：11,423人

表4. 1. 5. 1. 40にはスクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 41～表4. 1. 5. 1. 42には障害種ごとのスクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 40 スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	208	1.8
小学部	4,515	39.5
中学部	2,783	24.4
高等部	3,917	34.3
計	11,423	100.0

表4. 1. 5. 1. 41 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	126 (24.2)	11 (0.6)	50 (0.9)	0 (0)	1 (0.5)
小学部	241 (46.3)	972 (51.5)	1,966 (36.1)	92 (23)	80 (41.9)
中学部	77 (14.8)	466 (24.7)	1,304 (24)	126 (31.5)	51 (26.7)
高等部	77 (14.8)	438 (23.2)	2,123 (39)	182 (45.5)	59 (30.9)
計	521 (100)	1,887 (100)	5,443 (100)	400 (100)	191 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 1. 42 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	16 (41)	3 (0.3)	1 (0.1)	0 (0)	0 (0)	208 (1.8)
小学部	15 (38.5)	504 (47.4)	582 (35.2)	30 (21.1)	33 (40.2)	4,515 (39.5)
中学部	6 (15.4)	278 (26.1)	409 (24.7)	34 (23.9)	32 (39)	2,783 (24.4)
高等部	2 (5.1)	279 (26.2)	662 (40)	78 (54.9)	17 (20.7)	3,917 (34.3)
計	39 (100)	1,064 (100)	1,654 (100)	142 (100)	82 (100)	11,423 (100)

単位：人（％）

(iv) 自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（登校・医療的ケアなし・自宅）：56,486人

表4. 1. 5. 1. 43には自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計を示した。表4. 1. 5. 1. 44～表4. 1. 5. 1. 45には障害種ごとの自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計を示した。

表4. 1. 5. 1. 43 自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	237	0.4
小学部	16,790	29.7

中学部	13,165	23.3
高等部	26,294	46.5
計	56,486	100.0

表4.1.5.1.44 障害種別・自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	140 (10.3)	14 (0.3)	54 (0.2)	0 (0)	2 (0.2)
小学部	368 (27.1)	2,219 (45.5)	9,488 (27.6)	107 (18.5)	358 (31.4)
中学部	191 (14.1)	1,269 (26)	7,953 (23.1)	170 (29.4)	301 (26.4)
高等部	658 (48.5)	1,370 (28.1)	16,874 (49.1)	302 (52.2)	478 (42)
計	1,357 (100)	4,872 (100)	34,369 (100)	579 (100)	1,139 (100)

単位：人（％）

表4.1.5.1.45 障害種別・自宅から登校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	21 (21.9)	5 (0.2)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	237 (0.4)
小学部	30 (31.3)	1,261 (41)	2,849 (27)	42 (14.4)	68 (42.2)	16,790 (29.7)
中学部	22 (22.9)	817 (26.6)	2,335 (22.1)	52 (17.8)	55 (34.2)	13,165 (23.3)
高等部	23 (24)	990 (32.2)	5,363 (50.8)	198 (67.8)	38 (23.6)	26,294 (46.5)
計	96 (100)	3,073 (100)	10,548 (100)	292 (100)	161 (100)	56,486 (100)

単位：人（％）

（2）医療的ケアが必要な場合：学校で医療的ケアを受けている幼児児童生徒（総数3,665人）の登校方法

a) 主として寄宿舎から登校している幼児児童生徒（登校・医療的ケアあり・寄宿舎）

1) 寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（登校・医療的ケアあり・寄宿舎・自力）：6人

表4.1.5.1.46には寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4.1.5.1.47～表4.1.5.1.48には障害種ごとの寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 46 寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	0	0.0
小学部	0	0.0
中学部	2	33.3
高等部	4	66.7
計	6	100.0

表4. 1. 5. 1. 47 障害種別・寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)	-
小学部	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)	-
中学部	1 (50)	0 (0)	-	0 (0)	-
高等部	1 (50)	1 (100)	-	2 (100)	-
計	2 (100)	1 (100)	-	2 (100)	-

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 1. 48 障害種別・寄宿舎から自力で登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	-	0 (0)	-	-	0 (0)
小学部	-	-	0 (0)	-	-	0 (0)
中学部	-	-	1 (100)	-	-	2 (33.3)
高等部	-	-	0 (0)	-	-	4 (66.7)
計	-	-	1 (100)	-	-	6 (100)

単位：人 (%)

2) 寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数 (登校・医療的ケアあり・寄宿舎・付添)：9人

表4. 1. 5. 1. 49には寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 50～表4. 1. 5. 1. 51

には障害種ごとの寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 49 寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	0	0.0
小学部	2	22.2
中学部	2	22.2
高等部	5	55.6
計	9	100.0

表4. 1. 5. 1. 50 障害種別・寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	-	-	0 (0)	-
小学部	0 (0)	-	-	2 (50)	-
中学部	1 (100)	-	-	0 (0)	-
高等部	0 (0)	-	-	2 (50)	-
計	1 (100)	-	-	4 (100)	-

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 1. 51 障害種別・寄宿舎から登校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	-	-	0 (0)
小学部	-	0 (0)	0 (0)	-	-	2 (22.2)
中学部	-	0 (0)	1 (33.3)	-	-	2 (22.2)
高等部	-	1 (100)	2 (66.7)	-	-	5 (55.6)
計	-	1 (100)	3 (100)	-	-	9 (100)

単位：人 (%)

3) 寄宿舎から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計（登校・医療的ケアあり・寄宿舎）：15人

表4.1.5.1.52には寄宿舎から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計を示した。表4.1.5.1.53～表4.1.5.1.54には障害種ごとの寄宿舎から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計を示した。

表4.1.5.1.52 寄宿舎から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	2	13.3
中学部	4	26.7
高等部	9	60.0
計	15	100.0

表4.1.5.1.53 障害種別・寄宿舎から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)	-
小学部	0 (0)	0 (0)	-	2 (33.3)	-
中学部	2 (66.7)	0 (0)	-	0 (0)	-
高等部	1 (33.3)	1 (100)	-	4 (66.7)	-
計	3 (100)	1 (100)	-	6 (100)	-

単位：人（％）

表4.1.5.1.54 障害種別・寄宿舎から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	-	-	0 (0)
小学部	-	0 (0)	0 (0)	-	-	2 (13.3)
中学部	-	0 (0)	2 (50)	-	-	4 (26.7)
高等部	-	1 (100)	2 (50)	-	-	9 (60)
計	-	1 (100)	4 (100)	-	-	15 (100)

単位：人（％）

b) 主として福祉施設等から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒（登校・医療的ケアあり・福祉施設）

1) スクールバスを利用している場合（登校・医療的ケアあり・福祉施設・スクールバス利用）

(i) スクールバスを利用して自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（登校・医療的ケアあり・福祉施設・スクールバス利用・自力）：0人

スクールバスを利用して自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒はいなかった。

(ii) スクールバスを利用して福祉施設等から登校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（登校・医療的ケアあり・福祉施設・スクールバス利用・付添）：2人

表4. 1. 5. 1. 55にはスクールバスを利用して福祉施設等から登校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 56～表4. 1. 5. 1. 57には障害種ごとのスクールバスを利用して福祉施設等から登校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 55 スクールバスを利用して福祉施設等から登校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（%）
幼稚部	0	0.0
小学部	0	0.0
中学部	0	0.0
高等部	2	100.0
計	2	100.0

表4. 1. 5. 1. 56 障害種別・スクールバスを利用して福祉施設等から登校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	-	-	-
小学部	-	0 (0)	-	-	-

中学部	-	0 (0)	-	-	-
高等部	-	2 (100)	-	-	-
計	-	2 (100)	-	-	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 1. 57 障害種別・スクールバスを利用して福祉施設等から登校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	-	-	-	-	0 (0)
小学部	-	-	-	-	-	0 (0)
中学部	-	-	-	-	-	0 (0)
高等部	-	-	-	-	-	2 (100)
計	-	-	-	-	-	2 (100)

単位：人（％）

2) スクールバスを利用していない場合（登校・医療的ケアあり・福祉施設・スクールバスなし）

(i) スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（登校・医療的ケアあり・福祉施設・スクールバスなし・自力）：11人

表4. 1. 5. 1. 58にはスクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 59～表4. 1. 5. 1. 60には障害種ごとのスクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 58 スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	0	0.0
中学部	0	0.0
高等部	11	100.0
計	11	100.0



表4. 1. 5. 1. 59 障害種別・スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	-	0 (0)	-	0 (0)
小学部	-	-	0 (0)	-	0 (0)
中学部	-	-	0 (0)	-	0 (0)
高等部	-	-	1 (100)	-	9 (100)
計	-	-	1 (100)	-	9 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 1. 60 障害種別・スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	-	0 (0)	-	-	0 (0)
小学部	-	-	0 (0)	-	-	0 (0)
中学部	-	-	0 (0)	-	-	0 (0)
高等部	-	-	1 (100)	-	-	11 (100)
計	-	-	1 (100)	-	-	11 (100)

単位：人（％）

(ii) スクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（登校・医療的ケアあり・福祉施設・スクールバスなし・一部付添）：10人

表4. 1. 5. 1. 61にはスクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 62～表4. 1. 5. 1. 63には障害種ごとのスクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 61 スクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0

小学部	3	30.0
中学部	7	70.0
高等部	0	0.0
計	10	100.0

表4. 1. 5. 1. 6 2 障害種別・スクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	-	-	-
小学部	-	3 (30)	-	-	-
中学部	-	7 (70)	-	-	-
高等部	-	0 (0)	-	-	-
計	-	10 (100)	-	-	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 1. 6 3 障害種別・スクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	-	-	-	-	0 (0)
小学部	-	-	-	-	-	3 (30)
中学部	-	-	-	-	-	7 (70)
高等部	-	-	-	-	-	0 (0)
計	-	-	-	-	-	10 (100)

単位：人（％）

(iii) スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（登校・医療的ケアあり・福祉施設・スクールバスなし・全部付添）：180人

表4. 1. 5. 1. 6 4には、スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 6 5～表4. 1. 5. 1. 6 6には障害種ごとのスクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けて

いる幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 64 スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	1	0.6
小学部	83	46.1
中学部	50	27.8
高等部	46	25.6
計	180	100.0

表4. 1. 5. 1. 65 障害種別・スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	-	48 (49)	2 (66.7)	12 (38.7)	3 (60)
中学部	-	31 (31.6)	1 (33.3)	9 (29)	2 (40)
高等部	-	19 (19.4)	0 (0)	10 (32.3)	0 (0)
計	-	98 (100)	3 (100)	31 (100)	5 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 1. 66 障害種別・スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	1 (3)	-	0 (0)	-	1 (0.6)
小学部	-	13 (39.4)	-	5 (50)	-	83 (46.1)
中学部	-	5 (15.2)	-	2 (20)	-	50 (27.8)
高等部	-	14 (42.4)	-	3 (30)	-	46 (25.6)
計	-	33 (100)	-	10 (100)	-	180 (100)

単位：人 (%)

(iv) 福祉施設等から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計 (登校・医療的

ケアあり・福祉施設) : 203 人

表4. 1. 5. 1. 67には、福祉施設等から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計を示した。表4. 1. 5. 1. 68～表4. 1. 5. 1. 69には障害種ごとの福祉施設等から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計を示した。

表4. 1. 5. 1. 67 福祉施設等から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	1	0.5
小学部	86	42.4
中学部	57	28.1
高等部	59	29.1
計	203	100.0

表4. 1. 5. 1. 68 障害種別・福祉施設等から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	-	51 (46.4)	2 (50)	12 (38.7)	3 (21.4)
中学部	-	38 (34.5)	1 (25)	9 (29)	2 (14.3)
高等部	-	21 (19.1)	1 (25)	10 (32.3)	9 (64.3)
計	-	110 (100)	4 (100)	31 (100)	14 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 1. 69 福祉施設等から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	1 (3)	0 (0)	0 (0)	-	1 (0.5)
小学部	-	13 (39.4)	0 (0)	5 (50)	-	86 (42.4)
中学部	-	5 (15.2)	0 (0)	2 (20)	-	57 (28.1)
高等部	-	14 (42.4)	1 (100)	3 (30)	-	59 (29.1)
計	-	33 (100)	1 (100)	10 (100)	-	203 (100)

単位：人 (%)

c) 主として自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒（登校・医療的ケアあり・自宅）

1) スクールバスを利用している場合（登校・医療的ケアあり・自宅・スクールバス利用）

(i) スクールバスを利用して自力で自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（登校・医療的ケアあり・自宅・スクールバス利用・自力）：21人

表4.1.5.1.70には、スクールバスを利用して自力で自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4.1.5.1.71～表4.1.5.1.72には障害種ごとのスクールバスを利用して自力で自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4.1.5.1.70 スクールバスを利用して自力で自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（%）
幼稚部	0	0.0
小学部	3	14.3
中学部	10	47.6
高等部	8	38.1
計	21	100.0

表4.1.5.1.71 障害種別・スクールバスを利用して自力で自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	-	-
小学部	-	0 (0)	2 (20)	-	-
中学部	-	1 (100)	6 (60)	-	-
高等部	-	0 (0)	2 (20)	-	-
計	-	1 (100)	10 (100)	-	-

単位：人（%）

表4.1.5.1.72 障害種別・スクールバスを利用して自力で自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		

幼稚部	-	0 (0)	-	-	-	0 (0)
小学部	-	1 (10)	-	-	-	3 (14.3)
中学部	-	3 (30)	-	-	-	10 (47.6)
高等部	-	6 (60)	-	-	-	8 (38.1)
計	-	10 (100)	-	-	-	21 (100)

単位：人（％）

(ii) スクールバスを利用して自宅から登校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（登校・医療的ケアあり・自宅・スクールバス利用・付添）：927人

表4.1.5.1.73には、スクールバスを利用して自宅から登校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4.1.5.1.74～表4.1.5.1.75には障害種ごとのスクールバスを利用して自宅から登校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4.1.5.1.73 スクールバスを利用して自宅から登校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	443	47.8
中学部	260	28.0
高等部	224	24.2
計	927	100.0

表4.1.5.1.74 障害種別・スクールバスを利用して自宅から登校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	-	164 (47.1)	91 (62.8)	1 (100)	15 (40.5)
中学部	-	103 (29.6)	28 (19.3)	0 (0)	14 (37.8)
高等部	-	81 (23.3)	26 (17.9)	0 (0)	8 (21.6)
計	-	348 (100)	145 (100)	1 (100)	37 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 1. 75 障害種別・スクールバスを利用して自宅から登校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)
小学部	-	140 (43.2)	26 (41.9)	6 (60)	-	443 (47.8)
中学部	-	92 (28.4)	21 (33.9)	2 (20)	-	260 (28)
高等部	-	92 (28.4)	15 (24.2)	2 (20)	-	224 (24.2)
計	-	324 (100)	62 (100)	10 (100)	-	927 (100)

単位：人（％）

2) スクールバスを利用していない場合（登校・医療的ケアあり・自宅・スクールバスなし）

(i) スクールバスを利用しておらず、自力で自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（登校・医療的ケアあり・自宅・スクールバスなし・自力）：33人

表4. 1. 5. 1. 76には、スクールバスを利用しておらず、自力で自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 77～表4. 1. 5. 1. 78には障害種ごとのスクールバスを利用しておらず、自力で自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 76 スクールバスを利用しておらず、自力で自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	0	0.0
中学部	4	12.1
高等部	29	87.9
計	33	100.0

表4. 1. 5. 1. 77 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自力で自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
小学部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-

中学部	-	0 (0)	3 (13)	1 (100)	-
高等部	-	2 (100)	20 (87)	0 (0)	-
計	-	2 (100)	23 (100)	1 (100)	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 1. 78 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自力で自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)
小学部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)
中学部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	4 (12.1)
高等部	-	1 (100)	5 (100)	1 (100)	-	29 (87.9)
計	-	1 (100)	5 (100)	1 (100)	-	33 (100)

単位：人（％）

(ii) スクールバスを利用しておらず、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（登校・医療的ケアあり・自宅・スクールバスなし・一部付添）：65人

表4. 1. 5. 1. 79には、スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 80～表4. 1. 5. 1. 81には障害種ごとのスクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 79 スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	42	64.6
中学部	10	15.4
高等部	13	20.0
計	65	100.0

表4. 1. 5. 1. 80 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校



までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児  
児童生徒（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	-	0 (0)	-
小学部	-	10 (40)	-	10 (76.9)	-
中学部	-	8 (32)	-	1 (7.7)	-
高等部	-	7 (28)	-	2 (15.4)	-
計	-	25 (100)	-	13 (100)	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 1. 81 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校  
までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児  
児童生徒（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	-	-	-	0 (0)
小学部	-	22 (81.5)	-	-	-	42 (64.6)
中学部	-	1 (3.7)	-	-	-	10 (15.4)
高等部	-	4 (14.8)	-	-	-	13 (20)
計	-	27 (100)	-	-	-	65 (100)

単位：人（％）

(iii) スクールバスを利用しておらず、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（登校・医療的ケアあり・自宅・スクールバスなし・全部付添）：2,116人

表4. 1. 5. 1. 82には、スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 1. 83～表4. 1. 5. 1. 84には障害種ごとのスクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 1. 82 スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	12	0.6
小学部	1,104	52.2
中学部	502	23.7
高等部	498	23.5
計	2,116	100.0

表4. 1. 5. 1. 83 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	2 (13.3)	3 (0.3)	0 (0)	0 (0)	4 (8.5)
小学部	7 (46.7)	496 (54.2)	142 (52)	34 (49.3)	21 (44.7)
中学部	5 (33.3)	213 (23.3)	68 (24.9)	15 (21.7)	16 (34)
高等部	1 (6.7)	203 (22.2)	63 (23.1)	20 (29)	6 (12.8)
計	15 (100)	915 (100)	273 (100)	69 (100)	47 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 1. 84 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	3 (0.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (0.6)
小学部	-	313 (49.4)	51 (58.6)	26 (51)	14 (56)	1,104 (52.2)
中学部	-	149 (23.5)	18 (20.7)	13 (25.5)	5 (20)	502 (23.7)
高等部	-	169 (26.7)	18 (20.7)	12 (23.5)	6 (24)	498 (23.5)
計	-	634 (100)	87 (100)	51 (100)	25 (100)	2,116 (100)

単位：人 (%)

(iv) 自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計 (登校・医療的ケアあり・自宅) : 3,162人

表4. 1. 5. 1. 85には、自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計を示した。表4. 1. 5. 1. 86～表4. 1. 5. 1. 87には障害種ごとの自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計を示した。

表4. 1. 5. 1. 85 自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	12	0.4
小学部	1,592	50.3
中学部	786	24.9
高等部	772	24.4
計	3,162	100.0

表4. 1. 5. 1. 86 障害種別・自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	2 (13.3)	3 (0.2)	0 (0)	0 (0)	4 (4.8)
小学部	7 (46.7)	670 (51.9)	235 (52.1)	45 (53.6)	36 (42.9)
中学部	5 (33.3)	325 (25.2)	105 (23.3)	17 (20.2)	30 (35.7)
高等部	1 (6.7)	293 (22.7)	111 (24.6)	22 (26.2)	14 (16.7)
計	15 (100)	1,291 (100)	451 (100)	84 (100)	84 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 1. 87 障害種別・自宅から登校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	3 (0.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (0.4)
小学部	-	476 (47.8)	77 (50)	32 (51.6)	14 (56)	1,592 (50.3)
中学部	-	245 (24.6)	39 (25.3)	15 (24.2)	5 (20)	786 (24.9)
高等部	-	272 (27.3)	38 (24.7)	15 (24.2)	6 (24)	772 (24.4)
計	-	996 (100)	154 (100)	62 (100)	25 (100)	3,162 (100)

単位：人 (%)

4. 1. 5. 2 下校について（設問「幼児児童生徒の下校方法についてお教え下さい。お手数ですが、医療的ケアの有無、登校している場所、所属学部ごとに人数をお書き下さい。」）

（1）医療的ケアが必要ない場合：学校で医療的ケアを受けていない幼児児童生徒（総数 61,952 人）の下校方法

a) 主として寄宿舎へ下校している幼児児童生徒（下校・医療的ケアなし・寄宿舎）

1) 寄宿舎から自力で下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（下校・医療的ケアなし・寄宿舎・自力）：2,745 人

表4. 1. 5. 2. 1には、寄宿舎から自力で下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 2～表4. 1. 5. 2. 3には障害種ごとの寄宿舎から自力で下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 1 寄宿舎から自力で下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（%）
幼稚部	0	0.0
小学部	66	2.4
中学部	365	13.3
高等部	2,314	84.3
計	2,745	100.0

表4. 1. 5. 2. 2 障害種別・寄宿舎から自力で下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	27 (4.4)	5 (3.3)	26 (1.8)	1 (6.3)	0 (0)
中学部	101 (16.6)	24 (15.8)	141 (9.8)	11 (68.8)	14 (20)
高等部	481 (79)	123 (80.9)	1,274 (88.4)	4 (25)	56 (80)
計	609 (100)	152 (100)	1,441 (100)	16 (100)	70 (100)

単位：人（%）

表4. 1. 5. 2. 3 障害種別・寄宿舎から自力で下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

小学部	2 (9.1)	1 (1.2)	3 (0.9)	1 (50)	0 (0)	66 (2.4)
中学部	7 (31.8)	13 (15.7)	53 (15.5)	0 (0)	1 (11.1)	365 (13.3)
高等部	13 (59.1)	69 (83.1)	285 (83.6)	1 (50)	8 (88.9)	2,314 (84.3)
計	22 (100)	83 (100)	341 (100)	2 (100)	9 (100)	2,745 (100)

単位：人（％）

2) 寄宿舎へ下校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（下校・医療的ケアなし・寄宿舎・付添）：1,046人

表4.1.5.2.4には、寄宿舎へ下校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4.1.5.2.5～表4.1.5.2.6には障害種ごとの寄宿舎へ下校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4.1.5.2.4 寄宿舎へ下校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	91	8.7
中学部	267	25.5
高等部	688	65.8
計	1,046	100.0

表4.1.5.2.5 障害種別・寄宿舎へ下校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
小学部	35 (24.8)	8 (5.1)	34 (8.8)	2 (11.1)	-
中学部	40 (28.4)	53 (34)	101 (26.2)	10 (55.6)	-
高等部	66 (46.8)	95 (60.9)	251 (65)	6 (33.3)	-
計	141 (100)	156 (100)	386 (100)	18 (100)	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 6 障害種別・寄宿舎へ下校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)	0 (0)
小学部	2 (33.3)	2 (2.6)	8 (3.1)	-	0 (0)	91 (8.7)
中学部	4 (66.7)	15 (19.7)	44 (16.8)	-	0 (0)	267 (25.5)
高等部	0 (0)	59 (77.6)	210 (80.2)	-	1 (100)	688 (65.8)
計	6 (100)	76 (100)	262 (100)	-	1 (100)	1,046 (100)

単位：人（％）

3) 寄宿舎へ下校していて放課後等デイサービスの送迎を利用している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（下校・医療的ケアなし・寄宿舎・デイサービス）：153人

表4. 1. 5. 2. 7には、寄宿舎へ下校していて放課後等デイサービスの送迎を利用している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 8～表4. 1. 5. 2. 9には障害種ごとの寄宿舎へ下校していて放課後等デイサービスの送迎を利用している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 7 寄宿舎へ下校していて放課後等デイサービスの送迎を利用している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	5	3.3
小学部	20	13.1
中学部	8	5.2
高等部	120	78.4
計	153	100.0

表4. 1. 5. 2. 8 障害種別・寄宿舎へ下校していて放課後等デイサービスの送迎を利用している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	5 (3.8)	-	-
小学部	-	0 (0)	20 (15)	-	-
中学部	-	0 (0)	3 (2.3)	-	-
高等部	-	3 (100)	105 (78.9)	-	-

計	-	3 (100)	133 (100)	-	-
---	---	---------	-----------	---	---

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 9 障害種別・寄宿舎へ下校して放課後等デイサービスの送迎を利用している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	-	0 (0)	-	-	5 (3.3)
小学部	-	-	0 (0)	-	-	20 (13.1)
中学部	-	-	5 (29.4)	-	-	8 (5.2)
高等部	-	-	12 (70.6)	-	-	120 (78.4)
計	-	-	17 (100)	-	-	153 (100)

単位：人（％）

4) 寄宿舎へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（下校・医療的ケアなし・寄宿舎）：3,944人

表4. 1. 5. 2. 10には、寄宿舎へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計を示した。表4. 1. 5. 2. 11～表4. 4. 1. 5. 2. 12には障害種ごとの寄宿舎へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計を示した。

表4. 1. 5. 2. 10 寄宿舎へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	5	0.1
小学部	177	4.5
中学部	640	16.2
高等部	3,122	79.2
計	3,944	100.0

表4. 1. 5. 2. 11 障害種別・寄宿舎へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	5 (0.3)	0 (0)	0 (0)
小学部	62 (8.3)	13 (4.2)	80 (4.1)	3 (8.8)	0 (0)
中学部	141 (18.8)	77 (24.8)	245 (12.5)	21 (61.8)	14 (20)
高等部	547 (72.9)	221 (71.1)	1,630 (83.2)	10 (29.4)	56 (80)

計	750 (100)	311 (100)	1,960 (100)	34 (100)	70 (100)
---	-----------	-----------	-------------	----------	----------

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 12 障害種別・寄宿舎へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (0.1)
小学部	4 (14.3)	3 (1.9)	11 (1.8)	1 (50)	0 (0)	177 (4.5)
中学部	11 (39.3)	28 (17.6)	102 (16.5)	0 (0)	1 (10)	640 (16.2)
高等部	13 (46.4)	128 (80.5)	507 (81.8)	1 (50)	9 (90)	3,122 (79.2)
計	28 (100)	159 (100)	620 (100)	2 (100)	10 (100)	3,944 (100)

単位：人（％）

b) 主として福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒（下校・医療的ケアなし・福祉施設）

1) スクールバスを利用している場合（下校・医療的ケアなし・福祉施設・スクールバス利用）

(i) スクールバスを利用して自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（下校・医療的ケアなし・福祉施設・スクールバス利用・自力）：378人

表4. 1. 5. 2. 13には、スクールバスを利用して自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 14～表4. 1. 5. 2. 15には障害種ごとのスクールバスを利用して自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 13 スクールバスを利用して自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	73	19.3
中学部	119	31.5
高等部	186	49.2
計	378	100.0

表4. 1. 5. 2. 14 障害種別・スクールバスを利用して自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）



	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	0 (0)	1 (100)	53 (18.9)	1 (100)	0 (0)
中学部	0 (0)	0 (0)	95 (33.8)	0 (0)	1 (25)
高等部	2 (100)	0 (0)	133 (47.3)	0 (0)	3 (75)
計	2 (100)	1 (100)	281 (100)	1 (100)	4 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 15 障害種別・スクールバスを利用して自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	-	-	0 (0)
小学部	-	1 (33.3)	17 (19.8)	-	-	73 (19.3)
中学部	-	1 (33.3)	22 (25.6)	-	-	119 (31.5)
高等部	-	1 (33.3)	47 (54.7)	-	-	186 (49.2)
計	-	3 (100)	86 (100)	-	-	378 (100)

単位：人（％）

(ii) スクールバスを利用して福祉施設等へ下校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（下校・医療的ケアなし・福祉施設・スクールバス利用・付添）：1,043人

表4. 1. 5. 2. 16には、スクールバスを利用して福祉施設等へ下校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 17～表4. 1. 5. 2. 18に障害種ごとのスクールバスを利用して福祉施設等へ下校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 16 スクールバスを利用して福祉施設等へ下校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	1	0.1
小学部	345	33.1
中学部	312	29.9

高等部	385	36.9
計	1,043	100.0

表4. 1. 5. 2. 17 障害種別・スクールバスを利用して福祉施設等へ下校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	1 (12.5)	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)
小学部	1 (12.5)	8 (28.6)	214 (33.4)	-	0 (0)
中学部	0 (0)	10 (35.7)	199 (31)	-	0 (0)
高等部	6 (75)	10 (35.7)	228 (35.6)	-	1 (100)
計	8 (100)	28 (100)	641 (100)	-	1 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 18 障害種別・スクールバスを利用して福祉施設等へ下校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	1 (0.1)
小学部	-	6 (42.9)	116 (33.1)	0 (0)	-	345 (33.1)
中学部	-	1 (7.1)	101 (28.9)	1 (100)	-	312 (29.9)
高等部	-	7 (50)	133 (38)	0 (0)	-	385 (36.9)
計	-	14 (100)	350 (100)	1 (100)	-	1,043 (100)

単位：人（％）

2) スクールバスを利用していない場合（下校・医療的ケアなし・福祉施設・スクールバスなし）

(i) スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（下校・医療的ケアなし・福祉施設・スクールバスなし・自力）：939人

表4. 1. 5. 2. 19には、スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 20～表4. 1. 5. 2. 21には障害種ごとのスクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 19 スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	0	0.0
小学部	74	7.9
中学部	144	15.3
高等部	721	76.8
計	939	100.0

表4. 1. 5. 2. 20 障害種別・スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	0 (0)	7 (41.2)	17 (2.9)	41 (30.6)	2 (22.2)
中学部	0 (0)	5 (29.4)	60 (10.2)	65 (48.5)	1 (11.1)
高等部	4 (100)	5 (29.4)	511 (86.9)	28 (20.9)	6 (66.7)
計	4 (100)	17 (100)	588 (100)	134 (100)	9 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 2. 21 障害種別・スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)
小学部	-	3 (14.3)	3 (2)	1 (7.1)	-	74 (7.9)
中学部	-	5 (23.8)	7 (4.6)	1 (7.1)	-	144 (15.3)
高等部	-	13 (61.9)	142 (93.4)	12 (85.7)	-	721 (76.8)
計	-	21 (100)	152 (100)	14 (100)	-	939 (100)

単位：人 (%)

(ii) スクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (下校・医療的ケアなし・福祉施設・スクールバスなし・一部付添) : 140 人

表4. 1. 5. 2. 22には、スクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 23～表4. 1. 5. 2. 24には障害種ごとのスクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 22 スクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	0	0.0
小学部	30	21.4
中学部	39	27.9
高等部	71	50.7
計	140	100.0

表4. 1. 5. 2. 23 障害種別・スクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
小学部	-	1 (100)	17 (18.3)	4 (30.8)	-
中学部	-	0 (0)	25 (26.9)	2 (15.4)	-
高等部	-	0 (0)	51 (54.8)	7 (53.8)	-
計	-	1 (100)	93 (100)	13 (100)	-

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 2. 24 障害種別・スクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	-	-	0 (0)
小学部	-	8 (26.7)	0 (0)	-	-	30 (21.4)
中学部	-	11 (36.7)	1 (33.3)	-	-	39 (27.9)
高等部	-	11 (36.7)	2 (66.7)	-	-	71 (50.7)

計	-	30 (100)	3 (100)	-	-	140 (100)
---	---	----------	---------	---	---	-----------

単位：人（％）

(iii) スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（下校・医療的ケアなし・福祉施設・スクールバスなし・全部付添）：1,920人

表4.1.5.2.25には、スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4.1.5.2.26～表4.1.5.2.27には障害種別ごとのスクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4.1.5.2.25 スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	11	0.6
小学部	606	31.6
中学部	543	28.3
高等部	760	39.6
計	1,920	100.0

表4.1.5.2.26 障害種別・スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	1 (5.9)	7 (1.3)	1 (0.1)	0 (0)	0 (0)
小学部	9 (52.9)	238 (44.5)	179 (25.2)	22 (35.5)	8 (25)
中学部	2 (11.8)	157 (29.3)	204 (28.7)	13 (21)	9 (28.1)
高等部	5 (29.4)	133 (24.9)	326 (45.9)	27 (43.5)	15 (46.9)
計	17 (100)	535 (100)	710 (100)	62 (100)	32 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 27 障害種別・スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	2 (1.5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	11 (0.6)
小学部	-	49 (35.8)	83 (22.8)	14 (27.5)	4 (33.3)	606 (31.6)
中学部	-	30 (21.9)	102 (28)	18 (35.3)	8 (66.7)	543 (28.3)
高等部	-	56 (40.9)	179 (49.2)	19 (37.3)	0 (0)	760 (39.6)
計	-	137 (100)	364 (100)	51 (100)	12 (100)	1,920 (100)

単位：人（％）

(iv) スクールバスを利用しておらず、放課後等デイサービスの送迎を利用して福祉施設等に下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（下校・医療的ケアなし・福祉施設・スクールバスなし・デイサービス）：1,153人

表4. 1. 5. 2. 28には、スクールバスを利用しておらず、放課後等デイサービスの送迎を利用して福祉施設等に下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 29～表4. 1. 5. 2. 30には障害種ごとのスクールバスを利用しておらず、放課後等デイサービスの送迎を利用して福祉施設等に下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 28 スクールバスを利用しておらず、放課後等デイサービスの送迎を利用して福祉施設等に下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	463	40.2
中学部	321	27.8
高等部	369	32.0
計	1,153	100.0

表4. 1. 5. 2. 29 障害種別・スクールバスを利用しておらず、放課後等デイサービスの送迎を利用して福祉施設等に下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
小学部	3 (42.9)	76 (45.5)	247 (38.7)	0 (0)	-

中学部	4 (57.1)	43 (25.7)	194 (30.4)	0 (0)	-
高等部	0 (0)	48 (28.7)	197 (30.9)	2 (100)	-
計	7 (100)	167 (100)	638 (100)	2 (100)	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 30 障害種別・スクールバスを利用しておらず、放課後等デイサービスの送迎を利用して福祉施設等に下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)
小学部	4 (100)	46 (56.1)	87 (34.8)	0 (0)	-	463 (40.2)
中学部	0 (0)	9 (11)	70 (28)	1 (33.3)	-	321 (27.8)
高等部	0 (0)	27 (32.9)	93 (37.2)	2 (66.7)	-	369 (32)
計	4 (100)	82 (100)	250 (100)	3 (100)	-	1,153 (100)

単位：人（％）

(v) 福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（下校・医療的ケアなし・福祉施設）：5,573人

表4. 1. 5. 2. 31には、福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計を示した。表4. 1. 5. 2. 32～表4. 1. 5. 2. 33には障害種ごとの福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計を示した。

表4. 1. 5. 2. 31 福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	12	0.2
小学部	1,591	28.5
中学部	1,478	26.5
高等部	2,492	44.7
計	5,573	100.0

表4. 1. 5. 2. 32 障害種別・福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	

幼稚部	2 (5.3)	7 (0.9)	1 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	13 (34.2)	331 (44.2)	727 (24.6)	68 (32.1)	10 (21.7)
中学部	6 (15.8)	215 (28.7)	777 (26.3)	80 (37.7)	11 (23.9)
高等部	17 (44.7)	196 (26.2)	1,446 (49)	64 (30.2)	25 (54.3)
計	38 (100)	749 (100)	2,951 (100)	212 (100)	46 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 2. 33 福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	2 (0.7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (0.2)
小学部	4 (100)	113 (39.4)	306 (25.4)	15 (21.7)	4 (33.3)	1,591 (28.5)
中学部	0 (0)	57 (19.9)	303 (25.1)	21 (30.4)	8 (66.7)	1,478 (26.5)
高等部	0 (0)	115 (40.1)	596 (49.5)	33 (47.8)	0 (0)	2,492 (44.7)
計	4 (100)	287 (100)	1,205 (100)	69 (100)	12 (100)	5,573 (100)

単位：人 (%)

c) 主として自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒 (下校・医療的ケアなし・自宅)

1) スクールバスを利用している場合 (下校・医療的ケアなし・自宅・スクールバス利用)

(i) スクールバスを利用して自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (下校・医療的ケアなし・自宅・スクールバス利用・自力) : 3,684人

表4. 1. 5. 2. 34には、スクールバスを利用して自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 35～表4. 1. 5. 2. 36には障害種ごとのスクールバスを利用して自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 34 スクールバスを利用して自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	0	0.0
小学部	323	8.8
中学部	900	24.4
高等部	2,461	66.8



計	3,684	100.0
---	-------	-------

表4. 1. 5. 2. 35 障害種別・スクールバスを利用して自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	2 (1.7)	1 (2.6)	220 (9.5)	1 (25)	0 (0)
中学部	13 (10.8)	5 (12.8)	653 (28.1)	0 (0)	23 (16.2)
高等部	105 (87.5)	33 (84.6)	1,451 (62.4)	3 (75)	119 (83.8)
計	120 (100)	39 (100)	2,324 (100)	4 (100)	142 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 36 障害種別・スクールバスを利用して自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	5 (62.5)	0 (0)	94 (9.7)	0 (0)	0 (0)	323 (8.8)
中学部	3 (37.5)	4 (6.7)	197 (20.3)	1 (7.1)	1 (100)	900 (24.4)
高等部	0 (0)	56 (93.3)	681 (70.1)	13 (92.9)	0 (0)	2,461 (66.8)
計	8 (100)	60 (100)	972 (100)	14 (100)	1 (100)	3,684 (100)

単位：人（％）

(ii) スクールバスを利用して自宅へ下校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（下校・医療的ケアなし・自宅・スクールバス利用・付添）：17,236人

表4. 1. 5. 2. 37には、スクールバスを利用して自宅へ下校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 38～表4. 1. 5. 2. 39には障害種ごとのスクールバスを利用して自宅へ下校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 37 スクールバスを利用して自宅へ下校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	27	0.2
小学部	7,212	41.8
中学部	5,465	31.7
高等部	4,532	26.3
計	17,236	100.0

表4. 1. 5. 2. 38 障害種別・スクールバスを利用して自宅へ下校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	13 (6)	3 (0.1)	3 (0)	0 (0)	1 (0.3)
小学部	102 (47.4)	954 (43.8)	4,340 (42.1)	2 (12.5)	169 (44.5)
中学部	59 (27.4)	591 (27.1)	3,418 (33.2)	12 (75)	129 (33.9)
高等部	41 (19.1)	631 (29)	2,547 (24.7)	2 (12.5)	81 (21.3)
計	215 (100)	2,179 (100)	10,308 (100)	16 (100)	380 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 2. 39 障害種別・スクールバスを利用して自宅へ下校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	5 (33.3)	2 (0.2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	27 (0.2)
小学部	5 (33.3)	477 (38.7)	1,122 (40.2)	6 (26.1)	35 (47.3)	7,212 (41.8)
中学部	5 (33.3)	307 (24.9)	917 (32.8)	7 (30.4)	20 (27)	5,465 (31.7)
高等部	0 (0)	446 (36.2)	755 (27)	10 (43.5)	19 (25.7)	4,532 (26.3)
計	15 (100)	1,232 (100)	2,794 (100)	23 (100)	74 (100)	17,236 (100)

単位：人 (%)

2) スクールバスを利用していない場合 (下校・医療的ケアなし・自宅・スクールバスなし)

(i) スクールバスを利用しておらず、自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (下校・医療的ケアなし・自宅・スクールバスなし・自力) : 12,914人

表4. 1. 5. 2. 40には、スクールバスを利用しておらず、自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 41～表4. 1. 5. 2. 42には障害種ごとのスクールバスを利用しておらず、自力で自宅へ下校している医療的ケアを受け

ていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 40 スクールバスを利用しておらず、自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	0	0.0
小学部	25	0.2
中学部	519	4.0
高等部	12,370	95.8
計	12,914	100.0

表4. 1. 5. 2. 41 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	5 (1.1)	0 (0)	15 (0.2)	0 (0)	0 (0)
中学部	32 (7.3)	2 (2.9)	359 (3.8)	14 (12.5)	15 (9.3)
高等部	404 (91.6)	67 (97.1)	8,953 (96)	98 (87.5)	146 (90.7)
計	441 (100)	69 (100)	9,327 (100)	112 (100)	161 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 2. 42 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	2 (8.7)	0 (0)	2 (0.1)	1 (1)	0 (0)	25 (0.2)
中学部	7 (30.4)	5 (7)	73 (2.8)	11 (10.5)	1 (33.3)	519 (4)
高等部	14 (60.9)	66 (93)	2,527 (97.1)	93 (88.6)	2 (66.7)	12,370 (95.8)
計	23 (100)	71 (100)	2,602 (100)	105 (100)	3 (100)	12,914 (100)

単位：人 (%)

(ii) スクールバスを利用しておらず、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数 (下校・医療的ケアなし・自宅・スクール

バスなし・一部付添)：451人

表4. 1. 5. 2. 43には、スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 44～表4. 1. 5. 2. 45には障害種ごとのスクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 43 スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒

数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	0	0.0
小学部	67	14.9
中学部	92	20.4
高等部	292	64.7
計	451	100.0

表4. 1. 5. 2. 44 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼

児児童生徒 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	7 (46.7)	8 (61.5)	44 (14.1)	2 (7.4)	1 (25)
中学部	6 (40)	2 (15.4)	53 (17)	11 (40.7)	2 (50)
高等部	2 (13.3)	3 (23.1)	214 (68.8)	14 (51.9)	1 (25)
計	15 (100)	13 (100)	311 (100)	27 (100)	4 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 2. 45 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼

児児童生徒 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)

小学部	3 (50)	2 (66.7)	0 (0)	0 (0)	-	67 (14.9)
中学部	3 (50)	0 (0)	15 (22.1)	0 (0)	-	92 (20.4)
高等部	0 (0)	1 (33.3)	53 (77.9)	4 (100)	-	292 (64.7)
計	6 (100)	3 (100)	68 (100)	4 (100)	-	451 (100)

単位：人（％）

(iii) スクールバスを利用しておらず、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（下校・医療的ケアなし・自宅・スクールバスなし・全部付添）：7,058人

表4. 1. 5. 2. 46には、スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 47～表4. 1. 5. 2. 48には障害種ごとのスクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 46 スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	179	2.5
小学部	2,729	38.7
中学部	1,707	24.2
高等部	2,443	34.6
計	7,058	100.0

表4. 1. 5. 2. 47 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	114 (28.1)	5 (0.4)	41 (1.4)	0 (0)	1 (0.6)
小学部	188 (46.4)	718 (52.4)	993 (33.6)	70 (20.7)	72 (39.8)
中学部	54 (13.3)	345 (25.2)	720 (24.4)	106 (31.4)	49 (27.1)
高等部	49 (12.1)	301 (22)	1,202 (40.7)	162 (47.9)	59 (32.6)

計	405 (100)	1,369 (100)	2,956 (100)	338 (100)	181 (100)
---	-----------	-------------	-------------	-----------	-----------

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 48 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	16 (57.1)	2 (0.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	179 (2.5)
小学部	9 (32.1)	328 (47.7)	302 (32.8)	26 (23.2)	23 (37.7)	2,729 (38.7)
中学部	3 (10.7)	158 (23)	226 (24.5)	25 (22.3)	21 (34.4)	1,707 (24.2)
高等部	0 (0)	199 (29)	393 (42.7)	61 (54.5)	17 (27.9)	2,443 (34.6)
計	28 (100)	687 (100)	921 (100)	112 (100)	61 (100)	7,058 (100)

単位：人（％）

(iv) スクールバスを利用しておらず、放課後等デイサービスの送迎を利用して自宅に下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（下校・医療的ケアなし・自宅・スクールバスなし・デイサービス）：14,192人

表4. 1. 5. 2. 49には、スクールバスを利用しておらず、放課後等デイサービスの送迎を利用して自宅に下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 50～表4. 1. 5. 2. 51には障害種ごとのスクールバスを利用しておらず、放課後等デイサービスの送迎を利用して自宅に下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 49 スクールバスを利用しておらず、放課後等デイサービスの送迎を利用して自宅に下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	28	0.2
小学部	6,005	42.3
中学部	4,081	28.8
高等部	4,078	28.7
計	14,192	100.0

表4. 1. 5. 2. 50 障害種別・スクールバスを利用しておらず、放課後等デイサービスの送迎を利用して自宅に下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	12 (10.7)	6 (0.6)	9 (0.1)	0 (0)	0 (0)
小学部	73 (65.2)	488 (45.9)	3,656 (41.8)	26 (42.6)	121 (39.9)
中学部	17 (15.2)	300 (28.2)	2,591 (29.6)	23 (37.7)	90 (29.7)
高等部	10 (8.9)	269 (25.3)	2,490 (28.5)	12 (19.7)	92 (30.4)
計	112 (100)	1063 (100)	8,746 (100)	61 (100)	303 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 51 障害種別・スクールバスを利用しておらず、放課後等デイサービスの送迎を利用して自宅に下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	28 (0.2)
小学部	3 (100)	335 (42.1)	1,284 (42)	9 (27.3)	10 (45.5)	6,005 (42.3)
中学部	0 (0)	228 (28.7)	813 (26.6)	7 (21.2)	12 (54.5)	4,081 (28.8)
高等部	0 (0)	232 (29.2)	956 (31.3)	17 (51.5)	0 (0)	4,078 (28.7)
計	3 (100)	795 (100)	3,054 (100)	33 (100)	22 (100)	14,192 (100)

単位：人（％）

(v) 自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（下校・医療的ケアなし・自宅）：55,535人

表4. 1. 5. 2. 52には、自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計を示した。表4. 1. 5. 2. 53～表4. 1. 5. 2. 54には障害種ごとの学部別・医療的ケアを受けていない、自宅へ下校している幼児児童生徒数の合計を示した。

表4. 1. 5. 2. 52 自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	234	0.4
小学部	16,361	29.5
中学部	12,764	23.0
高等部	26,176	47.1
計	55,535	100.0

表4. 1. 5. 2. 53 障害種別・自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	139 (10.6)	14 (0.3)	53 (0.2)	0 (0)	2 (0.2)
小学部	377 (28.8)	2,169 (45.8)	9,268 (27.3)	101 (18.1)	363 (31)
中学部	181 (13.8)	1,245 (26.3)	7,794 (22.9)	166 (29.7)	308 (26.3)
高等部	611 (46.7)	1,304 (27.6)	16,857 (49.6)	291 (52.2)	498 (42.5)
計	1,308 (100)	4,732 (100)	33,972 (100)	558 (100)	1,171 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 54 障害種別・自宅へ下校している医療的ケアを受けていない幼児児童生徒数の合計（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	21 (25.3)	4 (0.1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	234 (0.4)
小学部	27 (32.5)	1,142 (40.1)	2,804 (26.9)	42 (14.4)	68 (42.2)	16,361 (29.5)
中学部	21 (25.3)	702 (24.6)	2,241 (21.5)	51 (17.5)	55 (34.2)	12,764 (23)
高等部	14 (16.9)	1,000 (35.1)	5,365 (51.5)	198 (68)	38 (23.6)	26,176 (47.1)
計	83 (100)	2,848 (100)	10,411 (100)	291 (100)	161 (100)	55,535 (100)

単位：人（％）

（2）医療的ケアが必要な場合：学校で医療的ケアを受けている幼児児童生徒（総数3,665人）の下校方法

a) 主として寄宿舎へ下校している幼児児童生徒（下校・医療的ケアあり・寄宿舎）

1) 寄宿舎から自力で下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（下校・医療的ケアあり・寄宿舎・自力）：7人

表4. 1. 5. 2. 55には、寄宿舎から自力で下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 56～表4. 1. 5. 2. 57には障害種ごとの寄宿舎から自力で下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 55 寄宿舎から自力で下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	3	42.9



小学部	0	0.0
中学部	2	28.6
高等部	2	28.6
計	7	100.0

表4. 1. 5. 2. 56 障害種別・寄宿舎から自力で下校している医療的ケアを受けている幼児  
児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	-	-	-
小学部	0 (0)	0 (0)	-	-	-
中学部	1 (50)	0 (0)	-	-	-
高等部	1 (50)	1 (100)	-	-	-
計	2 (100)	1 (100)	-	-	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 57 障害種別・寄宿舎から自力で下校している医療的ケアを受けている幼児  
児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	3 (100)	0 (0)	-	-	3 (42.9)
小学部	-	0 (0)	0 (0)	-	-	0 (0)
中学部	-	0 (0)	1 (100)	-	-	2 (28.6)
高等部	-	0 (0)	0 (0)	-	-	2 (28.6)
計	-	3 (100)	1 (100)	-	-	7 (100)

単位：人（％）

2) 寄宿舎へ下校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童  
生徒数（下校・医療的ケアあり・寄宿舎・付添）：10人

表4. 1. 5. 2. 58には、寄宿舎へ下校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療  
的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 59～表4. 1. 5. 2. 60  
には障害種ごとの学部別・医療的ケアを受けていない、寄宿舎の職員等による付き添いが必要な幼  
児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 58 寄宿舎へ下校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	0	0.0
小学部	3	30.0
中学部	2	20.0
高等部	5	50.0
計	10	100.0

表4. 1. 5. 2. 59 障害種別・寄宿舎へ下校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	-	0 (0)	0 (0)	-
小学部	0 (0)	-	1 (100)	2 (50)	-
中学部	1 (100)	-	0 (0)	0 (0)	-
高等部	0 (0)	-	0 (0)	2 (50)	-
計	1 (100)	-	1 (100)	4 (100)	-

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 2. 60 障害種別・寄宿舎へ下校していて寄宿舎職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	-	-	0 (0)
小学部	-	0 (0)	0 (0)	-	-	3 (30)
中学部	-	0 (0)	1 (33.3)	-	-	2 (20)
高等部	-	1 (100)	2 (66.7)	-	-	5 (50)
計	-	1 (100)	3 (100)	-	-	10 (100)

単位：人 (%)

3) 寄宿舎へ下校していて放課後等デイサービスの送迎を利用している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数 (下校・医療的ケアあり・寄宿舎・デイサービス) : 0人

寄宿舎へ下校していて放課後等デイサービスの送迎を利用している医療的ケアを受けている幼児児童生徒はいなかった。

4) 寄宿舎へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計（下校・医療的ケアあり・寄宿舎）：17人

表4.1.5.2.61には、寄宿舎へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計を示した。表4.1.5.2.62～表4.1.5.2.63には障害種ごとの学部別・医療的ケアを受けている、寄宿舎へ下校の合計を示した。

表4.1.5.2.61 寄宿舎へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	3	17.6
小学部	3	17.6
中学部	4	23.5
高等部	7	41.2
計	17	100.0

表4.1.5.2.62 障害種別・寄宿舎へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
小学部	0 (0)	0 (0)	1 (100)	2 (50)	-
中学部	2 (66.7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
高等部	1 (33.3)	1 (100)	0 (0)	2 (50)	-
計	3 (100)	1 (100)	1 (100)	4 (100)	-

単位：人（％）

表4.1.5.2.63 障害種別・寄宿舎へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	3 (75)	0 (0)	-	-	3 (17.6)
小学部	-	0 (0)	0 (0)	-	-	3 (17.6)
中学部	-	0 (0)	2 (50)	-	-	4 (23.5)
高等部	-	1 (25)	2 (50)	-	-	7 (41.2)
計	-	4 (100)	4 (100)	-	-	17 (100)

単位：人（％）

b) 主として福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒（下校・医療的ケアあり・福祉施設）

1) スクールバスを利用している場合（下校・医療的ケアあり・福祉施設・スクールバス利用）

(i) スクールバスを利用して自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（下校・医療的ケアあり・福祉施設・スクールバス利用・自力）：1人

表4. 1. 5. 2. 64には、スクールバスを利用して自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 65～表4. 1. 5. 2. 66には障害種ごとのスクールバスを利用して自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 64 スクールバスを利用して自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	0	0.0
中学部	0	0.0
高等部	1	100.0
計	1	100.0

表4. 1. 5. 2. 65 障害種別・スクールバスを利用して自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	-	0 (0)	-	-
小学部	-	-	0 (0)	-	-
中学部	-	-	0 (0)	-	-
高等部	-	-	1 (100)	-	-
計	-	-	1 (100)	-	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 66 障害種別・スクールバスを利用して自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		

幼稚部	-	-	-	-	-	0 (0)
小学部	-	-	-	-	-	0 (0)
中学部	-	-	-	-	-	0 (0)
高等部	-	-	-	-	-	1 (100)
計	-	-	-	-	-	1 (100)

単位：人（％）

(ii) スクールバスを利用して福祉施設等へ下校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（下校・医療的ケアあり・福祉施設・スクールバス利用・付添）：8人

表4. 1. 5. 2. 67には、スクールバスを利用して福祉施設等へ下校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 68～表4. 1. 5. 2. 69には障害種ごとのスクールバスを利用して福祉施設等へ下校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 67 スクールバスを利用して福祉施設等へ下校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	3	37.5
中学部	2	25.0
高等部	3	37.5
計	8	100.0

表4. 1. 5. 2. 68 障害種別・スクールバスを利用して福祉施設等へ下校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	-	-
小学部	-	0 (0)	0 (0)	-	-
中学部	-	0 (0)	1 (33.3)	-	-
高等部	-	1 (100)	2 (66.7)	-	-
計	-	1 (100)	3 (100)	-	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 69 障害種別・スクールバスを利用して福祉施設等へ下校しているが、バス停までは施設職員等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	-	-	0 (0)
小学部	-	3 (100)	0 (0)	-	-	3 (37.5)
中学部	-	0 (0)	1 (100)	-	-	2 (25)
高等部	-	0 (0)	0 (0)	-	-	3 (37.5)
計	-	3 (100)	1 (100)	-	-	8 (100)

単位：人（％）

2) スクールバスを利用していない場合（下校・医療的ケアあり・福祉施設・スクールバスなし）

(i) スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（下校・医療的ケアあり・福祉施設・スクールバスなし・自力）：2人

表4. 1. 5. 2. 70には、スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 71～表4. 1. 5. 2. 72には障害種ごとのスクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 70 スクールバスを利用せずに、自力で福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	0	0.0
中学部	0	0.0
高等部	2	100.0
計	2	100.0

表4. 1. 5. 2. 71 学部・障害種別の下校（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	-	0 (0)	-	-
小学部	-	-	0 (0)	-	-
中学部	-	-	0 (0)	-	-

高等部	-	-	1 (100)	-	-
計	-	-	1 (100)	-	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 72 学部・障害種別の下校（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	-	0 (0)	-	-	0 (0)
小学部	-	-	0 (0)	-	-	0 (0)
中学部	-	-	0 (0)	-	-	0 (0)
高等部	-	-	1 (100)	-	-	2 (100)
計	-	-	1 (100)	-	-	2 (100)

単位：人（％）

(ii) スクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（下校・医療的ケアあり・福祉施設・スクールバスなし・一部付添）：0人

スクールバスを利用していないが、学校までの一部の区間は施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒はいなかった。

(iii) スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（下校・医療的ケアあり・福祉施設・スクールバスなし・全部付添）：206人

表4. 1. 5. 2. 73には、スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 74～表4. 1. 5. 2. 75には障害種別ごとのスクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 73 スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	1	0.5
小学部	94	45.6
中学部	57	27.7

高等部	54	26.2
計	206	100.0

表4. 1. 5. 2. 74 障害種別・スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（単一・総合）

	障害種別				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	-	54 (48.2)	3 (100)	12 (40)	1 (50)
中学部	-	36 (32.1)	0 (0)	8 (26.7)	1 (50)
高等部	-	22 (19.6)	0 (0)	10 (33.3)	0 (0)
計	-	112 (100)	3 (100)	30 (100)	2 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 75 障害種別・スクールバスを利用していないが、学校までの全ての区間で施設職員等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	1 (2.4)	0 (0)	0 (0)	-	1 (0.5)
小学部	-	18 (42.9)	1 (14.3)	5 (50)	-	94 (45.6)
中学部	-	8 (19)	2 (28.6)	2 (20)	-	57 (27.7)
高等部	-	15 (35.7)	4 (57.1)	3 (30)	-	54 (26.2)
計	-	42 (100)	7 (100)	10 (100)	-	206 (100)

単位：人（％）

(iv) スクールバスを利用していないが、放課後等デイサービスの送迎を利用して福祉施設等に下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（下校・医療的ケアあり・福祉施設・スクールバスなし・デイサービス）：56人

表4. 1. 5. 2. 76には、スクールバスを利用していないが、放課後等デイサービスの送迎を利用して福祉施設等に下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 77～表4. 1. 5. 2. 78には障害種ごとのスクールバスを利用していないが、放課後等デイサービスの送迎を利用して福祉施設等に下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。



表4. 1. 5. 2. 76 スクールバスを利用していないが、放課後等デイサービスの送迎を利用して福祉施設等に下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	0	0.0
小学部	33	58.9
中学部	18	32.1
高等部	5	8.9
計	56	100.0

表4. 1. 5. 2. 77 障害種別・スクールバスを利用していないが、放課後等デイサービスの送迎を利用して福祉施設等に下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)
小学部	-	13 (61.9)	6 (85.7)	-	2 (66.7)
中学部	-	5 (23.8)	1 (14.3)	-	1 (33.3)
高等部	-	3 (14.3)	0 (0)	-	0 (0)
計	-	21 (100)	7 (100)	-	3 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 2. 78 障害種別・スクールバスを利用していないが、放課後等デイサービスの送迎を利用して福祉施設等に下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)
小学部	-	10 (62.5)	2 (28.6)	0 (0)	-	33 (58.9)
中学部	-	5 (31.3)	4 (57.1)	2 (100)	-	18 (32.1)
高等部	-	1 (6.3)	1 (14.3)	0 (0)	-	5 (8.9)
計	-	16 (100)	7 (100)	2 (100)	-	56 (100)

単位：人 (%)

(iv) 福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計 (下校・医療的ケアあり・福祉施設)：273人

表4. 1. 5. 2. 79には、福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計を示した。表4. 1. 5. 2. 80～表4. 1. 5. 2. 81には障害種ごとの福祉施設

等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計を示した。

表4. 1. 5. 2. 79 福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	1	0.4
小学部	130	47.6
中学部	77	28.2
高等部	65	23.8
計	273	100.0

表4. 1. 5. 2. 80 障害種別・福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	-	67 (50)	9 (60)	12 (40)	3 (60)
中学部	-	41 (30.6)	2 (13.3)	8 (26.7)	2 (40)
高等部	-	26 (19.4)	4 (26.7)	10 (33.3)	0 (0)
計	-	134 (100)	15 (100)	30 (100)	5 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 2. 81 福祉施設等へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	1 (1.6)	0 (0)	0 (0)	-	1 (0.4)
小学部	-	31 (50.8)	3 (18.8)	5 (41.7)	-	130 (47.6)
中学部	-	13 (21.3)	7 (43.8)	4 (33.3)	-	77 (28.2)
高等部	-	16 (26.2)	6 (37.5)	3 (25)	-	65 (23.8)
計	-	61 (100)	16 (100)	12 (100)	-	273 (100)

単位：人 (%)

c) 主として自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒 (下校・医療的ケアあり・自宅)

1) スクールバスを利用している場合（下校・医療的ケアあり・自宅・スクールバス利用）

(i) スクールバスを利用して自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数  
（下校・医療的ケアあり・自宅・スクールバス利用・自力）：10人

表4. 1. 5. 2. 82には、スクールバスを利用して自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 83～表4. 1. 5. 2. 84には障害種ごとのスクールバスを利用して自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 82 スクールバスを利用して自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	1	10.0
中学部	5	50.0
高等部	4	40.0
計	10	100.0

表4. 1. 5. 2. 83 障害種別・スクールバスを利用して自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	-	-
小学部	-	0 (0)	0 (0)	-	-
中学部	-	1 (100)	3 (50)	-	-
高等部	-	0 (0)	3 (50)	-	-
計	-	1 (100)	6 (100)	-	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 84 障害種別・スクールバスを利用して自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	-	0 (0)	-	0 (0)
小学部	-	1 (50)	-	0 (0)	-	1 (10)
中学部	-	0 (0)	-	1 (100)	-	5 (50)

高等部	-	1 (50)	-	0 (0)	-	4 (40)
計	-	2 (100)	-	1 (100)	-	10 (100)

単位：人（％）

(ii) スクールバスを利用して自宅へ下校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（下校・医療的ケアあり・自宅・スクールバス利用・付添）：661人

表4.1.5.2.85には、スクールバスを利用して自宅へ下校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4.1.5.2.86～表4.1.5.2.87には障害種ごとのスクールバスを利用して自宅へ下校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4.1.5.2.85 スクールバスを利用して自宅へ下校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	316	47.8
中学部	191	28.9
高等部	154	23.3
計	661	100.0

表4.1.5.2.86 障害種別・スクールバスを利用して自宅へ下校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	-	152 (51.2)	44 (47.8)	1 (100)	6 (37.5)
中学部	-	82 (27.6)	25 (27.2)	0 (0)	8 (50)
高等部	-	63 (21.2)	23 (25)	0 (0)	2 (12.5)
計	-	297 (100)	92 (100)	1 (100)	16 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 87 障害種別・スクールバスを利用して自宅へ下校しているが、バス停までは保護者等による付き添いが必要な医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)
小学部	-	96 (43.6)	13 (46.4)	4 (57.1)	-	316 (47.8)
中学部	-	65 (29.5)	10 (35.7)	1 (14.3)	-	191 (28.9)
高等部	-	59 (26.8)	5 (17.9)	2 (28.6)	-	154 (23.3)
計	-	220 (100)	28 (100)	7 (100)	-	661 (100)

単位：人（％）

2) スクールバスを利用していない場合（下校・医療的ケアあり・自宅・スクールバスなし）

(i) スクールバスを利用しておらず、自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（下校・医療的ケアあり・自宅・スクールバスなし・自力）：36人

表4. 1. 5. 2. 88には、スクールバスを利用しておらず、自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 89～表4. 1. 5. 2. 90には障害種ごとのスクールバスを利用しておらず、自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 88 スクールバスを利用しておらず、自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	1	2.8
中学部	4	11.1
高等部	31	86.1
計	36	100.0

表4. 1. 5. 2. 89 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-
小学部	-	0 (0)	1 (4)	0 (0)	-
中学部	-	0 (0)	3 (12)	1 (100)	-

高等部	-	3 (100)	21 (84)	0 (0)	-
計	-	3 (100)	25 (100)	1 (100)	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 90 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自力で自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	0 (0)
小学部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	1 (2.8)
中学部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	-	4 (11.1)
高等部	-	1 (100)	5 (100)	1 (100)	-	31 (86.1)
計	-	1 (100)	5 (100)	1 (100)	-	36 (100)

単位：人（％）

(ii) スクールバスを利用しておらず、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（下校・医療的ケアあり・自宅・スクールバスなし・一部付添）：15人

表4. 1. 5. 2. 91には、スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 92～表4. 1. 5. 2. 93には障害種ごとのスクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 91 スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	0	0.0
小学部	11	73.3
中学部	2	13.3
高等部	2	13.3
計	15	100.0

表4. 1. 5. 2. 92 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児

児童生徒（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	-	0 (0)	-	0 (0)	-
小学部	-	1 (50)	-	10 (76.9)	-
中学部	-	1 (50)	-	1 (7.7)	-
高等部	-	0 (0)	-	2 (15.4)	-
計	-	2 (100)	-	13 (100)	-

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 93 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの一部の区間は保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	-	-	-	-	0 (0)
小学部	-	-	-	-	-	11 (73.3)
中学部	-	-	-	-	-	2 (13.3)
高等部	-	-	-	-	-	2 (13.3)
計	-	-	-	-	-	15 (100)

単位：人（％）

(iii) スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（下校・医療的ケアあり・自宅・スクールバスなし・全部付添）：1,768人

表4. 1. 5. 2. 94には、スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 95～表4. 1. 5. 2. 96には障害種ごとのスクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 94 スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	10	0.6

小学部	911	51.5
中学部	407	23.0
高等部	440	24.9
計	1,768	100.0

表4. 1. 5. 2. 95 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	2 (18.2)	1 (0.1)	0 (0)	0 (0)	4 (9.3)
小学部	6 (54.5)	397 (51.4)	111 (51.6)	27 (45.8)	20 (46.5)
中学部	3 (27.3)	190 (24.6)	53 (24.7)	14 (23.7)	13 (30.2)
高等部	0 (0)	185 (23.9)	51 (23.7)	18 (30.5)	6 (14)
計	11 (100)	773 (100)	215 (100)	59 (100)	43 (100)

単位：人（％）

表4. 1. 5. 2. 96 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、学校までの全ての区間で保護者等による付き添いを使って下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	3 (0.6)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	10 (0.6)
小学部	-	278 (51.9)	39 (55.7)	19 (52.8)	14 (56)	911 (51.5)
中学部	-	112 (20.9)	9 (12.9)	8 (22.2)	5 (20)	407 (23)
高等部	-	143 (26.7)	22 (31.4)	9 (25)	6 (24)	440 (24.9)
計	-	536 (100)	70 (100)	36 (100)	25 (100)	1,768 (100)

単位：人（％）

(iv) スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、放課後等デイサービスの送迎を利用して下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数（下校・医療的ケアあり・自宅・スクールバスなし・デイサービス）：687人

表4. 1. 5. 2. 97には、スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、放課後等デイサービスの送迎を利用して下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。表4. 1. 5. 2. 98～表4. 1. 5. 2. 99には障害種ごとのスクールバスを利用しておらず、



自宅から通っていて、放課後等デイサービスの送迎を利用して下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数を示した。

表4. 1. 5. 2. 97 スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、放課後等デイサービスの送迎を利用して下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数

	人数 (人)	比率 (%)
幼稚部	2	0.3
小学部	355	51.7
中学部	181	26.3
高等部	149	21.7
計	687	100.0

表4. 1. 5. 2. 98 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、放課後等デイサービスの送迎を利用して下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	0 (0)	2 (0.8)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
小学部	0 (0)	147 (59.3)	45 (58.4)	7 (70)	10 (40)
中学部	2 (100)	54 (21.8)	17 (22.1)	1 (10)	9 (36)
高等部	0 (0)	45 (18.1)	15 (19.5)	2 (20)	6 (24)
計	2 (100)	248 (100)	77 (100)	10 (100)	25 (100)

単位：人 (%)

表4. 1. 5. 2. 99 障害種別・スクールバスを利用しておらず、自宅から通っていて、放課後等デイサービスの送迎を利用して下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0.3)
小学部	-	114 (43.8)	22 (44)	9 (64.3)	1 (100)	355 (51.7)
中学部	-	78 (30)	17 (34)	3 (21.4)	0 (0)	181 (26.3)
高等部	-	68 (26.2)	11 (22)	2 (14.3)	0 (0)	149 (21.7)
計	-	260 (100)	50 (100)	14 (100)	1 (100)	687 (100)

単位：人 (%)

(v) 自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計（下校・医療的ケアあり・自宅）：3,177人

表4.1.5.2.100には、自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計を示した。表4.1.5.2.101～表4.1.5.2.102には障害種ごとの学部別・医療的ケアを受けている、自宅へ下校している幼児児童生徒数の合計を示した。

表4.1.5.2.100 自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	12	0.4
小学部	1,595	50.2
中学部	790	24.9
高等部	780	24.6
計	3,177	100.0

表4.1.5.2.101 障害種別・自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
幼稚部	2 (15.4)	3 (0.2)	0 (0)	0 (0)	4 (4.8)
小学部	6 (46.2)	697 (52.6)	201 (48.4)	45 (53.6)	36 (42.9)
中学部	5 (38.5)	328 (24.8)	101 (24.3)	17 (20.2)	30 (35.7)
高等部	0 (0)	296 (22.4)	113 (27.2)	22 (26.2)	14 (16.7)
計	13 (100)	1,324 (100)	415 (100)	84 (100)	84 (100)

単位：人（％）

表4.1.5.2.102 障害種別・自宅へ下校している医療的ケアを受けている幼児児童生徒数の合計（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
幼稚部	-	3 (0.3)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	12 (0.4)
小学部	-	489 (48)	74 (48.4)	32 (54.2)	15 (57.7)	1,595 (50.2)
中学部	-	255 (25)	36 (23.5)	13 (22)	5 (19.2)	790 (24.9)
高等部	-	272 (26.7)	43 (28.1)	14 (23.7)	6 (23.1)	780 (24.6)
計	-	1,019 (100)	153 (100)	59 (100)	26 (100)	3,177 (100)

単位：人（％）

4. 1. 6 スクールバスの運行の有無（設問「幼児児童生徒の通学のために、スクールバスの運行をしていますか。（○は1つ）」）

（1）視覚障害

表4. 1. 6. 1に特別支援学校（視覚障害）のスクールバスの運行の有無を示した。表4. 1. 6. 2には視覚障害を主障害とする併置校のスクールバスの運行の有無を示した。

表4. 1. 6. 1 視覚支援学校におけるスクールバスの運行の有無

視覚	学校数（校）	比率（％）
運行している	20	47.6
運行していない	22	52.4
無回答	0	0.0
計	42	100.0

表4. 1. 6. 2 視覚支援学校におけるスクールバスの運行の有無（併置）

視覚併置	学校数（校）	比率（％）
運行している	2	50.0
運行していない	2	50.0
無回答	0	0.0
計	4	100.0

（2）肢体不自由

表4. 1. 6. 3には特別支援学校（肢体不自由）のスクールバスの運行の有無を示した。表4. 1. 6. 4には肢体不自由を主障害とする併置校のスクールバスの運行の有無を示した。

表4. 1. 6. 3 肢体不自由特別支援学校におけるスクールバスの運行の有無

肢体	学校数（校）	比率（％）
運行している	59	76.6
運行していない	18	23.4
無回答	0	0.0
計	77	100.0

表4. 1. 6. 4 肢体不自由特別支援学校におけるスクールバスの運行の有無（併置）

肢体併置	学校数（校）	比率（％）
運行している	82	87.2
運行していない	11	11.7

無回答	1	1.1
計	94	100.0

(3) 知的障害

表4.1.6.5には特別支援学校(知的不自由)のスクールバスの運行の有無を示した。表4.1.6.6知的障害を主障害とする併置校のスクールバスの運行の有無を示した。

表4.1.6.5 知的障害特別支援学校におけるスクールバスの運行の有無

知的	学校数(校)	比率(%)
運行している	192	73.8
運行していない	67	25.8
無回答	1	0.4
計	260	100.0

表4.1.6.6 知的障害特別支援学校におけるスクールバスの運行の有無(併置)

知的併置	学校数(校)	比率(%)
運行している	75	74.3
運行していない	26	25.7
無回答	0	0.0
計	101	100.0

(4) 病弱

表4.1.6.7には特別支援学校(病弱)のスクールバスの運行の有無を示した。表4.1.6.8には病弱を主障害とする併置校のスクールバスの運行の有無を示した。

表4.1.6.7 病弱特別支援学校におけるスクールバスの運行の有無

病弱	学校数(校)	比率(%)
運行している	3	12.0
運行していない	22	88.0
無回答	0	0.0
計	25	100.0

表4.1.6.8 病弱特別支援学校におけるスクールバスの運行の有無(併置)

病弱併置	学校数(校)	比率(%)
運行している	19	52.8

運行していない	16	44.4
無回答	1	2.8
計	36	100.0

(5) 総合

表4.1.6.9には特別支援学校（総合）のスクールバスの運行の有無を示した。

表4.1.6.9 総合特別支援学校におけるスクールバスの運行の有無

総合	学校数（校）	比率（%）
運行している	20	83.3
運行していない	4	16.7
無回答	0	0.0
計	24	100.0

(6) 障害無回答

表4.1.6.10には障害種別が無回答だった学校のスクールバスの運行の有無を示した。

表4.1.6.10 障害種別無回答校におけるスクールバスの運行の有無

無回答	学校数（校）	比率（%）
運行している	2	8.3
運行していない	1	4.2
無回答	0	0.0
計	3	12.5

(7) 特別支援学校全体

表4.1.6.11には特別支援学校全体のスクールバスの運行の有無の合計を示した。表4.1.6.12～表4.1.6.13には障害種ごとの特別支援学校全体のスクールバスの運行の有無を示した。

表4.1.6.11 特別支援学校全体のスクールバスの運行の有無

合計	学校数（校）	比率（%）
運行している	474	71.2
運行していない	189	28.4
無回答	3	0.5
計	666	100.0

表4. 1. 6. 12 障害種別・特別支援学校全体のスクールバスの運行の有無（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
運行している	20 (47.6)	59 (76.6)	192 (73.8)	3 (12)	20 (83.3)
運行していない	22 (52.4)	18 (23.4)	67 (25.8)	22 (88)	4 (16.7)
無回答	0 (0)	0 (0)	1 (0.4)	0 (0)	0 (0)
計	42 (100)	77 (100)	260 (100)	25 (100)	24 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 6. 13 障害種別・特別支援学校全体のスクールバスの運行の有無（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
運行している	2 (50)	82 (87.2)	75 (74.3)	19 (52.8)	2 (66.7)	474 (71.2)
運行していない	2 (50)	11 (11.7)	26 (25.7)	16 (44.4)	1 (33.3)	189 (28.4)
無回答	0 (0)	1 (1.1)	0 (0)	1 (2.8)	0 (0)	3 (0.5)
計	4 (100)	94 (100)	101 (100)	36 (100)	3 (100)	666 (100)

単位：校（％）

（8）スクールバスを運行していない理由（設問「スクールバスを運行していない理由をお教えてください。」）

スクールバスを運行していない理由の記述は 183 件あった。主な意見は、「設置主体の方針」、「予算」、「スクールバス不所持」、「学区広範囲」、「交通手段確保」、「利用者数少ない」、「隣接入所施設/病院併設」、「寄宿舍」、「入学要件」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・これまで、高等部知的障害教育部門の生徒に対し、県としてスクールバスを用意してこなかった（一部の通学困難地域を含む学校を除く）。
- ・予算確保が難しいため。
- ・バスを所有していない。公共バスを利用している。自家用車による送迎。
- ・少人数の児童生徒が広範囲の地域から通学しており、コスト面で運行は難しい。
- ・全児童生徒が隣接する福祉型障害児入所施設に入所し、通学路が約 50m であるため。
- ・寄宿舍があるため
- ・本校就業技術科では、一人で通学できることが応募資格となっているため。

4. 1. 7 スクールバスの運行実態（設問「幼児児童生徒が利用するスクールバスの運行についてお教えてください。」）

(1) 運行コース (設問「貴校のスクールバスの運行コースはいくつありますか。※〇〇駅コース、□□駅コースといった運行コースがいくつあるかお教えてください。」)

a) 登校時のスクールバスの運行コース数 <スクールバス運行している学校数 474 校>

表 4. 1. 7. 1 に登校時のスクールバスの運行コース数を示した。表 4. 1. 7. 2 ~ 表 4. 1. 7. 3 には障害種ごとのスクールバスの登校時の運行コース数を示した。

表 4. 1. 7. 1 登校時のスクールバスの運行コース数

カテゴリ	学校数 (校)	比率 (%)
0 コース	0	0.0
1 コース	68	14.3
2 コース	93	19.6
3 コース	77	16.2
4 コース	70	14.8
5 コース	59	12.4
6 コース	49	10.3
7 コース	17	3.6
8 コース以上	36	7.6
無回答	5	1.1
計	474	100.0

(最大 13 コース)

表 4. 1. 7. 2 障害種別・登校時のスクールバスの運行コース数 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
0 コース	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1 コース	12 (60)	6 (10.2)	27 (14.1)	2 (66.7)	0 (0)
2 コース	5 (25)	11 (18.6)	39 (20.3)	0 (0)	5 (25)
3 コース	3 (15)	7 (11.9)	28 (14.6)	0 (0)	4 (20)
4 コース	0 (0)	11 (18.6)	31 (16.1)	1 (33.3)	2 (10)
5 コース	0 (0)	5 (8.5)	24 (12.5)	0 (0)	8 (40)
6 コース	0 (0)	7 (11.9)	17 (8.9)	0 (0)	0 (0)
7 コース	0 (0)	1 (1.7)	9 (4.7)	0 (0)	1 (5)
8 コース以上	0 (0)	11 (18.6)	17 (8.9)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校 (%)

表4. 1. 7. 3 障害種別・登校時のスクールバスの運行コース数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
0 コース	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1 コース	1 (50)	8 (9.8)	7 (9.3)	4 (21.1)	1 (50)	68 (14.3)
2 コース	1 (50)	13 (15.9)	14 (18.7)	5 (26.3)	0 (0)	93 (19.6)
3 コース	0 (0)	17 (20.7)	12 (16)	6 (31.6)	0 (0)	77 (16.2)
4 コース	0 (0)	13 (15.9)	11 (14.7)	1 (5.3)	0 (0)	70 (14.8)
5 コース	0 (0)	8 (9.8)	11 (14.7)	2 (10.5)	1 (50)	59 (12.4)
6 コース	0 (0)	11 (13.4)	14 (18.7)	0 (0)	0 (0)	49 (10.3)
7 コース	0 (0)	3 (3.7)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	17 (3.6)
8 コース以上	0 (0)	6 (7.3)	2 (2.7)	0 (0)	0 (0)	36 (7.6)
無回答	0 (0)	3 (3.7)	1 (1.3)	1 (5.3)	0 (0)	5 (1.1)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

b) 下校のスクールバスの運行コース数 <スクールバス運行学校数 474 校>

表4. 1. 7. 4に下校時のスクールバスの運行コース数を示した。表4. 1. 7. 5～表4. 1. 7. 6に障害種ごとのスクールバスの下校時の運行コース数を示した。

表4. 1. 7. 4 下校時のスクールバスの運行コース数

カテゴリ	学校数（校）	比率（％）
0 コース	6	1.3
1 コース	64	13.5
2 コース	92	19.4
3 コース	73	15.4
4 コース	64	13.5
5 コース	56	11.8
6 コース	52	11.0
7 コース	15	3.2
8 コース以上	42	8.9
無回答	10	2.1
計	474	100.0

（最大19コース）



表4. 1. 7. 5 障害種別・下校時のスクールバスの運行コース数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
0 コース	0 (0)	0 (0)	4 (2.1)	0 (0)	0 (0)
1 コース	12 (60)	7 (11.9)	25 (13)	2 (66.7)	0 (0)
2 コース	5 (25)	10 (16.9)	37 (19.3)	0 (0)	5 (25)
3 コース	3 (15)	7 (11.9)	28 (14.6)	0 (0)	4 (20)
4 コース	0 (0)	9 (15.3)	28 (14.6)	1 (33.3)	2 (10)
5 コース	0 (0)	5 (8.5)	24 (12.5)	0 (0)	5 (25)
6 コース	0 (0)	8 (13.6)	16 (8.3)	0 (0)	3 (15)
7 コース	0 (0)	2 (3.4)	9 (4.7)	0 (0)	1 (5)
8 コース以上	0 (0)	11 (18.6)	18 (9.4)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	0 (0)	3 (1.6)	0 (0)	0 (0)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 7. 6 障害種別・下校時のスクールバスの運行コース数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
0 コース	0 (0)	1 (1.2)	0 (0)	1 (5.3)	0 (0)	6 (1.3)
1 コース	1 (50)	7 (8.5)	6 (8)	3 (15.8)	1 (50)	64 (13.5)
2 コース	1 (50)	14 (17.1)	14 (18.7)	6 (31.6)	0 (0)	92 (19.4)
3 コース	0 (0)	15 (18.3)	11 (14.7)	5 (26.3)	0 (0)	73 (15.4)
4 コース	0 (0)	13 (15.9)	10 (13.3)	1 (5.3)	0 (0)	64 (13.5)
5 コース	0 (0)	8 (9.8)	11 (14.7)	2 (10.5)	1 (50)	56 (11.8)
6 コース	0 (0)	11 (13.4)	14 (18.7)	0 (0)	0 (0)	52 (11)
7 コース	0 (0)	2 (2.4)	1 (1.3)	0 (0)	0 (0)	15 (3.2)
8 コース以上	0 (0)	8 (9.8)	5 (6.7)	0 (0)	0 (0)	42 (8.9)
無回答	0 (0)	3 (3.7)	3 (4)	1 (5.3)	0 (0)	10 (2.1)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

(2) 1日の便数（設問「貴校のスクールバスは1日何便運行していますか。運行コースが複数の

場合は、最も運行回数が多いコースの運行便数をお教えてください。※8：00便、8：20便といった便の数がいくつあるのかをお答えください。）」

a) 登校時のスクールバスの便数 <スクールバス運行学校数 474 校>

表4. 1. 7. 7に登校時のスクールバスの1日の便数を示した。表4. 1. 7. 8～表4. 1. 7. 9には障害種ごとの登校時の1日の便数を示した。

表4. 1. 7. 7 登校時のスクールバスの便数

カテゴリ	学校数 (校)	比率 (%)
0 便	0	0.0
1 便	393	82.9
2 便	31	6.5
3 便	6	1.3
4 便	14	3.0
5 便	9	1.9
6 便	7	1.5
7 便	4	0.8
8 便以上	4	0.8
無回答	6	1.3
計	474	100.0

(最大14便)

表4. 1. 7. 8 障害種別・登校時のスクールバスの便数 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
0 便	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1 便	17 (85)	50 (84.7)	159 (82.8)	3 (100)	12 (60)
2 便	2 (10)	2 (3.4)	13 (6.8)	0 (0)	3 (15)
3 便	1 (5)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (5)
4 便	0 (0)	1 (1.7)	7 (3.6)	0 (0)	1 (5)
5 便	0 (0)	1 (1.7)	4 (2.1)	0 (0)	3 (15)
6 便	0 (0)	0 (0)	3 (1.6)	0 (0)	0 (0)
7 便	0 (0)	1 (1.7)	1 (0.5)	0 (0)	0 (0)
8 便以上	0 (0)	2 (3.4)	2 (1)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	2 (3.4)	1 (0.5)	0 (0)	0 (0)

計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)
---	----------	----------	-----------	---------	----------

単位：校（％）

表4. 1. 7. 9 障害種別・登校時のスクールバスの便数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
0便	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
1便	1 (50)	69 (84.1)	64 (85.3)	16 (84.2)	2 (100)	393 (82.9)
2便	1 (50)	5 (6.1)	4 (5.3)	1 (5.3)	0 (0)	31 (6.5)
3便	0 (0)	1 (1.2)	1 (1.3)	0 (0)	0 (0)	6 (1.3)
4便	0 (0)	2 (2.4)	2 (2.7)	1 (5.3)	0 (0)	14 (3)
5便	0 (0)	0 (0)	1 (1.3)	0 (0)	0 (0)	9 (1.9)
6便	0 (0)	2 (2.4)	2 (2.7)	0 (0)	0 (0)	7 (1.5)
7便	0 (0)	1 (1.2)	1 (1.3)	0 (0)	0 (0)	4 (0.8)
8便以上	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	4 (0.8)
無回答	0 (0)	2 (2.4)	0 (0)	1 (5.3)	0 (0)	6 (1.3)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

b) 下校のスクールバスの便数 <スクールバス運行学校数 474校>

表4. 1. 7. 10には下校時のスクールバスの便数（1日あたり）を示した。表4. 1. 7. 11～表4. 1. 7. 12には障害種ごとの下校時のスクールバスの便数を示した。

表4. 1. 7. 10 下校時のスクールバスの便数

カテゴリ	学校数 (校)	比率 (%)
0便	6	1.3
1便	230	48.5
2便	167	35.2
3便	20	4.2
4便	9	1.9
5便	3	0.6
6便	14	3.0
7便	5	1.1
8便以上	10	2.1

無回答	10	2.1
計	474	100.0

(最大11便)

表4. 1. 7. 1. 1 障害種別・下校時のスクールバスの便数(単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
0便	0(0)	0(0)	4(2.1)	0(0)	0(0)
1便	6(30)	26(44.1)	96(50)	2(66.7)	5(25)
2便	6(30)	24(40.7)	65(33.9)	0(0)	10(50)
3便	5(25)	3(5.1)	7(3.6)	0(0)	1(5)
4便	3(15)	0(0)	4(2.1)	1(33.3)	1(5)
5便	0(0)	1(1.7)	2(1)	0(0)	0(0)
6便	0(0)	1(1.7)	4(2.1)	0(0)	0(0)
7便	0(0)	0(0)	2(1)	0(0)	3(15)
8便以上	0(0)	2(3.4)	5(2.6)	0(0)	0(0)
無回答	0(0)	2(3.4)	3(1.6)	0(0)	0(0)
計	20(100)	59(100)	192(100)	3(100)	20(100)

単位：校(%)

表4. 1. 7. 1. 2 障害種別・下校時のスクールバスの便数(併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
0便	0(0)	1(1.2)	0(0)	1(5.3)	0(0)	6(1.3)
1便	1(50)	41(50)	38(50.7)	11(57.9)	1(50)	227(47.9)
2便	1(50)	31(37.8)	28(37.3)	4(21.1)	1(50)	170(35.9)
3便	0(0)	1(1.2)	1(1.3)	1(5.3)	0(0)	19(4)
4便	0(0)	1(1.2)	0(0)	0(0)	0(0)	10(2.1)
5便	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	3(0.6)
6便	0(0)	4(4.9)	4(5.3)	1(5.3)	0(0)	14(3)
7便	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	5(1.1)
8便以上	0(0)	1(1.2)	2(2.7)	0(0)	0(0)	10(2.1)
無回答	0(0)	2(2.4)	2(2.7)	1(5.3)	0(0)	10(2.1)
計	2(100)	82(100)	75(100)	19(100)	2(100)	474(100)

単位：校(%)

(3) 登校時の運行時間 (設問「登校時のスクールバスの運行時間帯についてお答えください。」)

a) 登校時の始発のスクールバスが最初のバス停を発車する時刻 <スクールバス運行学校数 474校>

表4. 1. 7. 13に登校時のスクールバス始発発車時間を示した。表4. 1. 7. 14～表4. 1. 7. 15には障害種ごとの登校時のスクールバス始発発車時間を示した。

表4. 1. 7. 13 登校時の始発のスクールバスが最初のバス停を発車する時刻

	学校数 (校)	比率 (%)
～7:00	16	3.4
7:00～7:15	54	11.4
7:15～7:30	102	21.5
7:30～7:45	142	30.0
7:45～8:00	77	16.2
8:00～8:15	48	10.1
8:15～8:30	15	3.2
8:30～8:45	5	1.1
8:45～9:00	2	0.4
9:00～	0	0.0
無回答	13	2.7
計	474	100.0

(もっとも早い…6:05、もっとも遅い…8:45)

表4. 1. 7. 14 障害種別・登校時の始発のスクールバスが最初のバス停を発車する時刻 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
～7:00	1 (5)	3 (5.1)	3 (1.6)	0 (0)	0 (0)
7:00～7:15	2 (10)	10 (16.9)	20 (10.4)	2 (66.7)	2 (10)
7:15～7:30	4 (20)	8 (13.6)	38 (19.8)	0 (0)	5 (25)
7:30～7:45	2 (10)	19 (32.2)	58 (30.2)	0 (0)	10 (50)
7:45～8:00	4 (20)	10 (16.9)	33 (17.2)	1 (33.3)	2 (10)
8:00～8:15	4 (20)	5 (8.5)	22 (11.5)	0 (0)	0 (0)
8:15～8:30	2 (10)	2 (3.4)	7 (3.6)	0 (0)	0 (0)
8:30～8:45	1 (5)	0 (0)	4 (2.1)	0 (0)	0 (0)
8:45～9:00	0 (0)	1 (1.7)	1 (0.5)	0 (0)	0 (0)

9:00～	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	1 (1.7)	6 (3.1)	0 (0)	1 (5)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校（％）

表 4. 1. 7. 15 障害種別・登校時の始発のスクールバスが最初のバス停を発車する時刻（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
～7:00	0 (0)	6 (7.3)	2 (2.7)	1 (5.3)	0 (0)	16 (3.4)
7:00～7:15	0 (0)	8 (9.8)	8 (10.7)	2 (10.5)	0 (0)	54 (11.4)
7:15～7:30	1 (50)	19 (23.2)	20 (26.7)	7 (36.8)	0 (0)	102 (21.5)
7:30～7:45	1 (50)	23 (28)	22 (29.3)	6 (31.6)	1 (50)	142 (30)
7:45～8:00	0 (0)	15 (18.3)	12 (16)	0 (0)	0 (0)	77 (16.2)
8:00～8:15	0 (0)	8 (9.8)	8 (10.7)	1 (5.3)	0 (0)	48 (10.1)
8:15～8:30	0 (0)	1 (1.2)	2 (2.7)	0 (0)	1 (50)	15 (3.2)
8:30～8:45	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	5 (1.1)
8:45～9:00	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0.4)
9:00～	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	2 (2.4)	1 (1.3)	2 (10.5)	0 (0)	13 (2.7)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

b) 登校時の最終のスクールバスが学校に到着する時刻 <スクールバス運行学校数 474 校>

表 4. 1. 7. 16 には登校時のスクールバス最終到着時間を示した。表 4. 1. 7. 17～表 4. 1. 7. 18 には障害種ごとの登校時のスクールバス最終到着時間を示した。

表 4. 1. 7. 16 登校時の最終のスクールバスが学校に到着する時刻

	全障害部門	
	学校数 (校)	比率 (%)
～7:00	0	0.0
7:00～7:15	0	0.0
7:15～7:30	0	0.0
7:30～7:45	1	0.2
7:45～8:00	2	0.4

8:00～8:15	3	0.6
8:15～8:30	17	3.6
8:30～8:45	139	29.3
8:45～9:00	170	35.9
9:00～	118	24.9
無回答	24	5.1
計	474	100.0

(もっとも早い…7:55、もっとも遅い…9:40)

表 4. 1. 7. 17 障害種別・登校時の最終のスクールバスが学校に到着する時刻（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
～7:00	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7:00～7:15	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7:15～7:30	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7:30～7:45	0 (0)	0 (0)	1 (0.5)	0 (0)	0 (0)
7:45～8:00	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8:00～8:15	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
8:15～8:30	6 (30)	3 (5.1)	2 (1)	0 (0)	0 (0)
8:30～8:45	9 (45)	14 (23.7)	46 (24)	2 (66.7)	9 (45)
8:45～9:00	2 (10)	17 (28.8)	78 (40.6)	1 (33.3)	7 (35)
9:00～	2 (10)	21 (35.6)	54 (28.1)	0 (0)	4 (20)
無回答	1 (5)	4 (6.8)	11 (5.7)	0 (0)	0 (0)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校（％）

表 4. 1. 7. 18 障害種別・登校時の最終のスクールバスが学校に到着する時刻（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
～7:00	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7:00～7:15	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7:15～7:30	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
7:30～7:45	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0.2)
7:45～8:00	0 (0)	1 (1.2)	0 (0)	1 (5.3)	0 (0)	2 (0.4)

8:00～8:15	0 (0)	1 (1.2)	1 (1.3)	1 (5.3)	0 (0)	3 (0.6)
8:15～8:30	0 (0)	3 (3.7)	1 (1.3)	2 (10.5)	0 (0)	17 (3.6)
8:30～8:45	1 (50)	25 (30.5)	27 (36)	6 (31.6)	0 (0)	139 (29.3)
8:45～9:00	1 (50)	27 (32.9)	29 (38.7)	7 (36.8)	1 (50)	170 (35.9)
9:00～	0 (0)	22 (26.8)	14 (18.7)	0 (0)	1 (50)	118 (24.9)
無回答	0 (0)	3 (3.7)	3 (4)	2 (10.5)	0 (0)	24 (5.1)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

（４）下校時の運行時間（設問「下校時のスクールバスの運行時間帯についてお答えください。複数の便がある場合は、最初の便と最終便の時間帯をお教えてください。」）

a) 下校時の始発のスクールバスが学校を発車する時刻（第１便） <スクールバス運行学校数 474 校>

表４．１．７．１９には、下校時の始発（第１便）のスクールバスが学校を発車する時刻を示した。表４．１．７．２０～表４．１．７．２１には障害種ごとの下校時の始発（第１便）のスクールバスが学校を発車する時刻を示した。

表４．１．７．１９ 下校時の始発（第１便）のスクールバスが学校を発車する時刻

	学校数（校）	比率（％）
～13:00	1	0.2
13:00～13:15	15	3.2
13:15～13:30	37	7.8
13:30～13:45	48	10.1
13:45～14:00	18	3.8
14:00～14:15	36	7.6
14:15～14:30	23	4.9
14:30～14:45	60	12.7
14:45～15:00	44	9.3
15:00～15:15	70	14.8
15:15～15:30	63	13.3
15:30～15:45	32	6.8
15:45～16:00	6	1.3
16:00～16:15	3	0.6
16:15～	0	0.0
無回答	18	3.8



計	474	100.0
---	-----	-------

(もっとも早い…12:25、もっとも遅い…16:05)

表4. 1. 7. 20 障害種別・下校時の始発(第1便)のスクールバスが学校を発車する時刻(単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
～13:00	0 (0)	1 (1.7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
13:00～13:15	0 (0)	3 (5.1)	8 (4.2)	0 (0)	0 (0)
13:15～13:30	3 (15)	6 (10.2)	8 (4.2)	0 (0)	0 (0)
13:30～13:45	2 (10)	8 (13.6)	19 (9.9)	1 (33.3)	0 (0)
13:45～14:00	1 (5)	2 (3.4)	9 (4.7)	0 (0)	0 (0)
14:00～14:15	2 (10)	6 (10.2)	19 (9.9)	0 (0)	1 (5)
14:15～14:30	1 (5)	2 (3.4)	10 (5.2)	0 (0)	2 (10)
14:30～14:45	3 (15)	8 (13.6)	32 (16.7)	0 (0)	7 (35)
14:45～15:00	0 (0)	6 (10.2)	18 (9.4)	0 (0)	3 (15)
15:00～15:15	0 (0)	7 (11.9)	33 (17.2)	0 (0)	5 (25)
15:15～15:30	2 (10)	9 (15.3)	12 (6.3)	1 (33.3)	1 (5)
15:30～15:45	4 (20)	1 (1.7)	13 (6.8)	1 (33.3)	0 (0)
15:45～16:00	1 (5)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (5)
16:00～16:15	1 (5)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
16:15～	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	0 (0)	9 (4.7)	0 (0)	0 (0)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校(%)

表4. 1. 7. 21 障害種別・下校時の始発(第1便)のスクールバスが学校を発車する時刻(併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
～13:00	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0.2)
13:00～13:15	0 (0)	2 (2.4)	2 (2.7)	0 (0)	0 (0)	15 (3.2)
13:15～13:30	0 (0)	10 (12.2)	9 (12)	1 (5.3)	0 (0)	37 (7.8)
13:30～13:45	1 (50)	7 (8.5)	7 (9.3)	3 (15.8)	0 (0)	48 (10.1)

13:45～14:00	0 (0)	3 (3.7)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	18 (3.8)
14:00～14:15	0 (0)	5 (6.1)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	36 (7.6)
14:15～14:30	0 (0)	3 (3.7)	4 (5.3)	1 (5.3)	0 (0)	23 (4.9)
14:30～14:45	0 (0)	4 (4.9)	5 (6.7)	0 (0)	1 (5.0)	60 (12.7)
14:45～15:00	0 (0)	8 (9.8)	7 (9.3)	2 (10.5)	0 (0)	44 (9.3)
15:00～15:15	0 (0)	11 (13.4)	11 (14.7)	3 (15.8)	0 (0)	70 (14.8)
15:15～15:30	1 (5.0)	18 (22)	16 (21.3)	3 (15.8)	0 (0)	63 (13.3)
15:30～15:45	0 (0)	4 (4.9)	6 (8)	3 (15.8)	0 (0)	32 (6.8)
15:45～16:00	0 (0)	2 (2.4)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	6 (1.3)
16:00～16:15	0 (0)	1 (1.2)	0 (0)	1 (5.3)	0 (0)	3 (0.6)
16:15～	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	4 (4.9)	2 (2.7)	2 (10.5)	1 (5.0)	18 (3.8)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

b) 下校時の始発のスクールバスが学校を発車する時刻（最終便） <スクールバス運行学校数 474 校>

表4. 1. 7. 22には、下校時の始発（最終便）のスクールバスが学校を発車する時刻を示した。表4. 1. 7. 23～表4. 1. 7. 24には障害種ごとの下校時始発の発車時間を示した。

表4. 1. 7. 22 下校時の始発（最終便）のスクールバスが学校を発車する時刻

	学校数 (校)	比率 (%)
～14:30	3	0.6
14:30～14:45	10	2.1
14:45～15:00	15	3.2
15:00～15:15	48	10.1
15:15～15:30	65	13.7
15:30～15:45	58	12.2
15:45～16:00	13	2.7
16:00～	18	3.8
無回答	244	51.5
計	474	100.0

(もっとも早い…15:05、もっとも遅い…17:50)

表 4. 1. 7. 2 3 障害種別・下校時の始発（最終便）のスクールバスが学校を発車する時刻（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
～14:30	0 (0)	0 (0)	2 (1)	0 (0)	1 (5)
14:30～14:45	0 (0)	0 (0)	8 (4.2)	0 (0)	0 (0)
14:45～15:00	0 (0)	1 (1.7)	8 (4.2)	0 (0)	0 (0)
15:00～15:15	0 (0)	9 (15.3)	27 (14.1)	0 (0)	0 (0)
15:15～15:30	1 (5)	10 (16.9)	21 (10.9)	1 (33.3)	2 (10)
15:30～15:45	5 (25)	12 (20.3)	17 (8.9)	0 (0)	6 (30)
15:45～16:00	1 (5)	3 (5.1)	1 (0.5)	0 (0)	0 (0)
16:00～	8 (40)	1 (1.7)	4 (2.1)	0 (0)	3 (15)
無回答	5 (25)	23 (39)	104 (54.2)	2 (66.7)	8 (40)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校（％）

表 4. 1. 7. 2 4 障害種別・下校時の始発（最終便）のスクールバスが学校を発車する時刻（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
～14:30	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0.6)
14:30～14:45	0 (0)	1 (1.2)	1 (1.3)	0 (0)	0 (0)	10 (2.1)
14:45～15:00	0 (0)	4 (4.9)	2 (2.7)	0 (0)	0 (0)	15 (3.2)
15:00～15:15	0 (0)	6 (7.3)	6 (8)	0 (0)	0 (0)	48 (10.1)
15:15～15:30	0 (0)	13 (15.9)	14 (18.7)	3 (15.8)	0 (0)	65 (13.7)
15:30～15:45	1 (50)	7 (8.5)	7 (9.3)	2 (10.5)	1 (50)	58 (12.2)
15:45～16:00	0 (0)	4 (4.9)	3 (4)	1 (5.3)	0 (0)	13 (2.7)
16:00～	0 (0)	1 (1.2)	1 (1.3)	0 (0)	0 (0)	18 (3.8)
無回答	1 (50)	46 (56.1)	41 (54.7)	13 (68.4)	1 (50)	244 (51.5)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

c) 下校時の最終のスクールバスが最後のバス停に到着する時刻（第 1 便） <スクールバス運行学校数 474 校>

表 4. 1. 7. 2 5 には、下校時の最終（第 1 便）のスクールバスが最後のバス停に到着する時

刻を示した。表4. 1. 7. 26～表4. 1. 7. 27には障害種ごとの下校時の最終のスクールバスが最後のバス停に到着する時刻（第1便）を示した。

表4. 1. 7. 25 下校時の最終（第1便）のスクールバスが最後のバス停に到着する時刻

	学校数（校）	比率（％）
～14:00	13	2.7
14:00～14:15	24	5.1
14:15～14:30	35	7.4
14:30～14:45	33	7.0
14:45～15:00	32	6.8
15:00～15:15	35	7.4
15:15～15:30	18	3.8
15:30～15:45	46	9.7
15:45～16:00	46	9.7
16:00～16:15	51	10.8
16:15～16:30	43	9.1
16:30～16:45	37	7.8
16:45～17:00	23	4.9
17:00～	7	1.5
無回答	31	6.5
計	474	100.0

（もっとも早い…12:45、もっとも遅い…18:11）

表4. 1. 7. 26 障害種別・下校時の最終（第1便）のスクールバスが最後のバス停に到着する時刻（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
～14:00	2 (10)	5 (8.5)	5 (2.6)	0 (0)	0 (0)
14:00～14:15	3 (15)	4 (6.8)	9 (4.7)	0 (0)	0 (0)
14:15～14:30	0 (0)	3 (5.1)	13 (6.8)	1 (33.3)	0 (0)
14:30～14:45	2 (10)	3 (5.1)	20 (10.4)	0 (0)	0 (0)
14:45～15:00	3 (15)	7 (11.9)	7 (3.6)	0 (0)	3 (15)
15:00～15:15	1 (5)	6 (10.2)	9 (4.7)	0 (0)	3 (15)
15:15～15:30	0 (0)	3 (5.1)	9 (4.7)	0 (0)	0 (0)

15:30～15:45	1 (5)	5 (8.5)	24 (12.5)	0 (0)	4 (20)
15:45～16:00	2 (10)	3 (5.1)	23 (12)	0 (0)	0 (0)
16:00～16:15	0 (0)	4 (6.8)	22 (11.5)	1 (33.3)	4 (20)
16:15～16:30	3 (15)	5 (8.5)	12 (6.3)	1 (33.3)	4 (20)
16:30～16:45	3 (15)	5 (8.5)	10 (5.2)	0 (0)	2 (10)
16:45～17:00	0 (0)	2 (3.4)	10 (5.2)	0 (0)	0 (0)
17:00～	0 (0)	0 (0)	3 (1.6)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	4 (6.8)	16 (8.3)	0 (0)	0 (0)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 7. 27 障害種別・下校時の最終（第1便）のスクールバスが最後のバス停に到着する時刻（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
～14:00	0 (0)	0 (0)	1 (1.3)	0 (0)	0 (0)	13 (2.7)
14:00～14:15	0 (0)	6 (7.3)	2 (2.7)	0 (0)	0 (0)	24 (5.1)
14:15～14:30	0 (0)	9 (11)	8 (10.7)	1 (5.3)	0 (0)	35 (7.4)
14:30～14:45	0 (0)	2 (2.4)	4 (5.3)	2 (10.5)	0 (0)	33 (7)
14:45～15:00	1 (50)	6 (7.3)	5 (6.7)	0 (0)	0 (0)	32 (6.8)
15:00～15:15	0 (0)	6 (7.3)	8 (10.7)	1 (5.3)	1 (50)	35 (7.4)
15:15～15:30	0 (0)	2 (2.4)	2 (2.7)	2 (10.5)	0 (0)	18 (3.8)
15:30～15:45	0 (0)	6 (7.3)	6 (8)	0 (0)	0 (0)	46 (9.7)
15:45～16:00	0 (0)	6 (7.3)	10 (13.3)	2 (10.5)	0 (0)	46 (9.7)
16:00～16:15	0 (0)	11 (13.4)	6 (8)	3 (15.8)	0 (0)	51 (10.8)
16:15～16:30	0 (0)	7 (8.5)	8 (10.7)	3 (15.8)	0 (0)	43 (9.1)
16:30～16:45	1 (50)	8 (9.8)	7 (9.3)	1 (5.3)	0 (0)	37 (7.8)
16:45～17:00	0 (0)	5 (6.1)	5 (6.7)	1 (5.3)	0 (0)	23 (4.9)
17:00～	0 (0)	2 (2.4)	1 (1.3)	0 (0)	1 (50)	7 (1.5)
無回答	0 (0)	6 (7.3)	2 (2.7)	3 (15.8)	0 (0)	31 (6.5)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

d) 下校時の最終のスクールバスが最後のバス停に到着する時刻（最終便） <スクールバス運行学校数 474 校>

表4. 1. 7. 28には、下校時の最終のスクールバス（最終便）が最後のバス停に到着する時刻を示した。表4. 1. 7. 29～表4. 1. 7. 30には障害種ごとの下校時の最終のスクールバス（最終便）が最後のバス停に到着する時刻を示した。

表4. 1. 7. 28 下校時の最終のスクールバス（最終便）が最後のバス停に到着する時刻

	学校数 (校)	比率 (%)
～15:30	8	1.7
15:30～15:45	12	2.5
15:45～16:00	21	4.4
16:00～16:15	42	8.9
16:15～16:30	59	12.4
16:30～16:45	58	12.2
16:45～17:00	39	8.2
17:00～	21	4.4
無回答	214	45.1
計	474	100.0

(もっとも早い…15:05、もっとも遅い…17:50)

表4. 1. 7. 29 障害種別・下校時の最終のスクールバス（最終便）が最後のバス停に到着する時刻（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
～15:30	0 (0)	1 (1.7)	3 (1.6)	0 (0)	1 (5)
15:30～15:45	0 (0)	0 (0)	9 (4.7)	0 (0)	0 (0)
15:45～16:00	0 (0)	3 (5.1)	12 (6.3)	0 (0)	0 (0)
16:00～16:15	1 (5)	7 (11.9)	15 (7.8)	0 (0)	0 (0)
16:15～16:30	4 (20)	11 (18.6)	19 (9.9)	0 (0)	1 (5)
16:30～16:45	7 (35)	6 (10.2)	25 (13)	1 (33.3)	4 (20)
16:45～17:00	1 (5)	7 (11.9)	8 (4.2)	0 (0)	6 (30)
17:00～	2 (10)	2 (3.4)	3 (1.6)	0 (0)	3 (15)
無回答	5 (25)	22 (37.3)	98 (51)	2 (66.7)	5 (25)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校 (%)

表4. 1. 7. 30 障害種別・下校時の最終のスクールバス（最終便）が最後のバス停に到着する時刻（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
～15:30	0 (0)	1 (1.2)	2 (2.7)	0 (0)	0 (0)	8 (1.7)
15:30～15:45	0 (0)	1 (1.2)	2 (2.7)	0 (0)	0 (0)	12 (2.5)
15:45～16:00	0 (0)	3 (3.7)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	21 (4.4)
16:00～16:15	0 (0)	10 (12.2)	8 (10.7)	0 (0)	1 (50)	42 (8.9)
16:15～16:30	0 (0)	11 (13.4)	12 (16)	1 (5.3)	0 (0)	59 (12.4)
16:30～16:45	1 (50)	5 (6.1)	6 (8)	3 (15.8)	0 (0)	58 (12.2)
16:45～17:00	0 (0)	7 (8.5)	7 (9.3)	3 (15.8)	0 (0)	39 (8.2)
17:00～	0 (0)	5 (6.1)	5 (6.7)	1 (5.3)	0 (0)	21 (4.4)
無回答	1 (50)	39 (47.6)	30 (40)	11 (57.9)	1 (50)	214 (45.1)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

（5）スクールバスの台数（設問「運行しているスクールバスの台数をお教えてください。」） <スクールバス運行学校数 474 校>

表4. 1. 7. 31には運行しているスクールバスの台数を示した。表4. 1. 7. 32～表4. 1. 7. 33には障害種ごとの運行しているスクールバスの台数を示した。

表4. 1. 7. 31 スクールバスの台数

	学校数（校）	比率（％）
1～5 台	353	74.5
6～10 台	83	17.5
11～15 台	15	3.2
15～20 台	0	0.0
21～25 台	1	0.2
無回答	22	4.6
計	474	100.0

表4. 1. 7. 32 障害種別・スクールバスの台数（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
1～5 台	20 (100)	39 (66.1)	145 (75.5)	3 (100)	18 (90)

6～10台	0 (0)	15 (25.4)	37 (19.3)	0 (0)	1 (5)
11～15台	0 (0)	4 (6.8)	4 (2.1)	0 (0)	0 (0)
15～20台	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
21～25台	0 (0)	1 (1.7)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
無回答	0 (0)	0 (0)	6 (3.1)	0 (0)	1 (5)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 7. 33 障害種別・スクールバスの台数（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
1～5台	2 (100)	53 (64.6)	54 (72)	17 (89.5)	2 (100)	353 (74.5)
6～10台	0 (0)	15 (18.3)	15 (20)	0 (0)	0 (0)	83 (17.5)
11～15台	0 (0)	5 (6.1)	2 (2.7)	0 (0)	0 (0)	15 (3.2)
15～20台	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
21～25台	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0.2)
無回答	0 (0)	9 (11)	4 (5.3)	2 (10.5)	0 (0)	22 (4.6)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

（6）スクールバスの運行範囲（設問「スクールバスは在籍している幼児児童生徒の居住地全体をカバーできていますか。（○は1つ）」）＜スクールバス運行学校数 474 校＞

表4. 1. 7. 34にはスクールバスの運行範囲が幼児児童生徒数の居住地全体をカバーしているか否かを示した。表4. 1. 7. 35～表4. 1. 7. 36には障害種ごとにスクールバスが運行範囲地域全体をカバーしているか示した。

表4. 1. 7. 34 スクールバスの運行範囲が幼児児童生徒数の居住地全体をカバーしているか否か

	学校数（校）	比率（％）
いる	229	48.3
いない	236	49.8
無回答	9	1.9
計	474	100.0



表4. 1. 7. 35 障害種別・スクールバスの運行範囲が幼児児童生徒数の居住地域全体をカバーしているか否か（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
いる	0 (0)	23 (39)	110 (57.3)	2 (66.7)	12 (60)
いない	20 (100)	36 (61)	78 (40.6)	1 (33.3)	8 (40)
無回答	0 (0)	0 (0)	4 (2.1)	0 (0)	0 (0)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 7. 36 障害種別・スクールバスの運行範囲が幼児児童生徒数の居住地域全体をカバーしているか否か（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
いる	0 (0)	38 (46.3)	40 (53.3)	4 (21.1)	0 (0)	229 (48.3)
いない	2 (100)	41 (50)	35 (46.7)	13 (68.4)	2 (100)	236 (49.8)
無回答	0 (0)	3 (3.7)	0 (0)	2 (10.5)	0 (0)	9 (1.9)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校（％）

（7）総合特別支援学校における運行状況（設問「併置校・総合支援学校のみにお聞きします。スクールバスは障害部門ごとに別々に運行していますか。（○は1つ）」） <併置・総合でスクールバス運行学校数 198 校>

表4. 1. 7. 37には、総合特別支援学校におけるスクールバスの運行状況を示した。

表4. 1. 7. 37 総合特別支援学校におけるスクールバスの運行状況

	学校数（校）	比率（％）
障害ごとにスクールバスを分けている	8	4.0
条件を満たせば、異なる障害種別の幼児児童生徒が同乗することが可能である	10	5.1
障害では分けていない	163	82.3
その他*	11	5.6
無回答	6	3.0
計	198	100.0

「その他\*」の記述内容

スクールバスの障害部門の運行に関する「その他」の記述は 11 件あった。以下、記述内容を示した。

- ・併置の分教室は、スクールバスは利用しない。
- ・病院内学校なので運行していない。
- ・知的の小中高のみ利用可能。
- ・知的のみ可。
- ・肢体部門のみで運行している。
- ・肢体不自由部門のみ。
- ・肢体不自由教育部門のみ利用。
- ・肢体不自由のみ対象
- ・肢体不自由教育部門のみ運行。
- ・肢体を対象として運行。
- ・肢体のみ運行

#### 4. 1. 8 スクールバスの利用対象（設問「幼児児童生徒の通学において、スクールバスの利用対象は誰ですか。（○は1つ）」）

（1）スクールバスの利用対象者

表4. 1. 8. 1はスクールバスの利用対象を示した。表4. 1. 8. 2～表4. 1. 8. 3には障害種ごとの利用対象を示した。

表4. 1. 8. 1 スクールバスの利用対象

	学校数（校）	比率（％）
すべての幼児児童生徒がスクールバスで通学している	12	2.5
希望する幼児児童生徒のみスクールバスで通学している	132	27.8
条件を満たした幼児児童生徒のみスクールバスで通学している	284	59.9
その他*	24	5.1
無回答	22	4.6
計	474	100.0

表4. 1. 8. 2 障害種別・スクールバスの利用対象（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
すべての幼児児童生徒がスクールバスで通学している	1 (5)	1 (1.7)	7 (3.6)	0 (0)	0 (0)

希望する幼児児童生徒のみスクールバスで通学している	10 (50)	4 (6.8)	70 (36.5)	0 (0)	9 (45)
条件を満たした幼児児童生徒のみスクールバスで通学している	7 (35)	47 (79.7)	91 (47.4)	3 (100)	11 (55)
その他	1 (5)	3 (5.1)	10 (5.2)	0 (0)	0 (0)
無回答	1 (5)	4 (6.8)	14 (7.3)	0 (0)	0 (0)
計	20 (100)	59 (100)	192 (100)	3 (100)	20 (100)

単位：校 (%)

表4. 1. 8. 3 障害種別・スクールバスの利用対象（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
すべての幼児児童生徒がスクールバスで通学している	0 (0)	0 (0)	3 (4)	0 (0)	0 (0)	12 (2.5)
希望する幼児児童生徒のみスクールバスで通学している	1 (50)	14 (17.1)	19 (25.3)	4 (21.1)	1 (50)	132 (27.8)
条件を満たした幼児児童生徒のみスクールバスで通学している	1 (50)	64 (78)	47 (62.7)	12 (63.2)	1 (50)	284 (59.9)
その他	0 (0)	3 (3.7)	5 (6.7)	2 (10.5)	0 (0)	24 (5.1)
無回答	0 (0)	1 (1.2)	1 (1.3)	1 (5.3)	0 (0)	22 (4.6)
計	2 (100)	82 (100)	75 (100)	19 (100)	2 (100)	474 (100)

単位：校 (%)

「その他\*」の記述内容

「その他」の記述は25件あった。以下に、主な記述内容を示した。

- ・幼稚部、小学部、中学部、幼児児童生徒希望者、及び高等部普通科重複障害生徒希望者。
- ・普通希望者のみ、専門学科は自力通学。
- ・病院から通学する病棟生。
- ・知的障害のみ利用対象。
- ・条件を満たした高等部未満の児童生徒。空きがあれば希望する高等部の生徒。
- ・小中学部は「希望する幼児児童生徒のみスクールバスで通学している」が、高等部は空きがある場合のみ。

- ・小中学部で医師ケア対象外全員。高等部で自力通学困難な者。
- ・小・中学部の児童生徒は希望者、高等部生徒は条件を満たした生徒。
- ・自力で帰省できる生徒のみ学校から近くの駅まで、スクールバスの運行をしています。
- ・施設入所児童生徒のみ。
- ・高等部を除く全ての希望する児童生徒。
- ・校長から許可された児童生徒。
- ・原則は全員スクールバス、一部保護者の送迎を認めている。
- ・希望し、かつ体調（発作等）によりスクールバス通学が可能かどうかの判断によって可とする児童生徒。
- ・基本は小・中学部の児童生徒を対象としており、空席がある場合、高等部の生徒も許可している。
- ・小中児童生徒は希望者全員
- ・小・中学部の希望する生徒のみスクールバスで通学している
- ・JRなどを利用して自立通学できる高等部生。

(2) スクールバスを利用できる条件（設問「4. 1. 8で「3. 条件を満たした幼稚児童生徒のみスクールバスで通学している」と回答した方にお伺いします。スクールバスが利用できる条件をお教えてください。（該当するすべてに○）」

表4. 1. 8. 4はスクールバス利用の条件を示した。表4. 1. 8. 5～表4. 1. 8. 6には障害種ごとのスクールバス利用の条件を示した。

表4. 1. 8. 4 スクールバス利用の条件

	学校数（校）	比率（％）
自主通学が困難と判断した幼児児童生徒	114	24.1
高等部未満の幼児児童生徒	57	12.0
バス停まで保護者の付き添いが可能な幼児児童生徒	125	26.4
スクールバスの運行ルート内に居住している幼児児童生徒	79	16.7
医療的ケア等が必要ない幼児児童生徒	168	35.4
その他*	83	17.5
無回答	191	40.3

表4. 1. 8. 5 障害種別・スクールバス利用の条件（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	

自主通学が困難と判断した幼児児童生徒	3 (11.5)	12 (11.2)	38 (12.9)	3 (33.3)	2 (7.7)
高等部未満の幼児児童生徒	0 (0)	0 (0)	34 (11.6)	2 (22.2)	0 (0)
バス停まで保護者の付き添いが可能な幼児児童生徒	2 (7.7)	22 (20.6)	39 (13.3)	1 (11.1)	1 (3.8)
スクールバスの運行ルート内に居住している幼児児童生徒	1 (3.8)	12 (11.2)	25 (8.5)	2 (22.2)	3 (11.5)
医療的ケア等が必要ない幼児児童生徒	3 (11.5)	37 (34.6)	30 (10.2)	1 (11.1)	10 (38.5)
その他	4 (15.4)	12 (11.2)	26 (8.8)	0 (0)	1 (3.8)
無回答	13 (50)	12 (11.2)	102 (34.7)	0 (0)	9 (34.6)
計	26 (100)	107 (100)	294 (100)	9 (100)	26 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 8. 6 障害種別・スクールバス利用の条件（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
自主通学が困難と判断した幼児児童生徒	1 (20)	26 (15.7)	24 (17)	5 (12.2)	0 (0)	114 (14)
高等部未満の幼児児童生徒	0 (0)	7 (4.2)	13 (9.2)	1 (2.4)	0 (0)	57 (7)
バス停まで保護者の付き添いが可能な幼児児童生徒	1 (20)	31 (18.7)	21 (14.9)	7 (17.1)	0 (0)	125 (15.3)
スクールバスの運行ルート内に居住している幼児児童生徒	0 (0)	20 (12)	10 (7.1)	6 (14.6)	0 (0)	79 (9.7)
医療的ケア等が必要ない幼児児童生徒	1 (20)	45 (27.1)	30 (21.3)	10 (24.4)	1 (50)	168 (20.6)
その他	1 (20)	19 (11.4)	15 (10.6)	5 (12.2)	0 (0)	83 (10.2)
無回答	1 (20)	18 (10.8)	28 (19.9)	7 (17.1)	1 (50)	191 (23.4)
計	5 (100)	166 (100)	141 (100)	41 (100)	2 (100)	817 (100)

単位：校（％）

「その他\*」の記述内容

スクールバスが利用できる条件の「その他」についての記述は168件あった。主な意見は、「学校規定の条件充足」、「車内での生徒の安全確保」、「医療ケアの内容によって判断」、「身体状況適応」、「遠距離通学」、「適応できる生活能力」、「発作がない」、「車内での介助不要」、「校長判断」、

「空席ある場合」、「スクールバス以外の移動手段なし」、「乗降時の保護者介助」、「通学区域内のみ」、「バス停までの移動可能」、「運行に支障をきたさない」、「医療ケアなし」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・高等部生徒で、療育手帳Bを取得している者以外の児童生徒。
- ・安全に乗っている事が可能な生徒。
- ・首や体幹の保持ができ、一人で座席に座ってられる者。
- ・原則全ての児童生徒がスクールバスによる通学が可能ですが、医療的ケアで乗車中に痰の吸引が必要になる児童生徒は利用できません。また、自宅が学校に近いので、徒歩で送迎したり、自家用車で送迎したりしている家庭もあります。
- ・安全運行上、車内での生活に支障がないと認められる児童生徒。
- ・希望する児童生徒で、条件（発作が頻発しないこと、医療的ケアが乗車時に必要ないこと等、安全に乗車していただけること）を満たした場合にスクールバスで通学。
- ・バス利用に適応できる生活能力を持つ者で、校長の承認を得た者。
- ・高等部は座席が空いている場合。
- ・スクールバス利用以外の手段がなく、安全に乗車できる児童生徒。
- ・車内での安全確保ができる。着席中の常時の介助等が不要。自力で乗降不可能な場合は保護者等が介助できる。
- ・通学区域内のみ。
- ・バス停までの移動が可能な児童生徒。
- ・安全に着席している等、運行に支障のないこと。
- ・医療的ケアが必要ない児童生徒で、判定会で学校長が乗車できると判断した児童生徒。

（3）自力通学の判断基準（設問「4. 1. 8. (2) で「1. 自主通学が困難と判断した幼児児童生徒」と回答した方にお伺いします。自主通学が可能であるかどうかの判断基準があればお教えください。）」

自主通学が可能であるかどうかの判断基準についての記述は 168 件であった。主な意見は、「保護者の状況」、「明確な判断基準はなく、個別に判断」、「危険認識が有り、自力で通学できること」、「てんかんなどの疾患がないこと」、「公共マナー等を守る」、「学校の基準による判断」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・保護者の就労状況及び自家用車保有の有無に応じて、総合的に判断する。
- ・判断基準はないが、保護者（本に）からの申請に基づき、校内の当該児童生徒の関係者で協議の上、自主通学の練習を行う。その結果から、学校長が最終的に判断する。
- ・危険予測ができる。1人で電車の乗り継ぎができる（時刻表が読める、運賃を支払うことができるも含めて）。
- ・重度のてんかん発作がない。ルールを守って着席できる。

- ・交通ルールやマナーを守り、安全に登下校できるかを判断基準としている。
- ・本校の通学バス利用基準に照らし条件を満たしているかどうかを判断。

#### 4. 1. 9 スクールバス利用のルール（設問「スクールバスを利用する際のルールがあればお教えてください。例：幼児童生徒はバス到着予定の10分前に待機する等。」）

スクールバスを利用する際のルールについての記述は420件あった。主な意見は、「毎年、スクールバス利用申込書等を提出」、「保護者による確実なバス停までの送迎」、「乗降の介助を保護者が実施」、「てんかんや医療的ケアがないこと」、「安全面に支障がないこと」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・毎年「スクールバス利用申込書」の提出がある。保護者同伴のもと、5分前にはバス停で待機（自力下校が不可能な生徒のみ）。
- ・発車時刻までに保護者による確実な送迎ができる。バス停留所待ち合わせ場所の安全確保ができる。
- ・乗降の介助は保護者が行う。発車予定時刻5分前に待機する。荷物は背負いカバン等とする。
- ・熱がある場合、てんかん発作があった場合は乗車しない。
- ・座席に座ることができる。シートベルトをかけることができる。

#### 4. 1. 10 通学指導の有無と内容

（1）通学指導実施の有無（設問「幼児童生徒に対して自主通学に向けた通学指導を行っていますか。（○は1つ）」）

表4. 1. 10. 1には、自主通学に向けた通学指導を実施しているか否かを示した。表4. 1. 10. 2～表4. 1. 10. 3には障害種ごとに自主通学に向けた通学指導を実施しているか否かを示した。

表4. 1. 10. 1 通学指導実施の有無

	学校数（校）	比率（％）
行っている	408	61.3
行っていない	208	31.2
無回答	50	7.5
計	666	100.0

表4. 1. 10. 2 障害種別・通学指導実施の有無（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
行っている	38 (90.5)	25 (32.5)	185 (71.2)	15 (60)	13 (54.2)

行っていない	3 (7.1)	49 (63.6)	52 (20)	7 (28)	10 (41.7)
無回答	1 (2.4)	3 (3.9)	23 (8.8)	3 (12)	1 (4.2)
計	42 (100)	77 (100)	260 (100)	25 (100)	24 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 10. 3 障害種別・通学指導実施の有無（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
行っている	4 (100)	39 (41.5)	71 (70.3)	16 (44.4)	2 (66.7)	408 (61.3)
行っていない	0 (0)	48 (51.1)	23 (22.8)	16 (44.4)	0 (0)	208 (31.2)
無回答	0 (0)	7 (7.4)	7 (6.9)	4 (11.1)	1 (33.3)	50 (7.5)
計	4 (100)	94 (100)	101 (100)	36 (100)	3 (100)	666 (100)

単位：校（％）

(2) 通学指導の内容（設問「通学指導の主な指導内容について（自由回答）」）

主な指導内容についての記述は400件あった。主な意見は、「公共交通機関等の利用の仕方」、「保護者と連携し、通学指導の実施」、「交通安全教育等の実施」、「公共交通機関等が使えない場合の対応」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・路線バス・JRの利用方法。困った時の対処の仕方。学校・家庭への連絡の仕方。
- ・保護者による練習期間を設定し、担任、生徒指導部が安全確認できたものについて、自主通学を認めている。学校での学習内容に交通安全教育、自転車安全教室等を取りいれている。
- ・自主通学経路での安全指導（道路の渡り方等）。交通安全教室、授業等での交通ルールの学習。
- ・公共交通機関の利用の仕方やマナーについての指導。

4. 1. 11 移動支援の制度に関する普及・啓発・相談

(1) 保護者に情報提供を行っているか（設問「幼児児童生徒の移動支援について保護者に情報提供する場を設けていますか。」（○は1つ））

表4. 1. 11. 1は移動支援について保護者に情報提供する場を設けているか否かを示した。表4. 1. 11. 2～表4. 1. 11. 3には障害種ごとに移動支援について保護者に情報提供する場を設けているかを示した。

表4. 1. 11. 1 移動支援に関する情報提供を行っているか？

	学校数（校）	比率（％）
設けている	278	41.7
設けていない	351	52.7



無回答	37	5.6
計	666	100.0

表4. 1. 1 1. 2 障害種別・移動支援に関する情報提供を行っているか？（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
設けている	18 (42.9)	37 (48.1)	97 (37.3)	8 (32)	7 (29.2)
設けていない	23 (54.8)	36 (46.8)	144 (55.4)	15 (60)	16 (66.7)
無回答	1 (2.4)	4 (5.2)	19 (7.3)	2 (8)	1 (4.2)
計	42 (100)	77 (100)	260 (100)	25 (100)	24 (100)

単位：校（％）

表4. 1. 1 1. 3 障害種別・移動支援に関する情報提供を行っているか？（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
設けている	3 (75)	42 (44.7)	50 (49.5)	15 (41.7)	1 (33.3)	278 (41.7)
設けていない	1 (25)	46 (48.9)	50 (49.5)	19 (52.8)	1 (33.3)	351 (52.7)
無回答	0 (0)	6 (6.4)	1 (1)	2 (5.6)	1 (33.3)	37 (5.6)
計	4 (100)	94 (100)	101 (100)	36 (100)	3 (100)	666 (100)

単位：校（％）

（2）情報提供の内容（設問「どのような情報提供を行っておられるかをお教えてください。（自由回答）」）

情報の提供内容の記述は272件あった。主な意見は、「移動支援等のサービスについて広報紙による情報提供」、「保護者向けの福祉サービスに関する説明会」、「特別支援教育コーディネーターを中心とした相談対応であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・連携支援部が出しているおたよりに、移動支援のサービス内容や事業所情報についてのせ、広報している。担任が懇談の中で保護者の要望を聴き取り、地域支援担当の教員につなげる。
- ・本校と他2校の特別支援学校とで共同運航している県営バス(本校のスクールバスはこれのみ)について、就学相談等において紹介している。放課後に児童デイサービスの利用を考えている保護者については送迎サービスの有無などについて紹介している。
- ・保護者向けの進路の研修会や福祉事業所の説明会等で知らせている。

（3）相談状況（設問「通学支援に関して、保護者から相談が寄せられることはありますか。（〇は1つ）」）

表4.1.11.4には通学支援に関して、保護者から相談が寄せられるか否かを示した。表4.1.11.5～表4.1.11.6には障害種ごとの通学支援に関して、保護者から相談が寄せられるかを示した。

表4.1.11.4 相談状況

	学校数 (校)	比率 (%)
ある	402	60.4
ない	224	33.6
無回答	40	6.0
計	666	100.0

表4.1.11.5 障害種別・相談状況 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
ある	28 (66.7)	54 (70.1)	162 (62.3)	10 (40)	9 (37.5)
ない	12 (28.6)	22 (28.6)	78 (30)	13 (52)	15 (62.5)
無回答	2 (4.8)	1 (1.3)	20 (7.7)	2 (8)	0 (0)
計	42 (100)	77 (100)	260 (100)	25 (100)	24 (100)

単位：校 (%)

表4.1.11.6 障害種別・相談状況 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
ある	4 (100)	56 (59.6)	64 (63.4)	15 (41.7)	0 (0)	402 (60.4)
ない	0 (0)	31 (33)	34 (33.7)	17 (47.2)	2 (66.7)	224 (33.6)
無回答	0 (0)	7 (7.4)	3 (3)	4 (11.1)	1 (33.3)	40 (6)
計	4 (100)	94 (100)	101 (100)	36 (100)	3 (100)	666 (100)

単位：校 (%)

(4) 相談内容 (設問「どのような幼児童生徒・保護者から、どのような相談が寄せられているかについて差し支えない範囲で、お教えてください。障害の状態や家庭の状況にも触れながらお答えいただくと助かります。(自由回答)」)

幼児童生徒・保護者からの相談内容の記述は387件あった。主な意見は、「公共交通機関でのマナー」、「体調不良時等の通学支援」、「通学支援に利用できるサービス」「バス停の新設」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・電車内における他人との距離の取り方やマナーがわからない、自閉症スペクトラム生徒への通学支援。
- ・保護者の病気やけが等によって送迎ができなくなった場合、児童生徒を登校させることができないので、どうしたらよいか。車イス利用でリフトのないバスコースの児童の保護者が体調により、抱っこして座席に座らせることができなくなった。バス利用のルールを変えて添乗員さんに乗せ降ろしをしてもらえないか。スクールバスのバス停まで保護者が送迎できない。登校自立していないため、学校を休まなくてはならない。
- ・仕事の勤務時間に制約がある通学時に利用できるサービスはないか。
- ・バス停までの移動手段（車）がないので、家（自宅）の近くにバス停を作ってほしい。

（５）その他の課題（設問「その他、通学に関する指導や支援等に関して課題等があればお聞かせください。（自由回答）」）

通学に関する指導や支援等に関する課題についての課題についての記述は308件あった。主な意見は、「保護者による通学支援への依存」、「スクールバス内でのトラブルへの対応」、「公共交通機関等でのマナー」、「公共交通機関の不足」、「医療的ケアやてんかんのある生徒の通学」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・保護者等の送迎に頼らざるをえない状況である。放課後、子どもたちを預けられる日中一時支援の場所や時間も限定的である。
- ・大勢が乗り合わせるスクールバスに適應できず、パニックを起こす児童生徒への対応。
- ・公共交通機関利用の際のルールやマナー定着が難しい。学校のきまりでは、下校時の寄り道を禁止している。軽度の生徒が増えたことで、他の高校生の放課後の様子とのギャップが生じ、生徒指導上の問題につながる要因となっている。
- ・公共の交通機関が乏しい。通学が広範囲で通学バス以外の通学方法の確保が難しいが路線が限られており、全ての居住地近隣にバス停の設置が難しい。通学時間の長時間化。
- ・本校は知的障害部門の特別支援学校だが、車イス利用や軽微ではあるが医療ケアを必要とする児童生徒も在席しているがその児童生徒が利用可能な福祉のサービスが少ない。

#### 4. 1. 12 移動支援に関する制度の認知度

（１）障害者総合支援法の移動支援サービスの認知度（設問「障害者総合支援法の移動支援に係る以下のサービスを知っていましたか。知っていたサービスすべてに○をつけてください。知っていたサービスがない場合は、4. いずれも知らなかったに○をつけてください。（複数回答）」）

表4. 1. 12. 1には、障害者総合支援法の移動支援サービスを知っているか否かを示した。表4. 1. 12. 2～表4. 1. 12. 3に障害種ごとに障害者総合支援法の移動支援サービスを知っているか否かを示した。

表 4. 1. 1 2. 1 障害者総合支援法の移動支援サービスの認知度

	学校数 (校)	比率 (%)
同行援護	440	66.1
行動援護	435	65.3
重度訪問介護	401	60.2
いずれも知らなかった	110	16.5
無回答	61	9.2

表 4. 1. 1 2. 2 障害種別・障害者総合支援法の移動支援サービスの認知度 (単一・総合)

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
同行援護	39 (39.8)	51 (29.5)	168 (30.3)	15 (27.8)	12 (27.3)
行動援護	31 (31.6)	49 (28.3)	167 (30.1)	16 (29.6)	11 (25)
重度訪問介護	25 (25.5)	53 (30.6)	147 (26.5)	17 (31.5)	11 (25)
いずれも知らなかった	1 (1)	13 (7.5)	48 (8.6)	4 (7.4)	7 (15.9)
無回答	2 (2)	7 (4)	25 (4.5)	2 (3.7)	3 (6.8)

単位：校 (%)

表 4. 1. 1 2. 3 障害種別・障害者総合支援法の移動支援サービスの認知度 (併置)

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
同行援護	4 (33.3)	63 (29.9)	64 (29.2)	22 (29.3)	2 (33.3)	440 (30.4)
行動援護	4 (33.3)	65 (30.8)	68 (31.1)	22 (29.3)	2 (33.3)	435 (30.1)
重度訪問介護	4 (33.3)	61 (28.9)	60 (27.4)	22 (29.3)	1 (16.7)	401 (27.7)
いずれも知らなかった	0 (0)	13 (6.2)	18 (8.2)	6 (8)	0 (0)	110 (7.6)
無回答	0 (0)	9 (4.3)	9 (4.1)	3 (4)	1 (16.7)	61 (4.2)

単位：校 (%)

(2) サービスの情報源 (設問「4. 1. 1 2. (1) で「知っていた」(1～3に回答)とお答えになったサービスをどこでお知りになったか教えてください。(自由回答))

サービスの認知についての記述は466件あった。主な意見は、「利用している保護者からの情報」、「役所の刊行物」、「福祉制度に関する説明会」、「新聞等の報道」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・利用している家庭が多いので保護者から聞いて知った。生徒支援の情報交換会、協議会等で活

用のようすなどを聞いている。

- ・ 障害者保健福祉の案内や各事業所のパンフレット等。
- ・ 福祉制度についての研修会や実際にサービスを受けている保護者の話などから。
- ・ 新聞等の報道から。

(3) 移動支援事業の制度（設問「地域生活支援事業の移動支援事業の制度を知っていましたか。（○は1つ）」）

表4.1.12.4には、地域生活支援事業の移動支援事業の制度を知っているか否かを示した。

表4.1.12.5～表4.1.12.6には障害種ごとに地域生活支援事業の移動支援事業の制度を知っているか否かを示した。

表4.1.12.4 地域生活支援事業の移動支援事業の制度を知っているか否か

	学校数（校）	比率（％）
知っていた	455	68.3
知らなかった	129	19.4
無回答	82	12.3
計	666	100.0

表4.1.12.5 障害種別・地域生活支援事業の移動支援事業の制度を知っているか否か（単一・総合）

	単一				総合
	視覚	肢体	知的	病弱	
知っていた	30 (71.4)	56 (72.7)	175 (67.3)	13 (52)	10 (41.7)
知らなかった	9 (21.4)	12 (15.6)	56 (21.5)	7 (28)	11 (45.8)
無回答	3 (7.1)	9 (11.7)	29 (11.2)	5 (20)	3 (12.5)
計	42 (100)	77 (100)	260 (100)	25 (100)	24 (100)

単位：校（％）

表4.1.12.6 障害種別・地域生活支援事業の移動支援事業の制度を知っているか否か（併置）

	併置				無回答	計
	視覚	肢体	知的	病弱		
知っていた	4 (100)	68 (72.3)	71 (70.3)	26 (72.2)	2 (66.7)	455 (68.3)
知らなかった	0 (0)	12 (12.8)	16 (15.8)	6 (16.7)	0 (0)	129 (19.4)
無回答	0 (0)	14 (14.9)	14 (13.9)	4 (11.1)	1 (33.3)	82 (12.3)

計	4 (100)	94 (100)	101 (100)	36 (100)	3 (100)	666 (100)
---	---------	----------	-----------	----------	---------	-----------

単位：校（％）

（４）移動支援事業の制度をどこで知ったか（設問「移動支援事業の制度をどこでお知りになったかお教えてください。（自由回答）」）

移動支援事業の制度を知った場所についての記述は421件あった。主な意見は、「利用している保護者からの情報」、「役所の刊行物」、「福祉制度に関する説明会」、「新聞等の報道」であった。

- ・保護者（子どもを含む）との校内、校外支援をする活動で知ったり、福祉関係者との相談の中で知ったりした。
- ・児童生徒が利用しているサービスについて、自治体や事業所と連携する中で知った。
- ・障害者自立支援法から切り替わる際に、障害者総合支援法の解説書を購入し知識を得た。ほか、高等部の総合的な学習における「福祉制度について」の授業も参考になっている。
- ・福祉制度の説明会（特別支援教育課、地域自立支援センター主催）
- ・市町村のホームページ。新聞等の報道から。

（５）通学に関する課題（設問「その他、通学に関して課題などがあればお聞かせ下さい。（自由回答）」）

その他の通学に関して課題についての記述は259件あった。主な意見は、「公共交通機関が無い」、「公共交通機関におけるバリア」、「福祉サービスの充実」、「保護者による通学支援の限界」、「スクールバス等での緊急対応」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・本校の立地条件により公共交通機関アクセスがうまくつながらないことによる自力通学のむずかしさ。
- ・電車やバス等、公共交通機関の本数の少なさ、無人駅、駅等がバリアフリーでない
- ・福祉サービス事業所による通学支援がないため、スクールバスを利用できない場合、保護者送迎によらざるをえない状況である。
- ・保護者の仕事の関係で、スクールバスのバス停前の送迎や学校までの送迎が難しく、苦慮されている家庭が多い。
- ・スクールバスに児童生徒が乗車中の緊急対応について、十分な共通理解と連携が必要。（緊急時対応訓練の必要性） 例えば、てんかん発作のある子が重積発作を起こした場合など、具体的な連絡手順やバス運行上の対応など、乗務員と教員で研修などを行いながら十分な連携を図っていく必要がある。）

（６）要望（設問「福祉制度に係る移動支援事業の制度に対するご要望などについてお教え下さい。」）

(自由回答)」

福祉制度に係る移動支援事業の制度に対する要望等についての記述は229件あった。主な意見は、「移動支援事業の通学支援での活用」、移動支援事業の利用時間の拡大、「サービスの地域間格差の是正」、「制度の理解啓発」、「利用手続きの簡便化」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・通学通勤に移動支援が使えず、移動手段をもっていない保護者が大変困っているケースがある。  
公共交通手段が充実していない沖縄では、重度障害のある者に対する移動支援サービスの充実が望まれる。
- ・利用時間、範囲等の拡大（通学・通所への範囲拡大）。利用方法の柔軟化。ガイドヘルパーのスキルアップ、障害理解の充実。事業所の体制強化。
- ・通学の問題のみならず、様々な点で地域格差を感じる。居住する市町村によって受けられる福祉的支援のギャップが大きい。市町村の支援がなく、児童生徒の通学のための送迎を行わなければならない保護者の中には、就労の面で困難を抱えている方もいる。障害のある児童生徒を養育する保護者への支援が必要である。義務教育段階（小中学部）さらには高等部においても教育を受ける権利・受けさせる義務を尊重し、行政側の義務として、日本中どの市町村に居住していても特別支援学校に在学する児童生徒の通学のための移動支援事業を完全実施してほしい。
- ・周知啓発がまだまだ不足。自治体によって対応が様々だと考えています。
- ・手続きのスリム化。事業所の充実（中身）。

#### 4. 2 保護者に対する調査（各学校から10名ずつの保護者をサンプリングした調査）

##### 4. 2. 1 回収状況

回答は949校中589校（62.1%）からあり、回答者数は9,490人中5,202人（54.8%）であった。表4.2.1.1に学校種別の回収率を示した。知的障害特別支援学校からの回収率が最も高かった。

表4.2.1.1 回収状況

	人数（人）	比率（%）
視覚	388	7.5
肢体	613	11.8
知的	2,160	41.5
病弱	126	2.4
単一不明	1	0.0
併置	1,734	33.3
総合	177	3.4
無記入	3	0.1
	5,202	100.0

##### 4. 2. 2 回答者の居住地（設問「ご自宅のある地域をお教え下さい。」）

表4.2.2.1には、回答者の居住地を、表4.2.2.2には子供の障害種ごとの居住地を、表4.2.2.3には医療的ケアの有無ごとの居住地を示した。

表4.2.2.1 回答者の居住地

	人数（人）	比率（%）
北海道	103	2.0
青森県	145	2.8
岩手県	133	2.6
宮城県	121	2.3
秋田県	77	1.5
山形県	72	1.4
福島県	129	2.5
茨城県	89	1.7
栃木県	53	1.0
群馬県	112	2.2
埼玉県	165	3.2
千葉県	248	4.8



東京都	380	7.3
神奈川県	323	6.2
新潟県	168	3.2
富山県	106	2.0
石川県	67	1.3
福井県	126	2.4
山梨県	69	1.3
長野県	63	1.2
岐阜県	191	3.7
静岡県	186	3.6
愛知県	130	2.5
三重県	77	1.5
滋賀県	58	1.1
京都府	35	0.7
大阪府	124	2.4
兵庫県	205	3.9
奈良県	58	1.1
和歌山県	78	1.5
鳥取県	36	0.7
島根県	88	1.7
岡山県	77	1.5
広島県	46	0.9
山口県	82	1.6
徳島県	92	1.8
香川県	64	1.2
愛媛県	72	1.4
高知県	0	0.0
福岡県	112	2.2
佐賀県	80	1.5
長崎県	104	2.0
熊本県	49	0.9
大分県	97	1.9
宮崎県	55	1.1
鹿児島県	129	2.5

沖縄県	112	2.2
無回答	16	0.3
計	5,202	100.0

表4. 2. 2. 2 子供の障害種ごとの回答者の居住地

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
北海道	10	0	25	20	3	2	42	1	103
青森県	4	0	75	13	3	5	45	0	145
岩手県	5	0	57	7	8	12	44	0	133
宮城県	6	0	65	6	1	2	39	2	121
秋田県	3	0	41	10	0	2	20	1	77
山形県	6	2	42	1	1	3	17	0	72
福島県	4	0	59	9	2	7	48	0	129
茨城県	4	0	41	10	4	3	27	0	89
栃木県	0	0	30	4	5	2	12	0	53
群馬県	3	0	62	16	2	1	26	2	112
埼玉県	6	0	80	18	1	0	60	0	165
千葉県	4	0	141	32	3	3	64	1	248
東京都	38	1	174	48	1	2	116	0	380
神奈川県	8	0	180	24	4	5	102	0	323
新潟県	1	1	94	14	1	12	45	0	168
富山県	6	6	50	16	3	0	25	0	106
石川県	0	0	37	12	1	1	16	0	67
福井県	7	0	67	11	4	4	33	0	126
山梨県	0	0	34	7	0	2	26	0	69
長野県	8	0	26	6	0	2	21	0	63
岐阜県	8	0	96	17	9	5	56	0	191
静岡県	8	0	102	11	0	1	63	1	186
愛知県	12	0	38	27	0	1	52	0	130
三重県	9	0	29	4	0	0	35	0	77
滋賀県	0	0	33	4	0	4	17	0	58
京都府	9	0	12	2	0	0	12	0	35
大阪府	1	0	57	21	0	1	44	0	124

兵庫県	1	0	131	14	0	4	55	0	205
奈良県	1	0	27	11	0	1	17	1	58
和歌山県	3	0	41	6	0	1	25	2	78
鳥取県	1	0	8	6	3	3	15	0	36
島根県	0	0	49	8	7	7	16	1	88
岡山県	5	0	40	5	1	1	25	0	77
広島県	4	0	25	1	0	0	16	0	46
山口県	2	3	28	8	3	4	34	0	82
徳島県	0	0	55	7	2	1	27	0	92
香川県	0	0	47	4	1	0	12	0	64
愛媛県	0	0	42	6	0	2	22	0	72
高知県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡県	8	0	51	13	1	2	37	0	112
佐賀県	5	0	36	5	0	2	32	0	80
長崎県	0	0	45	16	4	7	31	1	104
熊本県	0	0	24	7	0	1	17	0	49
大分県	4	0	52	4	1	6	30	0	97
宮崎県	3	2	26	4	2	2	16	0	55
鹿児島県	5	0	74	17	0	1	32	0	129
沖縄県	6	0	50	18	1	5	32	0	112
無回答	1	0	6	0	1	0	3	5	16
計	219	15	2,604	530	83	132	1,601	18	5,202

表4. 2. 2. 3 医療的ケアの有無ごとの回答者の居住地

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
北海道	21	81	1	103
青森県	16	125	4	145
岩手県	14	115	4	133
宮城県	8	111	2	121
秋田県	5	72	0	77
山形県	4	68	0	72
福島県	15	112	2	129
茨城県	9	79	1	89
栃木県	2	49	2	53

群馬県	11	100	1	112
埼玉県	23	141	1	165
千葉県	31	214	3	248
東京都	41	339	0	380
神奈川県	50	271	2	323
新潟県	17	147	4	168
富山県	11	95	0	106
石川県	5	59	3	67
福井県	8	116	2	126
山梨県	8	61	0	69
長野県	9	52	2	63
岐阜県	40	148	3	191
静岡県	18	167	1	186
愛知県	15	114	1	130
三重県	7	70	0	77
滋賀県	2	56	0	58
京都府	4	31	0	35
大阪府	22	101	1	124
兵庫県	24	177	4	205
奈良県	10	47	1	58
和歌山県	13	65	0	78
鳥取県	7	28	1	36
島根県	11	72	5	88
岡山県	9	66	2	77
広島県	7	39	0	46
山口県	13	69	0	82
徳島県	29	62	1	92
香川県	7	57	0	64
愛媛県	4	67	1	72
高知県	0	0	0	0
福岡県	12	95	5	112
佐賀県	9	70	1	80
長崎県	17	84	3	104
熊本県	12	36	1	49

大分県	6	90	1	97
宮崎県	6	48	1	55
鹿児島県	21	108	0	129
沖縄県	13	99	0	112
無回答	1	12	3	16
計	647	4,485	70	5,202

4. 2. 3 学校の所在地の特性（設問「学校は公共交通機関を使って通学可能な地域にありますか。（○は1つ）」）

表4. 2. 3. 1に学校の所在地の特性を示した。表4. 2. 3. 2には子供の障害種ごとの所在地の特性を、表4. 2. 3. 3には医療的ケアの有無ごとの所在地の特性を示した。

表4. 2. 3. 1 学校の所在地の特性

	件数（件）	比率（%）
公共交通機関を使って通うことが可能な地域にある	2,735	52.6
公共交通機関はあるが、乗換時間等がかかったり、バリアフリー整備が十分でなかったりするため、公共交通での通学は困難な地域にある	1,473	28.3
公共交通機関が整備されておらず、公共交通での通学は困難な地域にある	581	11.2
その他*	258	5.0
無回答	155	3.0
計	5,202	100.0

表4. 2. 3. 2 子供の障害種ごとの学校の所在地

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
公共交通機関を使って通うことが可能な地域にある	145	12	1,651	154	50	87	628	8	2,735
公共交通機関はあるが、乗換時間等がかかったり、バリアフリー整備が十分でなかったりするため、公共交通での通学は困難な地域に	50	0	555	221	19	20	607	1	1,473

ある									
公共交通機関が整備されておらず、公共交通での通学は困難な地域にある	5	2	268	84	8	13	199	2	581
その他	13	1	76	39	5	11	112	1	258
無回答	6	0	54	32	1	1	55	6	155
計	219	15	2,604	530	83	132	1,601	18	5,202

表4. 2. 3. 3 医療的ケアの有無ごとの学校の所在地

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
公共交通機関を使って通うことが可能な地域にある	237	2,467	31	2,735
公共交通機関はあるが、乗換時間等がかかったり、バリアフリー整備が十分でなかったりするため、公共交通での通学は困難な地域にある	239	1,217	17	1,473
公共交通機関が整備されておらず、公共交通での通学は困難な地域にある	93	479	9	581
その他	56	197	5	258
無回答	22	125	8	155
計	647	4,485	70	5,202

「その他\*」の記述内容

学校の所在地に関する「その他」の記述は234件あった。主な意見は、「公共交通機関がない」、「公共交通機関を使う能力の不足」、「遠方のため通学困難」、「公共交通機関のバリア」、「訪問教育」、「徒歩圏内」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・バスはあるものの、停留所まで遠い。
- ・本人の能力不足で公共交通機関は無理である。
- ・学校までは遠方のため、現在の公共交通機関では通学できない。

- ・車椅子対応の公共交通機関が整備されていないので、通学が困難です。
- ・訪問教育の為使うことがない。
- ・入学と同時に徒歩で通えるところに引っ越した。

#### 4. 2. 4 回答者の子供との続柄（設問「本調査にご回答していただく方はどなたですか。（○は1つ）」）

表4. 2. 4. 1には、回答者の子供との続柄を示した。表4. 2. 4. 2には子供の障害種ごとの続柄を、表4. 2. 4. 3には医療的ケアの有無ごとの続柄を示した。

表4. 2. 4. 1 子供との続柄

	人数（人）	比率（%）
父親	260	5.0
母親	4,897	94.1
両親以外の家族	14	0.3
その他*	16	0.3
無回答	15	0.3
計	5,202	100.0

表4. 2. 4. 2 子供の障害種ごとの子供との続柄

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
父親	11	1	159	20	4	9	54	2	260
母親	195	14	2,431	504	78	123	1,540	12	4,897
両親以外の 家族	4	0	4	2	0	0	4	0	14
その他	6	0	5	3	1	0	1	0	16
無回答	3	0	5	1	0	0	2	4	15
計	219	15	2,604	530	83	132	1,601	18	5,202

表4. 2. 4. 3 医療的ケアの有無ごとの子供との続柄

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
父親	28	226	6	260

母親	616	4,221	60	4,897
両親以外の家族	2	12	0	14
その他	1	15	0	16
無回答	0	11	4	15
計	647	4,485	70	5,202

「その他\*」の記述内容

回答者の「その他」の記述は15件あった。回答者は、「担任」（3件）、「本人」（2件）、「施設職員」（2件）「おば」（2件）、「両親」（1件）、「里母」（1件）、「里親」（1件）、「母方の祖父」（1件）、「別居の祖母」（1件）、「児童養護施設担当保育士」（1件）であった。

4. 2. 5 同居家族（設問「同居しているご家族（お子さんにとっての）をお教え下さい。（複数回答）」）

表4. 2. 5. 1には、同居している家族を示した。表4. 2. 5. 2には子供の障害種ごとの同居家族を、表4. 2. 5. 3には医療的ケアの有無ごとの同居家族を示した。

表4. 2. 5. 1 同居している家族

	人数（人）	比率（％）
父親	4,535	87.2
母親	4,902	94.2
兄弟姉妹	3,803	73.1
祖父	766	14.7
祖母	1,142	22.0
その他*	167	3.2
無回答	25	0.5

表4. 2. 5. 2 子供の障害種ごとの同居している家族

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
父親	181	13	2,329	456	68	104	1,374	10	4,535
母親	203	14	2,457	500	76	126	1,513	13	4,902
兄弟姉妹	155	11	1,933	382	57	101	1,153	11	3,803
祖父	23	2	388	63	11	18	257	4	766



祖母	39	3	587	101	22	31	354	5	1,142
その他	13	0	71	13	6	8	55	1	167
無回答	2	0	12	2	1	0	4	4	25

表4. 2. 5. 3 医療的ケアの有無ごとの同居している家族

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
父親	559	3,924	52	4,535
母親	614	4,226	62	4,902
兄弟姉妹	477	3,278	48	3,803
祖父	95	660	11	766
祖母	137	990	15	1,142
その他	21	144	2	167
無回答	1	19	5	25

「その他\*」の記述内容

同居家族の「その他」の記述は154件あった。主な内容は、「おば」（55件）、「曾祖母」（39件）、「従兄弟」（11件）「叔父」（37件）であった。

**4. 2. 6 在籍している学校の種類**（設問「お子さんが在籍している学校についてお教え下さい。まず、単一障害校、併置校、総合のいずれか1つを選んで下さい。もし、単一障害や併置校を選択した場合には、該当する障害種別についてもお教えください。」）

表4. 2. 6. 1に在籍している学校の種類を示した。表4. 2. 6. 2には子供の障害種ごとの在籍している学校の種類を、表4. 2. 6. 3には医療的ケアの有無ごとの在籍している学校の種類を示した。

表4. 2. 6. 1 在籍している学校の種類

	人数（人）	比率（％）
単一障害の特別支援学校	3,288	63.2
複数の障害部門が併置されている特別支援学校	1,734	33.3
総合支援学校	177	3.4
無回答	3	0.1
計	5,202	100.0

表4. 2. 6. 2 子供の障害種ごとの在籍している学校の種類

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
単一障害の特別支援学校	206	1	1,651	289	41	76	1,017	7	3,288
複数の障害部門が併置されている特別支援学校	11	11	869	220	38	44	530	11	1,734
総合支援学校	2	3	84	20	4	12	52	0	177
無回答	0	0	0	1	0	0	2	0	3
計	219	15	2,604	530	83	132	1,601	18	5,202

表4. 2. 6. 3 医療的ケアの有無ごとの在籍している学校の種類

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
単一障害の特別支援学校	404	2,842	42	3,288
複数の障害部門が併置されている特別支援学校	224	1,484	26	1,734
総合支援学校	19	156	2	177
無回答	0	3	0	3
計	647	4,485	70	5,202

#### 4. 2. 7 学年（設問「お子さんの学年をお教え下さい。（○は1つ）」）

表4. 2. 7. 1には、子供の所属学部を示した。表4. 2. 7. 2には子供の障害種ごとの所属学部を、表4. 2. 7. 3には医療的ケアの有無ごとの所属学部を示した。表4. 2. 7. 4～表4. 2. 7. 15には所属学部ごとに、学年の集計と子供の障害種ごとの学年、医療的ケアの有無ごとの学年を示した。

表4. 2. 7. 1 子どもの所属学部

	人数（人）	比率（％）
幼稚部	40	0.8
小学部	1,815	34.9
中学部	1,485	28.5
高等部	1,842	35.4
無回答	20	0.4
計	5,202	100.0

表4. 2. 7. 2 子供の障害種ごとの子供の所属学部

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
幼稚部	13	0	2	0	0	0	25	0	40
小学部	104	4	772	218	22	38	656	1	1,815
中学部	48	9	737	157	22	37	471	4	1,485
高等部	52	2	1,083	155	39	57	445	9	1,842
無回答	2	0	10	0	0	0	4	4	20
計	219	15	2,604	530	83	132	1,601	18	5,202

表4. 2. 7. 3 医療的ケアの有無ごとの子供の所属学部

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
幼稚部	4	36	0	40
小学部	267	1,526	22	1,815
中学部	198	1,267	20	1,485
高等部	178	1,639	25	1,842
無回答	0	17	3	20
計	647	4,485	70	5,202

表4. 2. 7. 4 子どもの学年（幼稚部）

	人数（人）	比率（％）
年少	8	20.0
年中	9	22.5
年長	19	47.5
無回答	4	10.0
計	40	100.0

表4. 2. 7. 5 子供の障害種ごとの子どもの学年（幼稚部）

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
年少	3	0	0	0	0	0	5	0	8
年中	4	0	1	0	0	0	4	0	9

年長	5	0	0	0	0	0	14	0	19
無回答	1	0	1	0	0	0	2	0	4
計	13	0	2	0	0	0	25	0	40

表 4. 2. 7. 6 医療的ケアの有無ごとの子どもの学年（幼稚園部）

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
年少	3	5	0	8
年中	1	8	0	9
年長	0	19	0	19
無回答	0	4	0	4
計	4	36	0	40

表 4. 2. 7. 7 子どもの学年（小学部）

	人数（人）	比率（％）
1年	162	8.9
2年	266	14.7
3年	299	16.5
4年	320	17.6
5年	379	20.9
6年	384	21.2
無回答	5	0.3
計	1,815	100.0

表 4. 2. 7. 8 子供の障害種ごとの子どもの学年（小学部）

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
1年	15	0	64	20	1	1	61	0	162
2年	13	0	103	32	6	5	107	0	266
3年	18	0	127	36	5	11	101	1	299
4年	20	1	135	40	6	8	110	0	320
5年	23	1	169	39	1	6	140	0	379
6年	15	2	172	51	3	7	134	0	384
無回答	0	0	2	0	0	0	3	0	5

計	104	4	772	218	22	38	656	1	1,815
---	-----	---	-----	-----	----	----	-----	---	-------

表4. 2. 7. 9 医療的ケアの有無ごとの子どもの学年（小学部）

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
1年	24	133	5	162
2年	45	215	6	266
3年	42	254	3	299
4年	57	259	4	320
5年	49	328	2	379
6年	50	332	2	384
無回答	0	5	0	5
計	267	1,526	22	1,815

表4. 2. 7. 10 子どもの学年（中学部）

	人数（人）	比率（%）
1年	431	29.0
2年	510	34.3
3年	538	36.2
無回答	6	0.4
計	1,485	100.0

表4. 2. 7. 11 子供の障害種ごとの子どもの学年（中学部）

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
1年	17	4	212	50	5	8	134	1	431
2年	17	2	262	45	8	15	160	1	510
3年	14	3	260	61	9	13	176	2	538
無回答	0	0	3	1	0	1	1	0	6
計	48	9	737	157	22	37	471	4	1,485

表4. 2. 7. 12 医療的ケアの有無ごとの子どもの学年（中学部）

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
1年	69	357	5	431
2年	63	440	7	510
3年	66	464	8	538
無回答	0	6	0	6
計	198	1,267	20	1,485

表4. 2. 7. 13 子どもの学年（高等部）

	人数（人）	比率（％）
1年	593	32.2
2年	735	39.9
3年	509	27.6
無回答	5	0.3
計	1,842	100.0

表4. 2. 7. 14 子供の障害種ごとの子どもの学年（高等部）

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
1年	20	0	340	60	17	17	136	3	593
2年	14	0	445	58	8	28	178	4	735
3年	16	2	295	37	14	12	131	2	509
無回答	2	0	3	0	0	0	0	0	5
計	52	2	1,083	155	39	57	445	9	1,842

表4. 2. 7. 15 医療的ケアの有無ごとの子どもの学年（高等部）

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
1年	58	527	8	593
2年	70	657	8	735
3年	50	450	9	509
無回答	0	5	0	5
計	178	1,639	25	1,842

4. 2. 8 子供の障害種別（設問「お子さんの障害をお教え下さい。（該当するすべてに○）」）

表4. 2. 8. 1には、子供の障害を示した。

表4. 2. 8. 1 子どもの障害

	人数（人）	比率（％）
視覚	219	4.2
聴覚	15	0.3
知的	2,604	50.1
肢体	530	10.2
病弱	83	1.6
その他*	132	2.5
視覚, 聴覚	6	0.1
視覚, 知的	106	2.0
視覚, 肢体	26	0.5
視覚, 病弱	2	0.0
視覚, その他*	10	0.2
聴覚, 知的	27	0.5
聴覚, 肢体	10	0.2
聴覚, 病弱	1	0.0
聴覚, その他*	2	0.0
知的, 肢体	658	12.6
知的, 病弱	55	1.1
知的, その他*	358	6.9
肢体, 病弱	12	0.2
肢体, その他*	9	0.2
病弱, その他*	7	0.1
視覚, 聴覚, 知的	5	0.1
視覚, 聴覚, 肢体	2	0.0
視覚, 知的, 肢体	112	2.2
視覚, 知的, 病弱	3	0.1
視覚, 知的, その他*	5	0.1
視覚, 肢体, 病弱	2	0.0
聴覚, 知的, 肢体	32	0.6
聴覚, 知的, 病弱	1	0.0

聴覚, 知的, その他*	5	0.1
知的, 肢体, 病弱	60	1.2
知的, 肢体, その他*	21	0.4
知的, 病弱, その他*	8	0.2
肢体, 病弱, その他*	3	0.1
視覚, 聴覚, 知的, 肢体	23	0.4
視覚, 聴覚, 知的, 病弱	1	0.0
視覚, 知的, 肢体, 病弱	15	0.3
視覚, 知的, 肢体, その他*	3	0.1
聴覚, 知的, 肢体, 病弱	2	0.0
知的, 肢体, 病弱, その他*	3	0.1
視覚, 聴覚, 知的, 肢体, 病弱	3	0.1
視覚, 聴覚, 知的, 肢体, その他*	2	0.0
視覚, 知的, 肢体, 病弱, その他*	1	0.0
無回答	18	0.3
計	5,202	100.0

「その他\*」の記述内容

子どもの障害の「その他」の記述は532件あった。主な障害は「自閉症」(268件)、「発達障害」(107件)、「ダウン症」(20件)、「精神障害」(16件)、「てんかん」(14件)、「ADHD」(8件)であった。

#### 4. 2. 9 医療的ケアの有無 (設問「お子さんは、学校で医療的ケアを受けているかどうかをお教え下さい。(○は1つ)」)

表4. 2. 9. 1は、医療的ケアの有無を示した。表4. 2. 9. 2には子供の障害種ごとの医療的ケアの有無を示した。

表4. 2. 9. 1 医療的ケアの有無

	人数(人)	比率(%)
受けている	647	12.4
受けていない	4,485	86.2
無回答	70	1.3
計	5,202	100.0

表4. 2. 9. 2 子供の障害種ごとの医療的ケアの有無



	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
受けている	13	0	145	134	13	12	328	2	647
受けていない	203	15	2,433	385	63	118	1,256	12	4,485
無回答	3	0	26	11	7	2	17	4	70
計	219	15	2,604	530	83	132	1,601	18	5,202

4. 2. 10 通学に要する時間（設問「お子さんがご自宅から学校に到着するまでのおよその時間をお教え下さい。」）

表4. 2. 10. 1に通学に要する時間を示した。表4. 2. 10. 2には子供の障害種ごとの通学に要する時間を、表4. 2. 10. 3には医療的ケアの有無ごとの通学に要する時間を示した。

表4. 2. 10. 1 通学に要する時間

	人数(人)	比率 (%)
0～15分	588	11.3
15～30分	1,362	26.2
30～45分	1,375	26.4
45～60分	626	12.0
60～75分	776	14.9
75～90分	151	2.9
90分以上	227	4.4
無回答	97	1.9
合計(人)	5,202	100.0

表4. 2. 10. 2 子供の障害種ごとの通学に要する時間

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
0～15分	14	1	269	82	14	19	186	3	588
15～30分	38	3	582	174	24	46	493	2	1,362
30～45分	37	2	706	139	19	26	442	4	1,375
45～60分	23	2	357	55	7	16	163	3	626
60～75分	59	6	444	42	16	17	190	2	776
75～90分	9	1	86	12	0	1	42	0	151
90分以上	34	0	107	16	2	4	64	0	227

無回答	5	0	53	10	1	3	21	4	97
合計（人）	219	15	2,604	530	83	132	1,601	18	5,202

表4. 2. 10. 3 医療的ケアの有無ごとの通学に要する時間

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
0～15分	93	482	13	588
15～30分	216	1,132	14	1,362
30～45分	182	1,175	18	1,375
45～60分	62	559	5	626
60～75分	54	714	8	776
75～90分	15	135	1	151
90分以上	17	207	3	227
無回答	8	81	8	97
合計（人）	647	4,485	70	5,202

4. 2. 11 自宅から学校に登校する際の手段等（設問「自宅から学校に登校する際の手段等についてお伺いします。」）

（1）登校時のスクールバスの利用状況（設問「お子さんは登校時にスクールバスを利用していますか。（○は1つ）」）

表4. 2. 11. 1には、登校時のスクールバスの利用状況を示した。表4. 2. 11. 2には子供の障害種ごとの登校時のスクールバスの利用状況を、表4. 2. 11. 3には医療的ケアの有無ごとの登校時のスクールバスの利用状況を示した。

表4. 2. 11. 1 登校時のスクールバスの利用状況

	人数（人）	比率（％）
利用している	2,395	46.0
利用していない	2,788	53.6
無回答	19	0.4
計	5,202	100.0

表4. 2. 11. 2 子供の障害種ごとの登校時のスクールバスの利用状況

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
利用している	42	3	1,386	228	6	34	688	8	2,395

利用していない	175	12	1,208	300	75	98	912	8	2,788
無回答	2	0	10	2	2	0	1	2	19
計	219	15	2,604	530	83	132	1,601	18	5,202

表4. 2. 11. 3 医療的ケアの有無ごとの登校時のスクールバスの利用状況

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
利用している	207	2,164	24	2,395
利用していない	439	2,308	41	2,788
無回答	1	13	5	19
計	647	4,485	70	5,202

(2) スクールバスを利用して登校していると回答した人への質問(設問「スクールバスを利用して登校している方にお伺いします。」) <回答者数 2,395 人>

a) 自宅からスクールバスのバス停までの付き添いの状況(設問「スクールバスを利用して登校している方にお伺いします。自宅からスクールバスのバス停まで付き添いをしていますか。(○は1つ)」 <スクールバスを利用して登校していると回答した人数 2,395 人>)

表4. 2. 11. 4には、自宅からスクールバスのバス停までの付き添いの状況を示した。表4. 2. 11. 5には子供の障害種ごとの自宅からスクールバスのバス停までの付き添いの状況を、表4. 2. 11. 6には医療的ケアの有無ごとの自宅からスクールバスのバス停までの付き添いの状況を示した。

表4. 2. 11. 4 自宅からスクールバスのバス停までの付き添いの状況

	人数(人)	比率(%)
自宅から学校までスクールバスを使って自力で登校している	208	8.7
スクールバスのバス停までは付き添いをしている	2,178	90.9
無回答	9	0.4
計	2,395	100.0

表4. 2. 11. 5 子供の障害種ごとの自宅からスクールバスのバス停までの付き添いの状況

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
自宅から学校までスクールバスを使って	7	0	147	16	2	7	28	1	208

自力で登校している									
スクールバスのバス停までは付き添いをしている	33	3	1,236	211	4	25	659	7	2,178
無回答	2	0	3	1	0	2	1	0	9
計	42	3	1,386	228	6	34	688	8	2,395

表4. 2. 11. 6 医療的ケアの有無ごとの自宅からスクールバスのバス停までの付き添いの状況

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
自宅から学校までスクールバスを使って自力で登校している	17	185	6	208
スクールバスのバス停までは付き添いをしている	189	1,971	18	2,178
無回答	1	8	0	9
計	207	2,164	24	2,395

b) 付き添いをしている理由と主な付添人（設問「登校時に自宅からバス停まで付き添いをしている方にお伺いします。付き添いをしている理由と主として付き添っている人をお教えてください。」）

1) 付き添いをしている理由（設問「付き添いをしている理由」）

登校時に付き添いをしている理由についての記述は、2,145件あった。主な意見は、「自宅から遠い」、「公共交通機関を使う能力の不足」、「危険認知が困難」、「体力不足」、「てんかん等の疾患」、「学校の方針」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・自宅から遠い片道45kmの支援学校に通わせているので、バス停まで片道30分かかるため
- ・子ども一人で公共交通機関を使用できない。
- ・何かに気をとられて道路に飛び出したり、信号を渡っていくので一人では行かせられない。
- ・病弱なため、車での送迎でないと疲れてしまう。
- ・医療的ケアが必要であり、生活の全てにおいて介助が必要です。バス乗車時はケアが出来ない為、乗車前に吸引などをする為
- ・学校で付き添いをするよう決まっているから

2) 主として付き添っている人（設問「主として付き添っている人（○は1つ、複数回答有り）」）

表4. 2. 11. 7に主として付き添っている人が誰なのかを示した。表4. 2. 11. 8には子供の障害種ごとに主として付き添っている人を、表4. 2. 11. 9には医療的ケアの有無ごとに主として付き添っている人を示した。なお、表中の割合は「付き添いをしている」に該当する2,178人に対する比率を示した。

表4. 2. 11. 7 主として付き添っている人

	人数 (人)	比率 (%)
父親	203	9.3
母親	1,879	86.3
兄弟姉妹	6	0.3
祖父	37	1.7
祖母	53	2.4
その他	41	1.9
無回答	7	0.3

表4. 2. 11. 8 子供の障害種ごとの主として付き添っている人

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
父親	7	1	120	18	1	3	53	0	203
母親	23	2	1,068	182	3	22	570	5	1,875
兄弟姉妹	0	0	5	0	0	0	1	0	6
祖父	0	0	19	8	0	0	9	1	37
祖母	0	0	32	3	0	0	17	1	53
その他	3	0	17	3	0	1	17	0	41
無回答	0	0	5	0	0	0	2	0	7

表4. 2. 11. 9 医療的ケアの有無ごとの付添人

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
父親	14	188	1	203
母親	162	1,696	17	1,875
兄弟姉妹	0	5	1	6
祖父	5	32	0	37
祖母	5	48	0	53
その他	6	35	0	41

無回答	1	6	0	7
-----	---	---	---	---

c) 登校時のスクールバスがバス停を発車する時間（設問「登校時のスクールバスがバス停を発車する時間をお教えてください。」）

表4. 2. 11. 10に登校時のバスの発車時間を示した。表4. 2. 11. 11には子供の障害種ごとの発車時間を、表4. 2. 11. 12には医療的ケアの有無ごとの発車時間を示した。

表4. 2. 11. 10 登校時のスクールバスがバス停を発車する時間

	人数（人）	比率（％）
～7:00	2	0.1
7:00～7:15	14	0.6
7:15～7:30	78	3.3
7:30～7:45	223	9.3
7:45～8:00	429	17.9
8:00～8:15	552	23.0
8:15～8:30	587	24.5
8:30～8:45	312	13.0
8:45～9:00	104	4.3
9:00～10:00	15	0.6
無回答	79	3.3
計	2,395	100.0

※4. 2. 11「スクールバスを利用している」に該当する2,395人の回答  
（もっとも早い…6：30、もっとも遅い…9：50）

表4. 2. 11. 11 子供の障害種ごとの登校時のスクールバスがバス停を発車する時間

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
～7:00	1	0	0	0	0	0	1	0	2
7:00～7:15	0	0	7	4	0	1	2	0	14
7:15～7:30	4	0	38	8	0	0	28	0	78
7:30～7:45	5	1	128	22	2	3	62	0	223
7:45～8:00	6	2	234	41	2	8	136	0	429
8:00～8:15	8	0	330	51	0	6	154	3	552
8:15～8:30	10	0	336	51	2	6	179	3	587

8:30～8:45	7	0	194	28	0	3	78	2	312
8:45～9:00	0	0	55	11	0	4	34	0	104
9:00～10:00	0	0	11	0	0	0	4	0	15
無回答	1	0	53	12	0	3	10	0	79
計	42	3	1,386	228	6	34	688	8	2,395

表4. 2. 1 1. 1 2 医療的ケアの有無ごとの登校時のスクールバスがバス停を発車する時間

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
～7:00	0	2	0	2
7:00～7:15	0	13	1	14
7:15～7:30	9	68	1	78
7:30～7:45	22	199	2	223
7:45～8:00	35	391	3	429
8:00～8:15	43	503	6	552
8:15～8:30	56	524	7	587
8:30～8:45	24	286	2	312
8:45～9:00	8	94	2	104
9:00～10:00	1	14	0	15
無回答	9	70	0	79
計	207	2,164	24	2,395

d) 自宅からバス停までの平均的な移動時間（設問「ご自宅からバス停までの平均的な移動時間をお教えてください。」）

表4. 2. 1 1. 1 3に自宅からバス停までの平均的な移動時間を示した。表4. 2. 1 1. 1 4には子供の障害種ごとの自宅からバス停までの平均的な移動時間を、表4. 2. 1 1. 1 5には医療的ケアの有無ごとの自宅からバス停までの平均的な移動時間を示した。なお、表中の割合は「スクールバスを利用している」に該当する2,395人に対する比率を示した。

表4. 2. 1 1. 1 3 自宅からバス停までの平均的な移動時間

	人数（人）	比率（％）
0～15分	1,882	78.6
15～30分	349	14.6
30～45分	81	3.4
45～60分	14	0.6

60～75分	17	0.7
75～90分	2	0.1
90分以上	4	0.2
無回答	46	1.9
計	2,395	100.0

表4. 2. 11. 14 子供の障害種ごとの自宅からバス停までの平均的な移動時間

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
0～15分	15	2	1,090	188	2	29	551	5	1,882
15～30分	7	1	211	25	1	3	98	3	349
30～45分	4	0	42	10	2	1	22	0	81
45～60分	5	0	5	0	1	0	3	0	14
60～75分	6	0	6	2	0	0	3	0	17
75～90分	1	0	1	0	0	0	0	0	2
90分以上	2	0	0	0	0	0	2	0	4
無回答	2	0	31	3	0	1	9	0	46
計	42	3	1,386	228	6	34	688	8	2,395

表4. 2. 11. 15 医療的ケアの有無ごとの自宅からバス停までの平均的な移動時間

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
0～15分	158	1,705	19	1,882
15～30分	35	310	4	349
30～45分	4	77	0	81
45～60分	5	9	0	14
60～75分	0	17	0	17
75～90分	0	2	0	2
90分以上	0	4	0	4
無回答	5	40	1	46
計	207	2,164	24	2,395

(3) スクールバスを利用せずに登校していると回答した人への質問（設問「スクールバスを利用せずに登校している方にお伺いします。」） <回答者数 2,788人>

a) 登校の際の付き添いの状況（設問「登校の際に付き添いをしていますか。（○は1つ）」）（複数



回答有り)

表4. 2. 11. 16には、登校の際の付き添いの状況を示した。表4. 2. 11. 17には子供の障害種ごとの登校の際の付き添いの状況を、表4. 2. 11. 18には医療的ケアの有無ごとの登校の際の付き添いの状況を示した。

表4. 2. 11. 16 登校の際の付き添いの状況

	人数 (人)	比率 (%)
自宅から学校まで自力で登校している	511	18.3
最寄り駅まで等の一部の区間は付き添いをしている	123	4.4
自宅から学校まですべて付き添いをしている	1,725	61.9
無回答	429	15.4

表4. 2. 11. 17 子供の障害種ごとの登校の際の付き添いの状況

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
自宅から学校まで自力で登校している	27	4	354	12	11	28	73	2	511
最寄り駅まで等の一部の区間は付き添いをしている	12	5	73	3	3	8	18	1	123
自宅から学校まですべて付き添いをしている	95	2	545	263	49	45	724	2	1,725
無回答	41	1	236	22	12	17	97	3	429

表4. 2. 11. 18 医療的ケアの有無ごとの付き添いの状況

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
自宅から学校まで自力で登校している	37	471	3	511
最寄り駅まで等の一部の区間は付き添いをしている	6	115	2	123
自宅から学校まですべて付き添いをしている	351	1,345	29	1,725
無回答	45	377	7	429

b) 付き添いをしている理由と主な付添人（設問「登校時に自宅からバス停まで付き添いをしている方にお伺いします。付き添いをしている理由と主として付き添っている人をお教えてください。」）

1) 付き添いをしている理由（設問「付き添いをしている理由」）

登校時に付き添いをしている理由の記述は、2,016件あった。主な意見は、「スクールバスがない」「てんかん等の疾患」「学校の方針」「病弱のため」「スクールバスの安全面」「遠方のため」「通学路のバリア」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・スクールバスがないので、自家用車で送迎している
- ・医療的ケアが必要でスクールバスに乗れない（てんかん発作があるかも）。重度の障がいがあり、一人で学校に行けないため。
- ・医療ケアがあると、スクールバスに乗れないという学校の方針
- ・病弱なため毎日遅刻。季節により早退も多く、バス乗車が体力的にも厳しい為。自家用車が必須である。
- ・地域外のため、スクールバスが来てもらえない。電車も近くに駅がなかったり、駐車場のことや乗換え、移動などで無理。車で送迎するしか方法はない。地域の支援校（知的）は難しいと言われた。
- ・幼児で、全盲、知的障害、自閉症があるため。また、公共交通機関は乗り換えが必要で、またバス停まで点字ブロック等環境整備されていないため。

2) 主として付き添っている人（設問「主として付き添っている人（○は1つ、複数回答有り）」）

表4. 2. 1 1. 1 9に主として付き添っている人が誰なのかを示した。表4. 2. 1 1. 2 0には子供の障害種ごとの主として付き添っている人を、表4. 2. 1 1. 2 1には医療的ケアの有無ごとの主として付き添っている人を示した。

表4. 2. 1 1. 1 9 主として付き添っている人

	人数（人）	比率（%）
父親	100	4.8
母親	1,549	74.3
兄弟姉妹	6	0.3
祖父	27	1.3
祖母	44	2.1
その他*	48	2.3
無回答	111	5.3

表4. 2. 11. 20 子供の障害種ごとの主として付き添っている人

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
父親	8	0	40	9	8	6	29	0	100
母親	81	7	468	247	43	43	657	3	1,549
兄弟姉妹	0	0	1	2	0	1	2	0	6
祖父	5	0	6	3	0	2	11	0	27
祖母	4	0	16	4	1	3	16	0	44
その他	8	0	13	3	0	2	22	0	48
無回答	9	0	77	5	0	2	18	0	111

表4. 2. 11. 21 医療的ケアの有無ごとの主として付き添っている人

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
父親	13	83	4	100
母親	322	1,203	24	1,549
兄弟姉妹	0	6	0	6
祖父	5	22	0	27
祖母	10	34	0	44
その他	9	39	0	48
無回答	9	99	3	111

「その他\*」の記述内容

登校時に主として付き添っている人の「その他」の記述は、62件あった。主として付き添っている人は、「ヘルパー」（21件）、「移動支援」（6件）、「町営の通学支援運転手」（3件）、「施設職員」（2件）であった。

c) 登校時に使っている交通手段（設問「登校時に使っている交通手段は何ですか。（該当するすべてに○）」

表4. 2. 11. 22には、登校時に使っている交通手段を示した。表4. 2. 11. 23には子供の障害種ごとの登校時に使っている交通手段を、表4. 2. 11. 24には医療的ケアの有無ごとの登校時に使っている交通手段を示した。

表4. 2. 1 1. 2 2 登校時に使っている交通手段

	人数 (人)	比率 (%)
公共交通機関 (電車・バス等)	682	24.5
自家用車	1,926	69.1
ボランティア等の自動車	29	1.0
徒歩	464	16.6
その他*	185	6.6
無回答	94	3.4

表4. 2. 1 1. 2 3 子供の障害種ごとの登校時に使っている交通手段

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
公共交通機関 (電車・バス等)	49	9	477	8	13	31	92	3	682
自家用車	123	8	627	275	63	65	761	4	1,926
ボランティア等の自動車	2	0	11	3	0	1	12	0	29
徒歩	32	10	327	4	6	11	73	1	464
その他	2	0	115	9	3	8	48	0	185
無回答	9	0	37	10	2	4	30	2	94

表4. 2. 1 1. 2 4 医療的ケアの有無ごとの登校時に使っている交通手段

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
公共交通機関 (電車・バス等)	39	639	4	682
自家用車	368	1,526	32	1,926
ボランティア等の自動車	6	23	0	29
徒歩	28	432	4	464
その他	18	163	4	185
無回答	20	72	2	94

「その他\*」の記述内容

登校時の交通手段の「その他」の記述は、184件あった。主な交通手段は、「自転車」(93件)、「福祉タクシー」(8件)、「タクシー」(6件)であった。

d) スクールバスを利用していない理由（設問「スクールバスを利用していない理由をお教えください。（○は1つ）」）

表4. 2. 11. 25には、スクールバスを利用していない理由を示した。表4. 2. 11. 26には子供の障害種ごとのスクールバスを利用していない理由を、表4. 2. 11. 27には医療的ケアの有無ごとのスクールバスを利用していない理由を示した。

表4. 2. 11. 25 スクールバスを利用していない理由

	人数（人）	比率（%）
自力で登校ができるから	506	18.1
自宅の近くまでスクールバスが来ないから	503	18.0
その他*	1,594	57.2
無回答	206	7.4

表4. 2. 11. 26 子供の障害種ごとのスクールバスを利用していない理由

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
自力で登校ができるから	21	4	376	9	8	26	61	1	506
自宅の近くまでスクールバスが来ないから	47	2	171	63	20	16	184	0	503
その他	95	5	570	209	45	46	621	3	1,594
無回答	13	1	97	20	4	10	57	4	206

表4. 2. 11. 27 医療的ケアの有無ごとのスクールバスを利用していない理由

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
自力で登校ができるから	34	467	5	506
自宅の近くまでスクールバスが来ないから	63	433	7	503
その他	313	1,256	25	1,594
無回答	35	166	5	206

「その他\*」の記述内容

登校時にスクールバスを利用していない理由の「その他」の記述は1,521件あった。主な意見は、「車いす対応のバスではない」、「学校の許可が降りない」、「安全面」、「スクールバスがない」、「バス利用者の定員を超えている」、「寄宿舍利用」、「医療的ケアなどが必要である」であった。

以下、代表的な意見を示した。

- ・リフト付きスクールバスではないので乗車が困難なため。
- ・学校規定で高等部から利用できない。
- ・自力でスクールバスの席に座れないと利用できない。
- ・常に介助者がいないといけなから。スクールバスがないから。
- ・バスの定員を希望者が超えているので断られる。
- ・自力の登校は無理だから、寄宿舎に入っているとスクールバスは利用できないから。
- ・医療的ケアをしているため、スクールバスに乗車できない決まりがあるから。

#### 4. 2. 1 2 学校からの下校の際の手段等（設問「学校からの下校時の手段等についてお伺いします。」）

（1）下校時のスクールバス利用状況（設問「お子さんは下校時にスクールバスを利用していますか。（○は1つ）」）

表4. 2. 1 2. 1には、下校時のスクールバス利用状況を示した。表4. 2. 1 2. 2には子供の障害種ごとの下校時のスクールバス利用状況を、表4. 2. 1 2. 3には医療的ケアの有無ごとの下校時のスクールバス利用状況を示した。

表4. 2. 1 2. 1 下校時のスクールバス利用状況

	人数(人)	比率 (%)
利用している	2,127	40.9
利用していない	3,035	58.3
無回答	40	0.8
計	5,202	100.0

表4. 2. 1 2. 2 子供の障害種ごとの下校時のスクールバス利用状況

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
利用している	40	2	1,206	217	4	28	622	8	2,127
利用していない	177	13	1,383	307	79	101	966	9	3,035
無回答	2	0	15	6	0	3	13	1	40
計	219	15	2,604	530	83	132	1,601	18	5,202

表4. 2. 1 2. 3 医療的ケアの有無ごとの下校時のスクールバス利用状況

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
利用している	194	1,912	21	2,127
利用していない	448	2,541	46	3,035
無回答	5	32	3	40
計	647	4,485	70	5,202

(2) スクールバスを利用して下校していると回答した人への質問 (設問「スクールバスを利用して下校している方にお伺いします。」) <回答者数 2,127 人>

a) スクールバスのバス停から自宅までの付き添いの状況 (設問「スクールバスを利用して下校している方にお伺いします。スクールバスのバス停から自宅まで付き添いをしていますか。(○は1つ)」)

表4. 2. 1 2. 4には、バス停から自宅までの付き添いの状況を示した。表4. 2. 1 2. 5には子供の障害種ごとのバス停から自宅までの付き添いの状況を、表4. 2. 1 2. 6には医療的ケアの有無ごとのバス停から自宅までの付き添いの状況を示した。

表4. 2. 1 2. 4 バス停から自宅までの付き添いの状況

	人数(人)	比率 (%)
学校から自宅までスクールバスを使って自力で下校	218	10.2
スクールバスのバス停から自宅までは付き添いをしている	1,890	88.9
無回答	19	0.9
計	2,127	100.0

表4. 2. 1 2. 5 子供の障害種ごとのバス停から自宅までの付き添いの状況

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
学校から自宅までスクールバスを使って自力で下校	11	1	152	12	2	7	31	2	218
スクールバスのバス停から自宅までは付き添いをしている	29	1	1,042	202	2	20	588	6	1,890

無回答	0	0	12	3	0	1	3	0	19
計	40	2	1,206	217	4	28	622	8	2,127

表4. 2. 12. 6 医療的ケアの有無ごとのバス停から自宅までの付き添いの状況

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
学校から自宅までスクールバスを使って自力で下校	14	198	6	218
スクールバスのバス停から自宅までは付き添いをしている	180	1,695	15	1,890
無回答	0	19	0	19
計	194	1,912	21	2,127

b) 付き添いをしている理由と主な付添人（設問「下校時にバス停から自宅まで付き添いをしている方にお伺いします。付き添いをしている理由と主として付き添っている人をお教えてください。」）

1) 付き添いをしている理由（設問「付き添いをしている理由」）

下校時に付き添いをしている理由の記述は 1852 件あった。主な意見は「遠方のため」「公共交通機関を使う能力が不足」「学校の方針」「公共交通機関がない」「てんかん等の疾患」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・バス停まで遠いので。肢体不自由、知的な遅れがあるため付き添いがなければ自力で帰ってくるできないから。
- ・子ども一人で公共交通機関を使用できない。
- ・学校の規定で必ず付き添いをするというきまりがあるため
- ・公共交通機関が不便な為
- ・てんかん発作で転倒の危険が常にあるため。危険認識なし。信号も分からない。

2) 主として付き添っている人（設問「主として付き添っている人（○は1つ、複数回答有り）」）

<回答者数 1,890 人>

表4. 2. 12. 7に主として付き添っている人が誰なのかを示した。表4. 2. 12. 8には子供の障害種ごとの主として付き添っている人を、表4. 2. 12. 9には医療的ケアの有無ごとの主として付き添っている人を示した。

表4. 2. 12. 7 主として付き添っている人

	人数(人)	比率 (%)
父親	41	2.2



母親	1,670	88.4
兄弟姉妹	5	0.3
祖父	40	2.1
祖母	63	3.3
その他*	113	6.0
無回答	10	0.5

表4. 2. 12. 8 子供の障害種ごとの主として付き添っている人

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
父親	0	0	25	5	0	0	11	0	41
母親	25	1	916	180	2	19	523	4	1,670
兄弟姉妹	0	0	5	0	0	0	0	0	5
祖父	0	0	21	6	0	0	12	1	40
祖母	0	0	41	4	0	0	17	1	63
その他	5	0	54	11	0	2	40	0	112
無回答	1	0	9	0	0	0	0	0	10

表4. 2. 12. 9 医療的ケアの有無ごとの主として付き添っている人

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
父親	3	38	0	41
母親	159	1,497	14	1,670
兄弟姉妹	0	4	1	5
祖父	5	35	0	40
祖母	5	57	1	63
その他	11	100	1	112
無回答	0	10	0	10

「その他\*」の記述内容

下校時にスクールバスを利用していない理由の「その他」の記述は108件あった。主な意見は「ヘルパー」（41件）、「デイサービス」（18件）、「放課後デイサービス」（12件）、「児童デイサービス」（5件）であった。

c) 下校時のスクールバスがバス停に到着する時間（設問「下校時のスクールバスがバス停に到着する時間をお教えてください。」） <回答者数 2,127 人>

表 4. 2. 1 2. 1 0 には、下校時のスクールバスがバス停に到着する時間を示した。表 4. 2. 1 2. 1 1 には子供の障害種ごとの下校時のスクールバスがバス停に到着する時間を、表 4. 2. 1 2. 1 2 には医療的ケアの有無ごとの下校時のスクールバスがバス停に到着する時間を示した。

表 4. 2. 1 2. 1 0 下校時のスクールバスがバス停に到着する時間

	人数(人)	比率 (%)
12:00～12:30	1	0.0
12:30～13:00	1	0.0
13:00～13:30	6	0.3
13:30～14:00	30	1.4
14:00～14:30	79	3.7
14:30～15:00	170	8.0
15:00～15:30	463	21.8
15:30～16:00	711	33.4
16:00～16:30	460	21.6
16:30～17:00	84	3.9
17:00～17:30	3	0.1
17:30～18:00	1	0.0
無回答	118	5.5
計	2,127	100.0

表 4. 2. 1 2. 1 1 子供の障害種ごとの下校時のスクールバスがバス停に到着する時間

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
12:00～12:30	0	0	1	0	0	0	0	0	1
12:30～13:00	0	0	1	0	0	0	0	0	1
13:00～13:30	0	0	5	0	0	0	1	0	6
13:30～14:00	0	0	21	0	0	0	9	0	30
14:00～14:30	0	0	36	18	0	1	24	0	79
14:30～15:00	0	0	108	17	0	2	43	0	170
15:00～15:30	0	0	294	28	1	7	130	3	463
15:30～16:00	24	0	368	72	2	9	233	3	711
16:00～16:30	11	2	251	53	0	7	135	1	460

16:30～17:00	3	0	42	11	1	0	27	0	84
17:00～17:30	1	0	1	1	0	0	0	0	3
17:30～18:00	0	0	1	0	0	0	0	0	1
無回答	1	0	77	17	0	2	20	1	118
計	40	2	1,206	217	4	28	622	8	2,127

表4. 2. 12. 12 医療的ケアの有無ごとの下校時のスクールバスがバス停に到着する時間

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
12:00～12:30	0	1	0	1
12:30～13:00	0	1	0	1
13:00～13:30	2	4	0	6
13:30～14:00	3	27	0	30
14:00～14:30	9	69	1	79
14:30～15:00	15	154	1	170
15:00～15:30	47	410	6	463
15:30～16:00	69	635	7	711
16:00～16:30	32	425	3	460
16:30～17:00	7	77	0	84
17:00～17:30	0	3	0	3
17:30～18:00	0	1	0	1
無回答	10	105	3	118
計	194	1,912	21	2,127

(3) スクールバスを利用せずに下校していると回答した人への質問（設問「スクールバスを利用せずに下校している方にお伺いします。」） <回答者数 3,035人>

a) 下校の際の付き添いの状況（設問「下校の際に付き添いをしていますか。（○は1つ）」）（複数回答有り）

表4. 2. 12. 13には、下校の際の付き添いの状況を示した。表4. 2. 12. 14には子供の障害種ごとの下校の際の付き添いの状況を、表4. 2. 12. 15には医療的ケアの有無ごとの下校の際の付き添いの状況を示した。

表4. 2. 12. 13 下校の際の付き添いの状況

	人数(人)	比率(%)
学校から自宅まで自力で下校	690	22.7

学校から自宅までの一部の区間は付き添いをしている	224	7.4
学校から自宅まですべて付き添いをしている	1,885	62.1
無回答	236	7.8
計	3,035	100.0

表4. 2. 12. 14 子供の障害種ごとの下校の際の付き添いの状況

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
学校から自宅まで自力で下校	26	4	505	11	18	36	85	5	690
学校から自宅までの一部の区間は付き添いをしている	16	6	127	12	3	7	53	0	224
学校から自宅まですべて付き添いをしている	131	3	610	260	58	51	769	3	1,885
無回答	4	0	141	24	0	7	59	1	236
計	177	13	1,383	307	79	101	966	9	3,035

表4. 2. 12. 15 医療的ケアの有無ごとの下校の際の付き添いの状況

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
学校から自宅まで自力で下校	41	642	7	690
学校から自宅までの一部の区間は付き添いをしている	22	201	1	224
学校から自宅まですべて付き添いをしている	355	1,503	27	1,885
無回答	30	195	11	236
計	448	2,541	46	3,035

b) 付き添いをしている理由と主な付添人（設問「下校時にバス停から自宅まで付き添いをしている方にお伺いします。付き添いをしている理由と主として付き添っている人をお教えてください。」）

1) 付き添いをしている理由（設問「付き添いをしている理由」）

下校時に付き添いをしている理由の記述は2,022件あった。主な意見は「スクールバスの運行がない」、「危険認知の不足」、「公共交通機関を使う能力の不足」、「体力不足」、「医療的ケア」、「てんかん等の疾患」、「公共交通機関のバリア」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・スクールバスがない。公共交通機関を利用しての通学が可能な地域に住んではいるが、乗り換えが必要なため、待ち時間や天候などによる時間の遅れなどを考えると、今の子ども状態では難しい。
- ・知的重度で危険がわからないので、常時大人の目が必要。道中も危険を伴うため、自家用車で送迎（付き添いレベルではない）。
- ・公共交通機関を一人で利用することができない。スクールバスはない。
- ・体調・体力等の関係で自力下校不可の為
- ・医療的ケアがあり、スクールバスに乗せてもらえないので、母が毎日、自家用車で送迎しています。
- ・てんかん発作があるため、常に目が離せない。
- ・バリアフリーが十分でなく、公共交通機関での自力通学が困難なため、自家用車で下校している。下校後、リハビリ病院へ直接通っているため。

## 2) 主として付き添っている人（設問「主として付き添っている人（○は1つ）」）

表4. 2. 12. 16に主として付き添っている人が誰なのかを示した。表4. 2. 12. 17には子供の障害種ごとの主として付き添っている人を、表4. 2. 12. 18には医療的ケアの有無ごとの主として付き添っている人を示した。

表4. 2. 12. 16 主として付き添っている人

	人数(人)	比率 (%)
父親	69	3.3
母親	1,641	77.7
兄弟姉妹	5	0.2
祖父	33	1.6
祖母	51	2.4
その他*	358	17.0
無回答	12	0.6

表4. 2. 12. 17 子供の障害種ごとの主として付き添っている人

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
父親	6	0	26	6	4	6	21	0	69

母親	114	9	526	237	53	43	656	3	1,641
兄弟姉妹	0	0	1	1	0	1	2	0	5
祖父	5	0	8	5	0	2	13	0	33
祖母	3	0	18	5	2	5	18	0	51
その他	23	0	171	23	3	6	132	0	358
無回答	1	0	3	2	0	1	5	0	12

表4. 2. 12. 18 医療的ケアの有無ごとの主として付き添っている人

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
父親	12	54	3	69
母親	328	1,291	22	1,641
兄弟姉妹	0	5	0	5
祖父	5	27	1	33
祖母	8	43	0	51
その他	28	328	2	358
無回答	2	10	0	12

「その他\*」の記述内容

下校時に主として付き添っている人の「その他」の記述は341件あった。「ヘルパー」(43件)、「移動支援」(10件)、「デイサービス」(105件)、「放課後デイサービス」(58件)、「児童デイサービス」(30件)、「レスパイト」(9件)であった。

c) 下校時に使っている交通手段(設問「下校時に使っている交通手段は何ですか。(該当するすべてに○)」

表4. 2. 12. 19に交通手段を示した。表4. 2. 12. 20には子供の障害種ごとの交通手段を、表4. 2. 12. 21には医療的ケアの有無ごとの交通手段を示した。

表4. 2. 12. 19 下校時に使っている交通手段

	人数(人)	比率(%)
公共交通機関(電車・バス等)	739	14.2
自家用車	1,773	34.1
ボランティア等の自動車	48	0.9
徒歩	466	9.0
放課後等デイサービスの送迎	988	19.0

その他*	184	3.5
無回答	66	1.3

※4. 2. 1 2より「スクールバスを利用していない」に該当する3,035人の回答

表4. 2. 1 2. 2 0 子供の障害種ごとの下校時に使っている交通手段

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
公共交通機関（電車・バス等）	57	9	493	15	17	36	107	5	739
自家用車	121	10	570	256	57	55	700	4	1,773
ボランティア等の自動車	4	0	14	5	0	0	25	0	48
徒歩	33	10	315	3	11	13	80	1	466
放課後等デイサービスの送迎	16	2	496	88	6	21	359	0	988
その他	4	0	115	13	4	4	43	1	184
無回答	3	0	27	8	2	3	22	1	66

表4. 2. 1 2. 2 1 医療的ケアの有無ごとの下校時に使っている交通手段

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
公共交通機関（電車・バス等）	43	690	6	739
自家用車	342	1,403	28	1,773
ボランティア等の自動車	8	40	0	48
徒歩	31	430	5	466
放課後等デイサービスの送迎	116	862	10	988
その他	19	162	3	184
無回答	12	53	1	66

「その他\*」の記述内容

下校時に使っている交通手段の「その他」の記述は181件あった。主な意見は、「自転車」（98件）、「移動支援」（14件）、「日中一時支援」（10件）、「福祉タクシー」（6件）、「タクシー」（6件）であった。

#### 4. 2. 1 3 保護者による登下校における通学支援（設問「保護者による登下校における通学支

援についてお伺いします。）」

(1) 登下校時における付き添いの必要性 (設問「お子さんは登下校の際に誰かの付き添いを必要としていますか。(○は1つ)」)

表4. 2. 13. 1には、登下校時における付き添いの必要性を示した。表4. 2. 13. 2には子供の障害種ごとの登下校時における付き添いの必要性を、表4. 2. 13. 3には医療的ケアの有無ごとの登下校時における付き添いの必要性を示した。

表4. 2. 13. 1 登下校時における付き添いの必要性

	人数(人)	比率 (%)
いつも付き添いを必要としている	3,916	75.3
ときどき付き添いが必要な場合がある	238	4.6
あまり付き添いは必要ない	287	5.5
まったく付き添いは必要ない	610	11.7
無回答	151	2.9
計	5,202	100.0

表4. 2. 13. 2 子供の障害種ごとの登下校時における付き添いの必要性

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
いつも付き添いを必要としている	153	5	1,727	462	52	73	1,436	8	3,916
ときどき付き添いが必要な場合がある	18	3	141	15	6	9	45	1	238
あまり付き添いは必要ない	17	2	182	14	8	19	44	1	287
まったく付き添いは必要ない	24	5	467	14	14	28	53	5	610
無回答	7	0	87	25	3	3	23	3	151
計	219	15	2,604	530	83	132	1,601	18	5,202

表4. 2. 13. 3 医療的ケアの有無ごとの登下校時における付き添いの必要性

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
いつも付き添いを必要としている	548	3,320	48	3,916
ときどき付き添いが必要な場合がある	26	211	1	238
あまり付き添いは必要ない	15	266	6	287
まったく付き添いは必要ない	37	565	8	610



無回答	21	123	7	151
計	647	4,485	70	5,202

(2) 保護者の付き添い経験の有無（設問「お子さんの登下校の際の保護者の付き添いについてうかがいます。現在及び過去に保護者が付き添いを行ったことがありますか。（○は1つ）」）

表4. 2. 13. 4には、保護者の付き添い経験の有無を示した。表4. 2. 13. 5には子供の障害種ごとの経験を、表4. 2. 13. 6には医療的ケアの有無ごとの経験を示した。

表4. 2. 13. 4 保護者の付き添い経験の有無

	人数(人)	比率 (%)
過去も現在も付き添いをしている	4,000	76.9
現在付き添いはしていないが過去には付き添いをしていたことがある	586	11.3
現在も過去も付き添いはしていない	402	7.7
無回答	214	4.1
計	5,202	100.0

表4. 2. 13. 5 子供の障害種ごとの付き添いの経験

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
過去も現在も付き添いをしている	169	10	1,787	464	62	88	1,411	9	4,000
現在付き添いはしていないが過去には付き添いをしていたことがある	21	4	388	26	6	16	125	0	586
現在も過去も付き添いはしていない	19	1	303	13	11	22	28	5	402
無回答	10	0	126	27	4	6	37	4	214
計	219	15	2,604	530	83	132	1,601	18	5,202

表4. 2. 13. 6 医療的ケアの有無ごとの付き添いの経験

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
過去も現在も付き添いをしている	558	3,396	46	4,000
現在付き添いはしていないが過去には付き添いをしていたことがある	41	538	7	586

現在も過去も付き添いはしていない	29	368	5	402
無回答	19	183	12	214
計	647	4,485	70	5,202

(3) 付き添いが保護者の生活や就労へ及ぼした影響（設問「登下校の際に保護者が付き添いを行ったことがある方に伺います。付き添いをしたことで生活や就労状況等に影響がありましたか。(○は1つ)」)

表4. 2. 13. 7には、付き添いが保護者の生活や就労へ及ぼした影響を示した。表4. 2. 13. 8には子供の障害種ごとの保護者の生活や就労へ及ぼした影響を、表4. 2. 13. 9には医療的ケアの有無ごとの保護者の生活や就労へ及ぼした影響を示した。

表4. 2. 13. 7 付き添いが保護者の生活や就労へ及ぼした影響

	人数(人)	比率 (%)
とてもあった	1,885	41.1
ややあった	1,544	33.7
あまりなかった	695	15.2
まったくなかった	285	6.2
無回答	177	3.9
計	4,586	100.0

※4. 2. 14より「付き添ったことがある」に該当する4,586人の回答

表4. 2. 13. 8 子供の障害種ごとの保護者の生活や就労へ及ぼした影響

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
とてもあった	97	6	795	187	33	43	721	3	1,885
ややあった	57	3	761	167	22	33	497	4	1,544
あまりなかった	16	2	389	80	6	14	188	0	695
まったくなかった	13	3	147	36	6	9	70	1	285
無回答	7	0	83	20	1	5	60	1	177
計	190	14	2,175	490	68	104	1,536	9	4,586

表4. 2. 13. 9 医療的ケアの有無ごとの保護者の生活や就労へ及ぼした影響

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
とてもあった	286	1,577	22	1,885
ややあった	179	1,352	13	1,544
あまりなかった	78	610	7	695
まったくなかった	36	242	7	285
無回答	20	153	4	177
計	599	3,934	53	4,586

(4) 付き添いが保護者の生活や就労へ及ぼした影響の内容（設問「登下校の際に保護者が付き添いを行ったことがある方に伺います。どんな影響がありましたか。具体的にお教えてください。（自由回答）」）

登下校時の付き添いで生活や就労状況への影響の具体的な記述は3,123件あった。主な意見は、「就労困難」、「職種の制限」、「就職や職種に関わる影響」、「送迎に伴う就労に対する調整」、「家族の負担」「経済的負担」、「心理的負担、肉体的負担」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・職場等に過度の負担がかかり、最悪失職又は転職等、職種が限定的になる。
- ・特に仕事に就く際に支障をきたした（時間の制限があるため、職種を選択できない、職場に迷惑をかけてしまう）
- ・子ども登校時間前に出かける時は父親の出勤時間を遅らせてもらい、送迎をお願いしている。
- ・学校と職場が遠いので、学校へ行く日は仕事を休まなければならない。毎日は休めないで、学校へ毎日は通えない。
- ・登下校に時間がかかるため、学校の近くにアパートを借り、母子で住んでいる。自宅の父親とは別の生活を余儀なくされている。

(5) 保護者が付き添っていない理由（設問「現在、保護者が登下校の際に付き添いをしていない方に伺います。付き添っていない理由をお教えてください。（該当するすべてに○）」） <回答者数1,382人>

表4. 2. 13. 10には、保護者が付き添っていない理由を示した。表4. 2. 13. 11には子供の障害種ごとの保護者が付き添っていない理由を、表4. 2. 13. 12には医療的ケアの有無ごとの保護者が付き添っていない理由を示した。

表4. 2. 13. 10 保護者が付き添っていない理由

	人数(人)	比率 (%)
付き添いが必要ではなかったから	474	56.8
通学指導や歩行訓練等により単独歩行が可能になったから	259	31.0
保護者の事情により付き添いできないから	80	9.6
その他*	101	12.1
無回答	474	56.8

表4. 2. 13. 11 子供の障害種ごとの保護者が付き添っていない理由

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
付き添いが必要ではなかったから	15	4	371	13	9	25	32	5	474
通学指導や歩行訓練等により単独歩行が可能になったから	16	1	185	7	2	8	39	1	259
保護者の事情により付き添いできないから	2	0	45	0	0	4	29	0	80
その他	0	0	56	7	1	3	34	0	101

表4. 2. 13. 12 医療的ケアの有無ごとの保護者が付き添っていない理由

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
付き添いが必要ではなかったから	37	430	7	474
通学指導や歩行訓練等により単独歩行が可能になったから	10	246	3	259
保護者の事情により付き添いできないから	6	73	1	80

その他	9	90	2	101
-----	---	----	---	-----

「その他\*」の記述内容

登下校時に付き添いをしていない理由「その他」の記述は142件あった。主な意見は、「福祉サービスの利用」、「ボランティア」、「学校の方針」、「自立通学が可能」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・児童デイサービスがフルに利用できるようになったから。
- ・ボランティアさんが介助してくれるから。
- ・中学になり、付き添わなくても良いと学校から言われたので。小学校はできそうでも付き添いが義務でした。
- ・数回練習の為に付き添いしたが、本人が一人で通学できると判断した為。

(6) 通学支援が保護者の生活・就労へ及ぼす影響の大きさ（設問「保護者が登下校の際に付き添いをすることによって、保護者の生活や就労状況などに影響があると思いますか？ 付き添いをしたことがある方は、経験に基づいて、また、経験がない方は、付き添いをするようになった場合を想定してお答えください。(○は1つ)」

表4. 2. 13. 13には、通学支援が保護者の生活・就労へ及ぼす影響の大きさを示した。表4. 2. 13. 14には子供の障害種ごとの通学支援が保護者の生活・就労へ及ぼす影響の大きさを、表4. 2. 13. 15には医療的ケアの有無ごとの通学支援が保護者の生活・就労へ及ぼす影響の大きさを示した。

表4. 2. 13. 13 通学支援が保護者の生活・就労へ及ぼす影響の大きさ

	人数(人)	比率 (%)
とてもある	2,873	55.2
ややある	1,638	31.5
あまりない	299	5.7
まったくない	113	2.2
無回答	279	5.4
計	5,202	100.0

表4. 2. 13. 14 子供の障害種ごとの通学支援が保護者の生活・就労へ及ぼす影響の大きさ

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
とてもある	128	7	1,360	273	49	66	983	7	2,873
ややある	65	4	857	169	26	52	461	4	1,638

あまりない	6	1	174	40	2	4	71	1	299
まったくない	8	2	64	11	2	6	20	0	113
無回答	12	1	149	37	4	4	66	6	279
計	219	15	2,604	530	83	132	1,601	18	5,202

表4. 2. 13. 15 医療的ケアの有無ごとの通学支援が保護者の生活・就労へ及ぼす影響の大きさ

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
とてもある	385	2,455	33	2,873
ややある	185	1,439	14	1,638
あまりない	25	269	5	299
まったくない	17	92	4	113
無回答	35	230	14	279
計	647	4,485	70	5,202

(7) 付き添いをした場合の生活・就労への影響（設問「登下校の際に付き添いをした場合に、保護者の生活や就労等にどのような影響があると思いますか。（該当するすべてに○）」）

表4. 2. 13. 16には、付き添いをした場合の生活・就労への影響を示した。表4. 2. 13. 17には子供の障害種ごとの付き添いをした場合の生活・就労への影響を、表4. 2. 13. 18には医療的ケアの有無ごとの付き添いをした場合の生活・就労への影響を示した。

表4. 2. 13. 16 付き添いをした場合の生活・就労への影響

	件数（件）	比率（％）
就いていた仕事の辞職	1,507	29.0
予定だった就職の断念	1,418	27.3
都合のつく職種への転職	2,539	48.8
違う部署への異動	704	13.5
労働時間の変更	3,283	63.1
年休を取り続ける	468	9.0
通学を考慮した入学先の変更	564	10.8
転居	482	9.3
勤務時間内の調整（仕事の合間に仕事を抜ける等）	2,419	46.5
その他*	568	10.9

無回答	464	8.9
-----	-----	-----

表4. 2. 13. 17 子供の障害種ごとの付き添いをした場合の生活・就労への影響

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
就いていた仕事の辞職	63	1	693	136	26	35	550	3	1,507
予定だった就職の断念	56	0	664	130	29	27	508	4	1,418
都合のつく職種への転職	95	5	1,254	241	40	67	832	5	2,539
違う部署への異動	27	0	346	53	11	13	254	0	704
労働時間の変更	124	8	1,662	301	53	88	1,042	5	3,283
年休を取り続ける	20	0	214	41	9	11	173	0	468
通学を考慮した入学先の変更	18	1	268	42	8	15	212	0	564
転居	23	2	216	43	9	13	175	1	482
勤務時間内の調整 (仕事の合間に仕事を抜ける等)	91	6	1,239	209	46	69	753	6	2,419
その他	39	2	235	63	15	10	201	3	568
無回答	16	3	239	67	4	10	120	5	464

表4. 2. 13. 18 医療的ケアの有無ごとの付き添いをした場合の生活・就労への影響

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
就いていた仕事の辞職	216	1,277	14	1,507
予定だった就職の断念	191	1,218	9	1,418
都合のつく職種への転職	308	2,207	24	2,539
違う部署への異動	98	601	5	704
労働時間の変更	377	2,866	40	3,283
年休を取り続ける	66	400	2	468
通学を考慮した入学先の変更	73	484	7	564
転居	63	413	6	482
勤務時間内の調整 (仕事の合間に仕事を抜ける等)	310	2,078	31	2,419
その他	94	461	13	568
無回答	61	390	13	464

「その他\*」の記述内容

保護者が登下校時に付き添いで生活や就労状況への影響の内容の「その他」の記述は142件あった。主な意見は、「正社員採用が困難」「用事が出来ない」「就職困難」「経済的困難」「家庭への負担」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・就労時間の制限が必要で非正規職員、収入増が見込めず。
- ・平日にしか出来ない用事、役所の手続きや銀行の利用、その他やむを得ない親の事情により、逆に学校を欠席させなければならない可能性が生じる。
- ・就きたくとも転職をする場所、労働時間等がかみ合わずなかなか仕事に就きたくともできなかった。
- ・兄弟の学校行事、地域への参加。

(8) 登下校時の支援についての要望(設問「登下校時の支援についてのご要望をお聞かせ下さい。(該当するすべてに○)」)

表4. 2. 13. 19には、登下校時の支援についての要望を示した。表4. 2. 13. 20には子供の障害種ごとの登下校時の支援についての要望を、表4. 2. 13. 21 医療的ケアの有無ごとの登下校時の支援についての要望を示した。

表4. 2. 13. 19 登下校時の支援についての要望

	件数(件)	比率(%)
スクールバスのバス停までの送り迎えを必要に応じて支援してほしい	1,440	27.7
自宅から学校までの移動を支援してほしい	1,772	34.1
病気等、突発的に保護者等が送迎できない時に支援してほしい	3,267	62.8
その他 通学方法についてのご要望を以下に具体的にお書きください*	1,030	19.8
無回答	832	16.0

表4. 2. 13. 20 子供の障害種ごとの要望

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
スクールバスのバス停までの送り迎えを必要に応じて支援してほしい	45	5	739	143	11	17	477	3	1,440
自宅から学校までの移動を支援してほしい	88	1	734	212	33	38	662	4	1,772



病気等、突発的に保護者等が送迎できない時に支援してほしい	114	5	1,548	354	43	66	1,128	9	3,267
その他 通学方法についてのご要望を以下に具体的にお書きください	58	5	442	87	17	25	395	1	1,030
無回答	34	7	490	76	17	37	165	6	832

表4. 2. 13. 21 医療的ケアの有無ごとの要望

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
スクールバスのバス停までの送り迎えを必要に応じて支援してほしい	154	1,274	12	1,440
自宅から学校までの移動を支援してほしい	266	1,483	23	1,772
病気等、突発的に保護者等が送迎できない時に支援してほしい	425	2,801	41	3,267
その他 通学方法についてのご要望を以下に具体的にお書きください	150	865	15	1,030
無回答	93	722	17	832

「その他\*」の記述内容

登下校時の支援についての要望の「その他」の記述は142件あった。主な意見は、「急な用事や体調不良時の対応」、「通学支援に対する移動支援事業の適用」、「自力通学の訓練の実施」、「スクールバスの増便」「スクールバスのバス停の増加」、「高等部までのスクールバスの活用」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・自宅の近くにバス停があること。病気等で急に送迎が出来ない時は、子供が不安にならない方法で自宅⇄学校の移動を支援してほしい
- ・現在の移動支援では余暇のための支援はできるが通学のためには使えないと説明され、納得がいきませんでした。通学にこそ使えるようにしていただきたいです。病気等保護者が都合が

悪いときに最寄りバス停までしか使えないというのは実質利用できないのと同じことだと思います。

- ・自力で公共交通機関を利用して登下校するための訓練、指導。
- ・車イス利用の児童に対して、車イスごと乗れるスクールバスのリフト席が少ない。平等に利用できるよう、予算を増やしてバスを増やすか、学校への指導を徹底してほしい。
- ・子どもの足でも無理なく歩ける（安全に歩ける）ところにスクールバスのバス停を作ってほしい。現在は子供にとって少し大変かなと思う距離を歩かせています。しかし、毎日歩くことによって訓練になって、より身体が上部になると思うので良いと思っています。しかし、台風や大雨の日は危なくて心配です。
- ・字も読めない子なので、高等部でもスクールバスを利用して通学させたい。

#### 4. 2. 1 4 移動支援の利用状況

(1) 福祉制度の認知度（設問「以下の福祉制度の中で知っているサービスすべてに○をつけて下さい。」）

表4. 2. 1 4. 1には、福祉制度の認知度を示した。表4. 2. 1 4. 2には子供の障害種ごとの福祉制度の認知度を、表4. 2. 1 4. 3には医療的ケアの有無ごとの福祉制度の認知度を示した。

表4. 2. 1 4. 1 福祉制度の認知度

	件数（件）	比率（％）
障害者総合支援法の同行援護	963	18.5
障害者総合支援法の行動援護	1,081	20.8
障害者総合支援法の重度訪問介護	1,239	23.8
地域生活支援事業の移動支援事業	2,390	45.9
放課後等デイサービスの送迎	4,357	83.8
どれも知らない	475	9.1
無回答	121	2.3

表4. 2. 1 4. 2 子供の障害種ごとの福祉制度の認知度

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
障害者総合支援法の同行援護	72	1	445	62	8	25	349	1	963
障害者総合支援法の行動援護	25	0	588	70	8	22	367	1	1,081

障害者総合支援法の重度訪問介護	29	4	483	163	16	35	507	2	1,239
地域生活支援事業の移動支援事業	58	2	1,187	248	23	38	829	5	2,390
放課後等デイサービスの送迎	126	11	2,198	455	41	93	1,422	11	4,357
どれも知らない	60	3	242	35	33	19	79	4	475
無回答	8	1	56	11	3	10	30	2	121

表4. 2. 14. 3 医療的ケアの有無ごとの福祉制度の認知度

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
障害者総合支援法の同行援護	110	843	10	963
障害者総合支援法の行動援護	106	965	10	1,081
障害者総合支援法の重度訪問介護	213	1,015	11	1,239
地域生活支援事業の移動支援事業	278	2,095	17	2,390
放課後等デイサービスの送迎	526	3,783	48	4,357
どれも知らない	56	406	13	475
無回答	22	92	7	121

(2) 福祉制度の利用経験（設問「以下の福祉制度の中で利用したことのあるサービスすべてに○をつけて下さい。」）

表4. 2. 14. 4には、利用したことのある福祉制度を示した。表4. 2. 14. 5には子供の障害種ごとの利用したことのある福祉制度を、表4. 2. 14. 6には医療的ケアの有無ごとの利用したことのある福祉制度を示した。

表4. 2. 14. 4 利用したことのある福祉制度

	件数（件）	比率（％）
障害者総合支援法の同行援護	124	2.4

障害者総合支援法の行動援護	231	4.4
障害者総合支援法の重度訪問介護	179	3.4
地域生活支援事業の移動支援事業	1,239	23.8
放課後等デイサービスの送迎	3,113	59.8
どれも利用したことがない	1,553	29.9
無回答	139	2.7

表4. 2. 14. 5 子供の障害種ごとの利用したことがある福祉制度

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
障害者総合支援法の同行援護	31	0	27	8	0	2	56	0	124
障害者総合支援法の行動援護	3	0	143	9	1	3	72	0	231
障害者総合支援法の重度訪問介護	0	0	21	52	4	1	101	0	179
地域生活支援事業の移動支援事業	23	1	621	126	7	17	442	2	1,239
放課後等デイサービスの送迎	50	4	1,661	295	9	52	1,038	4	3,113
どれも利用したことがない	132	10	730	168	61	65	377	10	1,553
無回答	7	1	69	12	4	7	36	3	139

表4. 2. 14. 6 医療的ケアの有無ごとの利用したことがある福祉制度

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
障害者総合支援法の同行援護	15	107	2	124
障害者総合支援法の行動援護	25	205	1	231
障害者総合支援法の重度訪問介護	72	104	3	179
地域生活支援事業の移動支援事業	132	1,099	8	1,239
放課後等デイサービスの送迎	343	2,743	27	3,113
どれも利用したことがない	212	1,309	32	1,553
無回答	18	114	7	139

(3) 移動に関する福祉制度について（設問「障害者総合支援法の同行援護、行動援護、重度訪問介護、地域生活支援事業の移動支援事業、放課後等デイサービスの送迎サービスを利用しにくいと思ったことはありますか。また、利用しにくいと思ったことがある方は、その理由をお教え下さい。」）

a) 移動に関する福祉制度の利用しやすさ（設問「利用しやすさ（○は1つ）」）

表4. 2. 14. 7には、移動に関する福祉制度の利用しやすさを示した。表4. 2. 14. 8には子供の障害種ごとの利用しやすさを、表4. 2. 14. 9には医療的ケアの有無ごとの利用しやすさを示した。

表4. 2. 14. 7 移動に関する福祉制度の利用しやすさ

	人数(人)	比率 (%)
非常に利用しにくいと思う	536	10.3
やや利用しにくいと思う	1,331	25.6
あまり利用しにくいとは思わない	1,168	22.5
まったく利用しにくいとは思わない	551	10.6
わからない	1,355	26.0
無回答	261	5.0
計	5,202	100.0

表4. 2. 14. 8 子供の障害種ごとの移動に関する福祉制度の利用しやすさ

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
非常に利用しにくいと思う	35	1	202	59	8	7	224	0	536
やや利用しにくいと思う	42	3	633	140	8	25	473	7	1,331
あまり利用しにくいとは思わない	18	0	643	112	5	20	370	0	1,168
まったく利用しにくいとは思わない	15	1	318	52	2	19	143	1	551
わからない	92	10	686	139	56	50	314	8	1,355
無回答	17	0	122	28	4	11	77	2	261
計	219	15	2,604	530	83	132	1,601	18	5,202

表 4. 2. 14. 9 医療的ケアの有無ごとの移動に関する福祉制度の利用しやすさ

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
非常に利用しにくいと思う	94	436	6	536
やや利用しにくいと思う	170	1,147	14	1,331
あまり利用しにくいとは思わない	131	1,029	8	1,168
まったく利用しにくいとは思わない	60	481	10	551
わからない	156	1,175	24	1,355
無回答	36	217	8	261
計	647	4,485	70	5,202

b) 利用しにくいと思う理由（設問「利用しにくいと思う理由（利用しにくいと思う方のみご回答ください）」）

移動支援サービスを利用しにくい理由の記述は 142 件あった。主な意見は、「福祉サービスが不足」、「手続きが煩雑」、「医療的ケアに対応していない」、「経済的負担」、「制度の認知不足」「行政の対応」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・登下校時間は、どの学校でもほぼ同じ時間帯であるため、利用者の希望が集中し、ヘルパーさんの確保が難しい状況。曜日、時間帯の希望が通らない点が利用しにくいと感じている。
- ・手続きが煩雑であったり、制度はあってもそのサービスができない地域もある。
- ・利用しにくいというよりも、利用できる所がない。医療的ケアがあり、家が学校から遠いので困っています。
- ・利用料金が高く、頻回に利用すると経済的に負担だと聞いたから。
- ・どのように利用していいのか、どこからも教えてもらったことはないし、どこに聞けばいいのかわからないから。
- ・区の福祉課で移動支援は働いていないととれないと言われた。子どもの病院などで働けない事情がある人はなぜ利用できないのか？同じ障害者なのだから、同じレベルのサービスを平等に受けられるようにすべきだと思う。

（3）移動に関する福祉サービスの利用希望（設問「4. 2. 20の移動に関する福祉サービスを登下校に利用したいと思いますか。」）

a) 利用に対する希望（設問「利用したいか否か（○は1つ）」）

表 4. 2. 14. 10には、移動に関する福祉サービスの利用希望を示した。表 4. 2. 14. 11には子供の障害種ごとの移動に関する福祉サービスの利用希望を、表 4. 2. 14. 12には医療的ケアの有無ごとの移動に関する福祉サービスの利用希望を示した。

表4. 2. 14. 10 移動に関する福祉サービスの利用希望

	人数(人)	比率 (%)
非常に利用したい	1,933	37.2
やや利用したい	1,620	31.1
あまり利用したくない	242	4.7
まったく利用したくない	117	2.2
わからない	1,044	20.1
無回答	246	4.7
計	5,202	100.0

表4. 2. 14. 11 子供の障害種ごとの移動に関する福祉サービスの利用希望

	子供の障害								計
	視覚	聴覚	知的	肢体	病弱	その他	重複	無回答	
非常に利用したい	67	1	934	203	14	41	668	5	1,933
やや利用したい	55	4	769	192	21	22	554	3	1,620
あまり利用したくない	13	1	125	16	3	8	74	2	242
まったく利用したくない	5	1	73	5	2	5	26	0	117
わからない	64	8	575	91	39	46	213	8	1,044
無回答	15	0	128	23	4	10	66	0	246
計	219	15	2,604	530	83	132	1,601	18	5,202

表4. 2. 14. 12 医療的ケアの有無ごとの移動に関する福祉サービスの利用希望

	医療的ケアあり	医療的ケアなし	無回答	計
非常に利用したい	257	1,656	20	1,933
やや利用したい	204	1,397	19	1,620
あまり利用したくない	30	210	2	242
まったく利用したくない	10	106	1	117
わからない	106	922	16	1,044
無回答	40	194	12	246
計	647	4,485	70	5,202

b) 理由（設問「利用したい／利用したくない理由や、利用したい場合の利用用途等をお教えくだ

さい。）」

利用したい／利用したくない理由の記述は142件あった。主な意見は、「就労」「介護負担軽減」「家庭の負担軽減」「時間的な負担軽減」「社会適応」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・移動の福祉サービスを使えたら、付き添いに煩わされることもなく、就労活動などを出来るからです。また自分が体調不良の時、付き添えないので仕方なく休ませる時があるのですが、サービスをもし使えたらそんなこともなくなります。
- ・重度の子どもに振り回されており、とにかく体を休めたい。通院日（自分自身と祖父母の）。
- ・全て親の支援ありきでは、生活が成り立たない。病院にも行けない。買い物も行けない（一緒に店に入っただけの買い物など不可能）ので、今よりも充実して欲しい。
- ・子→いろいろな方にお世話してもらうことに慣れてもらいたい。行動範囲を広げてやりたい。親→親の都合（体力の衰え、老化）で活動範囲を制限したくない。

（4）移動支援に関する制度への要望（設問：「福祉制度に係る移動支援に関する制度（同行援護、行動援護、重度訪問介護、地域生活支援事業の移動支援事業、放課後等デイサービス（送迎））に対するご要望についてお教えてください。（自由回答）」）

移動支援制度や事業に対する要望の記述は142件あった。主な意見は、「通学支援へ移動支援の適用」、「医療的ケアに対応したサービス」、「情報提供機会の保証」、「緊急時対応」、「支援者養成」、「経済的負担の緩和」、「地域格差の是正」であった。以下、代表的な意見を示した。

- ・移動支援が登下校の付き添いに使えない理由がわからない。映画やカラオケ etc. の社会生活の為の支援だと言われた。学校は社会生活ではないのか？と疑問。できないものはできないので、家族でがんばってください、とのこと。家族の負担が大きすぎる。
- ・重い障害を持っていて医療的ケアが必要な子供でも送迎してもらえ事業所が増えてほしい。
- ・自分が実際に利用するまでは、仕組みがわからなかったりするので、情報や具体的な利用法を伝えてもらいたい。
- ・付き添いが必要な児童・生徒は、付き添いをしている保護者が体調不良や病気等の時は、学校に登校することができません。急な時こそ対応可能な支援を行ってほしいと思います。また、通学にこそ支援が必要です。どの市区町村でも通学支援が使えるようにしていただきたいです。
- ・事業所（移動支援、デイサービス）を増やしてほしい。ヘルパーさんの育成・研修の充実。事業所への指導（虐待）。
- ・電車の通っていないような田舎に住んでいると、交通手段となると自動車かバスとなります。そのバスもどんどん本数が減り、色々なバス停をまわりにまわるため、無駄に時間がかかったりします。たとえば我が家から学校までは車で15分のところを公共交通手段を利用すると待ち時間などを含めるとかかるとか一時間以上はかかることになるでしょう（バス+電車）。時間も経済的負担も（子どもの安産（事故や事件）もかなり気をもむこととなると思います）



かなりあります。

- ・地域の福祉課へ行っても何も情報が得られません。福祉の地域差を非常に強く感じます。

## 5. 結果のまとめ

移動支援の対象となる視覚障害、知的障害、病弱、肢体不自由のある幼児児童生徒が在籍しているすべての特別支援学校（合計 1,268 校から重複を除いた 949 校）及びその保護者（各校から 10 名ずつサンプリングした計 9,490 人）に対して郵送方式のアンケート調査を実施した。

### 5. 1 学校調査の概要

#### (1) 回収状況と回答した学校の特徴

949 校中 666 校（回収率 70.2%）から有効回答が得られた。主たる障害種別では、視覚障害が 46 校（回収率 66.7%）、肢体不自由が 171 校（回収率 60.0%）、知的障害が 361 校（回収率 68.0%）、病弱が 61 校（回収率 95.3%）であった（表 5. 1. 1 に詳しい障害種別ごとの回答数を示した）。都道府県では高知県を除く、すべてから回答が得られた。設置されている学部と在籍者数は幼稚部が 67 校 256 人、小学部が 587 校 18,497 人、中学部が 587 校 15,062 人、高等部が 602 校 31,802 人であった。医療的ケアを受けている障害児の在籍している学校（在籍者数）は 351 校（3,665 人）、在籍していない学校は 310 校（61,952 人）であった。表 5. 1. 2 には医療的ケアの有無別、学部別の幼児児童生徒数の一覧を示した。

表 5. 1. 1 回答のあった学校の障害種別

	学校数（校）	比率（%）
視覚（単一）	42	6.3
知的（単一）	260	39.0
肢体（単一）	77	11.6
病弱（単一）	25	3.8
視覚, 病弱	3	0.5
視覚, 知的	3	0.5
聴覚, 知的	7	1.1
知的, 不明	1	0.2
知的, 病弱	9	1.4
知的, 肢体	127	19.1
肢体, 病弱	28	4.2
病弱, 知的	7	1.1
視覚, 肢体, 病弱	3	0.5

聴覚, 知的, 肢体	7	1.1
知的, 肢体, 病弱	30	4.5
聴覚, 知的, 肢体, 病弱	3	0.5
視覚, 聴覚, 知的, 肢体, 病弱	7	1.1
総合	24	3.6
無回答	3	0.5
計	666	100.0

表5. 1. 2 医療的ケアの有無別、学部別幼児児童生徒数

	医療的ケアを受けていない	医療的ケアを受けている	計
幼稚部	243	13	256
小学部	16,720	1,777	18,497
中学部	14,137	925	15,062
高等部	30,852	950	31,802
計	61,952	3,665	65,617

(2) スクールバスの運行・利用等の状況

スクールバスを運行している学校は474校(71.2%)、運行していない学校は189校(28.4%)で(図5. 1. 1)、運行しているスクールバスの台数は平均3.9台、最大21台であった。また、スクールバスの運行状況を地域ごとに比較した結果(表5. 1. 3)、北海道、青森県、山形県、新潟県、富山県、佐賀県、熊本県では、運行していない学校の方が多く、地域により差があることがわかった。

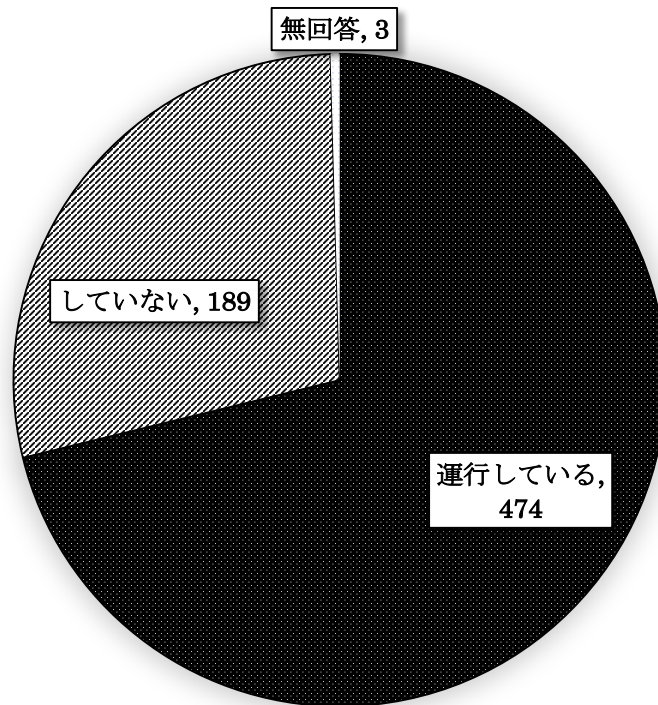


図 5. 1. 1 スクールバスの運行の有無

表 5. 1. 3 スクールバスの運行状況の地域差

	運行あり (校)	運行なし (校)	運行率 (%)
北海道	6	16	27.3
青森県	5	13	27.8
岩手県	9	9	50.0
宮城県	9	5	64.3
秋田県	9	0	100.0
山形県	0	10	0.0
福島県	11	4	73.3
茨城県	9	2	81.8
栃木県	6	3	66.7
群馬県	7	7	50.0
埼玉県	19	0	100.0
千葉県	24	3	88.9
東京都	31	9	77.5
神奈川県	31	8	79.5
新潟県	7	13	35.0
富山県	4	8	33.3

石川県	7	1	87.5
福井県	19	0	100.0
山梨県	9	1	90.0
長野県	5	4	55.6
岐阜県	21	2	91.3
静岡県	20	6	76.9
愛知県	12	2	85.7
三重県	9	0	100.0
滋賀県	7	3	70.0
京都府	4	0	100.0
大阪府	15	6	71.4
兵庫県	23	0	100.0
奈良県	7	3	70.0
和歌山県	7	0	100.0
鳥取県	4	1	80.0
島根県	4	3	57.1
岡山県	9	3	75.0
広島県	4	0	100.0
山口県	8	8	50.0
徳島県	6	5	54.5
香川県	6	1	85.7
愛媛県	9	1	90.0
高知県	-	-	-
福岡県	15	4	78.9
佐賀県	3	8	27.3
長崎県	5	4	55.6
熊本県	3	4	42.9
大分県	8	2	80.0
宮崎県	6	2	75.0
鹿児島県	20	3	87.0
沖縄県	10	2	83.3
無回答	2	0	100.0
計	474	189	71.5

スクールバスの運行状況を障害種別に比較すると、単一障害の学校では肢体不自由が76.6%と最

も高く、知的障害 73.8%、視覚障害 47.6%、病弱 12.0%であった（併置校でも傾向は同じ）。

登校時のスクールバスのコース数（便数）は平均 3.9（1.5）便、最大は 13（14）便で、始発の発車時刻は 6 時 5 分～8 時 45 分（平均 7 時 32 分）であった。下校時のスクールバスのコース数（便数）は平均 4.0（1.9）便、最大は 19（11）便で、最終便の到着時刻は 15 時 5 分～17 時 50 分（平均 16 時 23 分）であった。

スクールバスを運行している 474 校中「在籍児の居住地域全体をカバーできている」のは 229 校であった。「全員利用」は 12 校のみで、「希望する場合のみ」が 132 校、「条件を満たした場合のみ」が 284 校であった。スクールバスを利用できる条件は、「自主通学が困難と判断した場合」が 114 校、「高等部以外」が 57 校、「バス停まで保護者の付き添いが可能」が 125 校、「運行ルートに居住している場合」が 79 校、「医療的ケア等が必要ない場合」が 168 校であった。

### （3）通学の状況と付き添いの有無

単独で通学しているケースは、登校時は 22,546 人（33.0%）、下校時は 20,716 人（30.2%）であった。付き添いを必要としているケースをスクールバスの利用の有無との関係で整理したところ、スクールバスを利用しているケースでは、登校時には 28,141 人（85.2%）、下校時には 18,948 人（82.3%）が付き添いを必要としていることがわかった。スクールバスを利用していないケースでは、単独歩行を行っている（付き添いが不要）ケースが半数程度（登校時 17,671 人 [49.9%]、下校時 16,643 人 [43.1%]）あったが、付き添いが必要なケースも、登校時には 17,596 人（49.9%）、下校時には 12,614 人（43.1%）あった。なお、下校時には、放課後デイサービスの送迎を利用しているケースが 16,241 人（23.7%）あった。表 5. 1. 4、表 5. 1. 5 に登下校時の付き添いの実態を、生活の場所、医療的ケアの有無、スクールバスの利用の有無別に示した。

表 5. 1. 4 登校時の付き添いの実態

生活の場所	医療的 ケア	スクールバスを利用		スクールバスを利用していない			計
		付き添い		付き添い			
		なし	あり	なし	一部	全部	
自宅	なし	4,437	26,363	13,527	736	11,423	56,486
	あり	21	927	33	65	2,116	3,162
寄宿舍	なし	-	-	3,262	-	1,017	4,279
	あり	-	-	6	-	9	15
福祉施設等	なし	417	849	832	169	1,871	4,138
	あり	0	2	11	10	180	203
計		4,875	28,141	17,671	980	16,616	68,283

（単位：人）

表5. 1. 5 下校時の付き添いの実態

生活の場所	医療的 ケア	スクールバスを 利用		スクールバスを利用してい ない			放課後 デイの 送迎	計
		付き添い		付き添い				
		なし	あり	なし	一部	全部		
自宅	なし	3,684	17,236	12,914	451	7,058	14,192	55,535
	あり	10	661	36	15	1,768	687	3,177
寄宿舍	なし	-	-	2,745	-	1,046	153	3,944
	あり	-	-	7	-	10	0	17
福祉施設等	なし	378	1,043	939	140	1,920	1,153	5,573
	あり	1	8	2	0	206	56	273
計		4,073	18,948	16,643	606	12,008	16,241	68,519

(単位：人)

## (4) 福祉制度の周知度

障害者総合支援法の移動支援制度や地域生活支援事業の移動支援事業の制度に関する認知の度合いを調査した結果、いずれの制度も6～7割程度にしか知られていないことがわかった。

表5. 1. 6 福祉制度の認知度

		学校(校)	比率(%)
障害者総合支援法	同行援護	440	66.1
	行動援護	435	65.3
	重度訪問介護	401	60.2
	どれも知らない	110	16.5
	無回答	61	9.2
地域生活支援事業	知っていた	455	68.3
	知らなかった	129	19.4
	無回答	82	12.3

## 5. 2 保護者調査(サンプリング調査)

## (1) 回収状況と対象児の障害の特徴

回答は949校中589校(62.1%)からあり、回答者数は9,490人中5,202人(54.8%)であった。障害別では、視覚障害単一388人、肢体不自由単一613人、知的障害単一2,160人、病弱単一126人、複数障害併置1,734人、総合177人、無記入4人であった。対象児の障害は、視覚障害が219人、聴覚障害が15人、肢体不自由が530人、知的障害が2,604人、病弱が83人、重複障害が1,601

人で、医療的ケアを受けているケースは 647 人であった。地域別では高知県以外のすべての都道府県から回答が得られた。

## (2) 居住地域の特徴

「公共交通機関を使って通うことが可能な地域にある」ケースは 2,735 人 (52.6%) で、「公共交通機関はあるが、乗換時間等がかかったり、バリアフリー整備が十分でなかったりするため、公共交通での通学は困難な地域にある」が 1,473 人 (28.3%)、「公共交通機関が整備されておらず、公共交通での通学は困難な地域にある」が 581 人 (11.2%) であった。

## (3) スクールバスの利用状況

スクールバスを利用しているケースは 2,395 人 (46.0%)、利用していないケースは 2,788 人 (53.6%) で、約半数はスクールバスを利用できていないことがわかった。

## (4) スクールバスを利用していないケースの支援状況

登校の際に、スクールバスを利用していないケース 2,788 人中で「自宅から学校まで自力で登校している」のは 511 人 (18.3%) で、「最寄り駅まで等の一部の区間は付き添いをしている」が 123 人 (4.4%)、「自宅から学校まですべて付き添いをしている」が 1,725 人 (61.9%) であった。主として付き添っている人は 2,085 人中、「母親」が 1,549 人 (74.3%) と最も多く、「父親」が 100 人 (4.8%) 「その他」が 48 人 (2.3%)、「祖母」が 44 人 (2.1%)、「祖父」が 27 人 (1.3%) であった。利用している交通機関は「自家用車」が 1,926 人 (69.1%) と最も多く、「公共交通機関」が 682 人 (24.5%)、「徒歩」が 464 人 (16.6%)、「ボランティア等の自動車」が 29 人 (1.0%) という結果であった。スクールバスを利用していない理由としては、「自力で登校ができるから」が 506 人 (18.1%)、「自宅の近くまでスクールバスが来ないから」が 503 人 (18.0%) であった。

## (5) スクールバスを利用しているケースの支援状況

スクールバスを利用しているケース 2,395 人でも、スクールバスのバス停までは付き添いをしているケースが 2,178 人 (90.9%) あり、付き添っている人は「母親」が 1,875 人 (86.1%) と最も多かった。

## (6) 付き添いの必要性

登下校の際に誰かの付き添いが必要なケースは、「いつも必要」が 3,916 人 (75.3%)、「ときどき必要」が 238 人 (4.6%)、「あまり必要ない」は 287 人 (5.5%)、「まったく必要ない」が 610 人 (11.7%) であった (図 5. 2. 1)。また、付き添い時に利用している交通手段は、「自家用車」が最も多かった (表 5. 2. 1)。

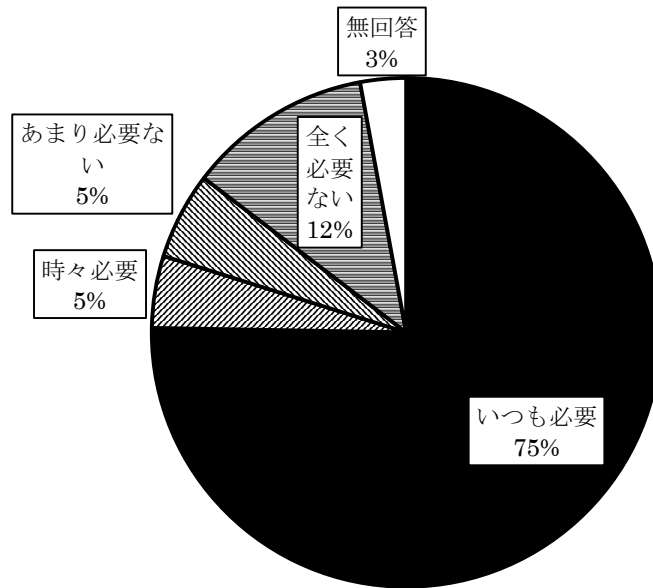


図 5. 2. 1 通学における付き添いの必要性

表 5. 2. 1 付き添い時に使っている交通手段

	登校時		下校時	
	人数 (人)	比率 (%)	人数 (人)	比率 (%)
公共交通機関	682	24.5	739	14.2
自家用車	1,926	69.1	1,773	34.1
ボランティア等の自動車	29	1.0	48	0.9
徒歩	464	16.6	466	9.0
放課後等デイサービスの送迎	-	-	988	19.0
その他	185	6.6	184	3.5
無回答	94	3.4	66	1.3

#### (5) 保護者の生活・就労への影響

登下校の際に付き添いをする事で、保護者の生活や就労にどのような影響があったかを質問した結果 (図 5. 2. 2)、影響がある (「とてもある」と「ややある」を合計) と回答したのは 4,511 人 (86.7%) で、その理由は「労働時間の変更」が 3,283 人 (63.1%)、「都合のつく職種への転職」が 2,539 人 (48.8%)、「勤務時間内の調整 (仕事の合間に仕事を抜ける等)」が 2,419 人 (46.5%)、「就いていた仕事の辞職」が 1,507 人 (29.0%)、「予定だった就職の断念」が 1,418 人 (27.3%)、「違う部署への異動」が 704 人 (13.5%)、「通学を考慮した入学先の変更」が 564 人 (10.8%)、「転居」が 482 人 (9.3%)、「年休を取り続ける」が 468 人 (9.0%) で、保護者の生活・就労への影響が大きいことがわかった (図 5. 2. 3)。



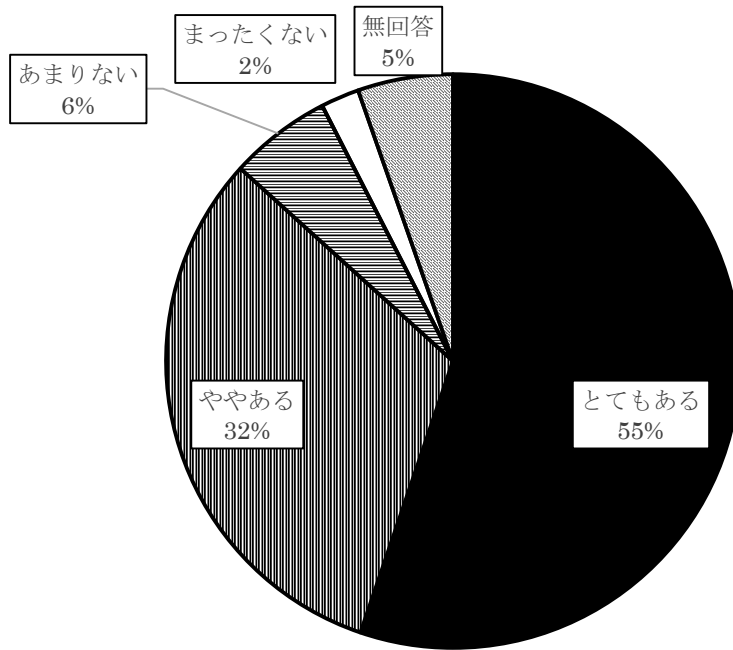


図5. 2. 2 通学支援が保護者の生活・就労へ及ぼす影響の程度

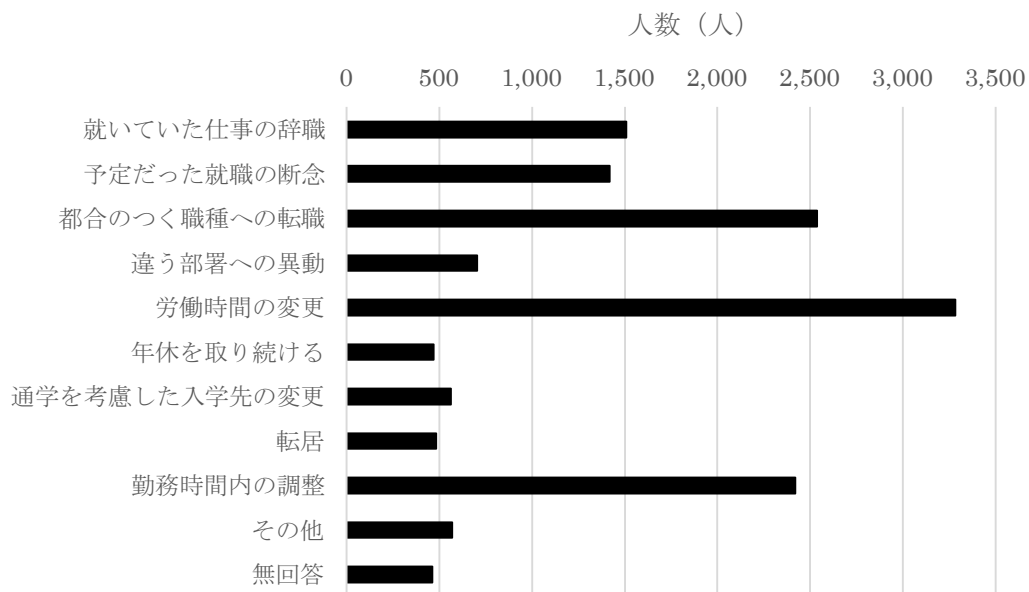


図5. 2. 3 通学支援が保護者の生活・就労へ及ぼす影響 (内容)

#### (6) 通学支援に対するニーズ

登下校時に受けたい支援について調べた結果、「病気等、突発的に保護者等が送迎できない時に支援してほしい」が3,267人(62.8%)と最も多く、「自宅から学校までの移動を支援してほしい」

い」が1,772人(34.1%)、「スクールバスのバス停までの送り迎えを必要に応じて支援してほしい」が1,440人(27.7%)であった(図5.2.4)。「病気等、突発的に保護者等が送迎できない時」には、同行援護等の福祉制度が利用できるわけであるが、自由記述の中には、急な要請に対応できる事業者が少ないという課題が指摘されていた。

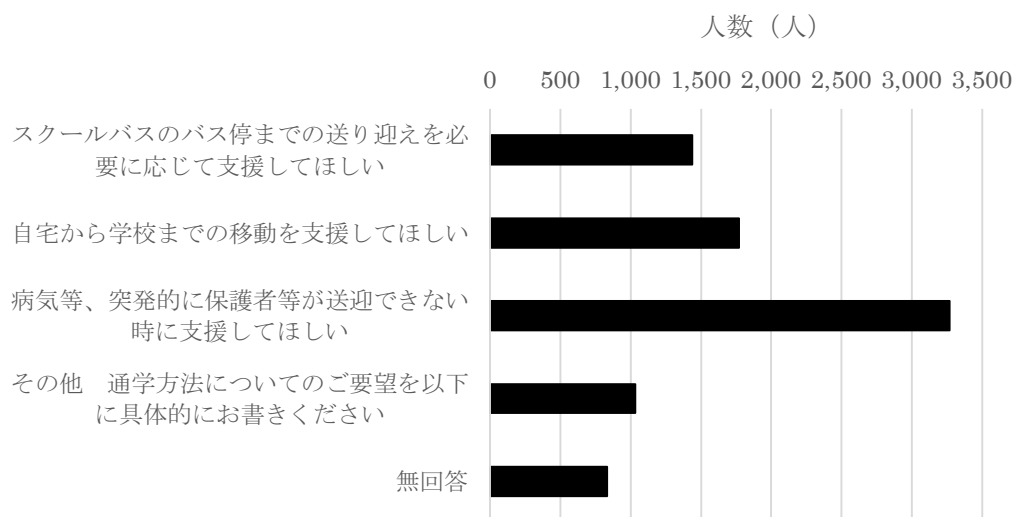


図5.2.4 登下校時のニーズ

#### (7) 福祉制度の認知度と利用経験

障害者総合支援法の移動支援制度に関する認知の度合いを調査した結果(表5.2.2)、2割前後しか知られていないことがわかった。一方、地域生活支援事業の移動支援事業については約半数が、放課後等デイサービスの送迎は8割以上の保護者が知っていることがわかった。各制度の利用経験は、認知の度合いと対応していることから、今後、障害者総合支援法の移動支援制度に対するさらなる普及・啓発が必要であることがわかった。

表5.2.2 移動支援制度の周知度と利用経験

	知っている人数		利用経験のある人数	
	人数(人)	比率(%)	人数(人)	比率(%)
障害者総合支援法の同行援護	963	18.5	124	2.4
障害者総合支援法の行動援護	1,081	20.8	231	4.4
障害者総合支援法の重度訪問介護	1,239	23.8	179	3.4
地域生活支援事業	2,390	45.9	1,239	23.8

の移動支援事業				
放課後等デイサービスの送迎	4,357	83.8	3,113	59.8
どれも知らない	475	9.1	1,553	29.9
無回答	121	2.3	139	2.7

## 6. 考察

本実態調査の結果、特別支援学校で自立活動の指導を受けていても、障害の程度、発達段階、地域の特性等の理由で、移動支援を必要とするケースがあることが明らかになった。このようなケースには、スクールバス等の教育における通学支援制度が有効だと考えられるが、すべての学校がスクールバスを運行できているわけではないことがわかった。スクールバスを運行していても幼児児童生徒の居住地全域をカバーできていなかったり、希望者全員が利用できない場合があったりすることがわかった。また、スクールバスを利用できている場合であっても、自宅からバス停までの送り迎えに付き添いが必要なケースがあることがわかった。さらに、これら通学に付き添いが必要なケースでは、保護者の生活や就労に影響が出ていることもわかった。

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害特性や発達段階に応じて、単独で移動出来るように自立活動の指導が行われている。ところが、特別支援学校へ幼児児童生徒が通学する際、障害特性、発達段階、地域の交通事情等の理由で、単独での移動が困難な場合もあり得る。このような場合には、スクールバスや就学奨励費等の教育に関する通学支援制度を利用することが可能になっている。しかしながら、上述のように、現行の教育及び通学支援制度だけでは、カバーし切れない事例があり得ることがわかった。一方、これらの通学支援に関するニーズは、通年かつ長期にわたるものもあり、移動支援に関する福祉制度でもカバーすることができず、「制度の狭間」になっていると考えられる。

そこで、これら「制度の狭間」になっている通学支援の課題を解決するための議論の方向性を以下に示した。

### (1) 通学時間を活用した自立訓練の提供

特別支援学校においては、単独で移動出来るように自立活動で歩行等の指導が行われている。しかし、学校における歩行等の訓練は、実際の通学と必ずしも同じ状況で実施できるわけではないと考えられる。例えば、学校における歩行訓練は、授業時間の中で実施されるため、実際とは時間帯が異なるため、使える交通機関等の環境も異なる。しかし、教員が実際の通学時間帯に歩行訓練等を実施することは現実的ではない。そこで、福祉の制度を活用した自立訓練を通学の時間帯に利用できるようにすれば、訓練効果を向上させられる可能性が高くなると考えられる。

### (2) 公共交通機関やバリアフリー整備等の環境が不十分な地域に対する配慮

幼児児童生徒の移動・歩行能力が高くても、公共交通機関やバリアフリー整備等の環境が不十分

な地域では、単独での通学は困難だと考えられる。このような場合には、環境整備を行ったり、特別支援学校をバリアフリー重点整備地区に移転させたり等のハード面の整備を充実させるか、移動支援制度のようなソフト面の配慮を行うかを検討する必要があると考えられる。

(3) スクールバスが運行されていない地域、スクールバスでは居住地域全体をカバー出来ない地域に対する配慮

スクールバスの運行率の低い地域には、地方都市が多かった。また、スクールバスが運行されていても、自宅の近くまでスクールバスが来ないため利用できないケースもあった。さらに、視覚障害のように特別支援学校の数が少ない場合には、在籍している幼児児童生徒が広範囲に点在しており、スクールバスでカバーすることが困難だと考えられる。地方都市であり、県域も広いにもかかわらず、スクールバスを運行している地域の中には、複数の学校でスクールバスを共同利用するという試みもみられた。また、医療的ケア等が必要な重度の障害児がスクールバスを利用できる学校もあった。異なる障害種別が同じバスを共同で利用できるようにしたり、医療的ケア等が必要な重度の障害児がスクールバスを安心して、安全に利用できるようにしたりするためには、スクールバスのハード面はもちろん、人的支援体制等のソフト面も充実させる必要がある。

(4) 自宅からスクールバスまでの送り迎えに対する配慮

本調査の結果、スクールバスを利用しているにもかかわらず、保護者の付き添いが必要なケースが8割以上（登校時に28,141人[85.2%]、下校時に18,948人[82.3%]）存在することがわかった。自宅からスクールバスのバス停までの間の送り迎えのために、保護者の生活や就労に影響が出ているという事態に対しては、早急な対策が必要だと考えられる。スクールバスで自宅まで迎えに行くことは現実的ではないので、移動支援に関する福祉制度が利用できるようになることが望まれる。また、前述した自立訓練と組み合わせることで、自宅からスクールバスまでの単独での移動を段階的に可能に出来ると考えられる。

(5) 保護者の生活や就労に大きな影響が生じているケースに対する配慮

本調査により、通学支援が保護者、特に、母親の生活や就労に切実な影響を及ぼしていることがわかった。保護者の社会参加を考慮すると、これらのケースでは、何らかの社会的な保障体制が必要だと考えられる。また、保護者に急病が生じた場合等の長期かつ通年にあたらぬ移動支援に関する福祉制度が利用出来ると考えられるが、病気の際にすぐに対応が可能な事業者は少ないため、実質的には、利用出来ないケースがみられた。緊急時の福祉的ニーズに対応できる体制の整備も急務の課題だと考えられる。

(6) 移動支援制度の理解・啓発の必要性

本調査の結果、移動支援に関する福祉制度の認知度は必ずしも高くないことがわかった。また、これらの福祉制度の利用率は、認知度と対応していることがわかった。これらの福祉制度を普及・啓発するためには、特別支援学校在学中から制度を積極的に利用できる取り組みが必要になると考えられる。例えば、通学の際に、部分的にこれらの制度を活用する等の取り組みが必要だと考えられる。

#### (7) サービス提供事業者への理解・啓発の必要性

保護者調査の結果、障害者総合支援法の同行援護、行動援護、重度訪問介護の利用者は全体の5%未満であり、利用率が極めて低かった。しかし、今後、本制度が普及していけば、放課後等デイサービスの送迎のように利用者が増加することが想定される。しかし、移動支援に関わる事業者は、必ずしも学齢児に対するサービス提供に対する研修等を十分に蓄積していない可能性がある。そこで、サービス提供事業者に対する理解・啓発活動や研修カリキュラムの見直しが必要になってくると考えられる。

#### (8) 課題解決に向けた省庁横断的取り組みの必要性

上述した通り、通学支援に関する課題は多様な側面から検討する必要があるため、厚生労働省、文部科学省、国土交通省等の複数の省庁が協力して解決法を検討していく必要があると考えられる。

### 7. 提言

上述の通り、障害のある幼児児童生徒の通学には、各省庁で提供している各種サービスの狭間となっている課題が存在していることがわかった。これらの課題を解決するためには、以下の諸問題に関して検討を講じる必要があると考えられる。よって、これらの検討を行うことを提言する。

(1) 省庁横断的な議論の場を用意すること：通学支援に関する各種サービスの狭間となっている課題について、省庁横断的な議論の場を設定し、各省庁の役割分担を明確にした上で、課題を解決するための方法を議論する必要があると考えられる。

(2) 教育における「自立活動」と福祉における「自立訓練」を有機的に結びつける方法を検討すること：通学の間を利用して、福祉における「自立訓練」を実施したり、「自立活動」の中で福祉サービスを利用したりする等、教育と福祉のサービスを有機的に連携できるような仕組みについて検討する必要があると考えられる。

(3) 特別支援学校への通学を容易にするための環境整備を行うこと：単独で特別支援学校に通学するためには、ノンステップバスや音響式信号機等のバリアフリー整備が必要であると考えられる。

(4) 福祉制度の認知度を向上させるための効果的な普及・啓発活動を実施すること：移動支援に関する福祉制度の認知度は必ずしも認知度が高くなかった。そこで、福祉制度の認知度を向上させるための普及・啓発活動をさらに行っていく必要があると考えられる。

(5) スクールバスを効果的に運行させるための方策を検討すること：地域や学校によっては、複数の障害でスクールバスをシェアする等の工夫を行っているケースもあった。そのため、スクールバスを効果的に運行させている好事例を収集・普及する等を通して、スクールバスのより効果的な運行方法を検討する必要があると考えられる。

(6) スクールバスを利用できない幼児児童生徒の通学を保障する方法を検討すること：障害や地域の特性によっては、スクールバスが利用できないケースもあることがわかった。そこで、スクー

ルバスを利用できない幼児児童生徒の通学を保障する方法を検討する必要があると考えられる。

(7) 自宅からスクールバスまでの移動を保障する方法を検討すること：自宅からスクールバスまでの送り迎えを行っているケースが多いことがわかった。そこで、自宅からスクールバスまでの移動を保障するための方法を検討していく必要があると考えられる。

(8) 通学支援のために生活や就労に影響が出ている保護者、特に、母親への支援制度を検討すること：通学支援のために生活や就労に影響が出ている保護者が多いことがわかった。そこで、保護者による通学支援の負担を軽減する支援制度等を検討していく必要があると考えられる。

(9) 移動支援を行う事業者が幼児児童生徒の対応ができるようにする方法を検討すること：現時点では、移動支援を利用している幼児児童生徒が少ないため、サービス事業者は幼児児童生徒の利用を考慮していない可能性がある。そこで、サービス事業者が幼児児童生徒の移動支援が行えるようにするための方法を検討していく必要があると考えられる。

## 8. 結論

学校調査の結果、特別支援学校に単独で通学している幼児児童生徒は、登校時 22,546 人 (33.0%)、下校時 20,716 人 (30.2%) で、およそ 3 割程度であることがわかった。スクールバスを運行している学校は 474 校 (71.2%) を分析した結果、「在籍児の居住地域全体をカバーできている」学校は 229 校 (48.3%)、希望すればスクールバスの利用できる学校は 144 校 (30.3%) であり、スクールバスだけでは、すべての幼児児童生徒の移動のニーズを充足することは困難である実態が明らかになった。また、スクールバスを利用している場合でも、自宅や福祉施設等からスクールバスのバス停までの移動の際に保護者等の付き添いが必要なケースが、登校時には 28,141 人 (85.2%)、下校時には 18,948 人 (82.3%) あることが明らかになった。

保護者に対するサンプリング調査の結果、スクールバスを利用していないケース (2,788 人) の中で「自宅から学校まですべて付き添いをしている」が 1,725 人 (61.9%)、「最寄り駅まで等の一部の区間は付き添いをしている」が 123 人 (4.4%) あり、主として付き添っている人は「母親」(1,549 人；74.3%) であることがわかった。また、スクールバスを利用しているケース (2,395 人) でも、スクールバスのバス停までは付き添いをしているケースが 2,178 人 (90.9%) と多く、付き添っている人は「母親」(1,875 人；86.1%) が多いことがわかった。登下校の際に付き添いをするだけで生活や就労に影響があると回答した保護者は 4,511 人 (86.7%) で、「労働時間の変更」(72.8%)、「都合のつく職種への転職」(56.3%)、「勤務時間内の調整(仕事の合間に仕事を抜ける等)」(53.6%) 等の影響が出ていることがわかった。

特別支援学校においては、幼児児童生徒の障害特性や発達段階に応じて、単独で移動出来るように自立活動の指導が行われている。しかし、特別支援学校へ幼児児童生徒が通学する際、障害特性、発達段階、地域の交通事情等の理由で、単独での移動が困難な場合もあり得る。このような場合には、スクールバスや就学奨励費等の教育に関する移動支援制度を利用することが可能になっている。

また、保護者に急病が生じた場合等の長期かつ通年にあたらぬ移動支援に関する福祉制度が利用できると思われる。ところが、本実態調査の結果、特別支援学校での自立活動の指導、スクールバス等の教育における通学支援制度、長期かつ通年ではない移動支援制度ではカバーできない「制度の狭間」が存在することがわかった。例えば、地域の特性等が原因でスクールバスが運行できない場合、自宅からスクールバスまでの送り迎えが必要な場合、医療的ケア等が必要な重度の障害のある場合等である。このようなケースでは、保護者が通学の支援を行わざるを得ず、彼らの生活や就労に大きな影響が出ていることがわかった。今後、これらの「制度の狭間」にあるニーズに対応できるように、移動支援に関する制度やその運用等を再検討する必要があると考えられる。特に、保護者の生活や就労に大きな影響が生じているケースについては、保護者の社会参加を保障するための制度構築が必要だと考えられる。また、登下校の場を利用し、歩行訓練等の自立訓練を実施するような取り組みも重要だと考えられる。

## 謝辞

本研究を実施するにあたっては、研究分担者の高木憲司氏（和洋女子大学）には移動支援全般に関する福祉制度に関して、研究分担者の田中良広氏（国立特別支援教育総合研究所）には文部科学行政に関して専門的な見地からアドバイスをいただいた。研究協力者の三谷照勝氏（東京都立文京盲学校校長）には視覚障害、平塚直樹氏（東京都立大泉特別支援学校校長）と田添敦孝氏（東京都立光明特別支援学校校長）には肢体不自由、桑山一也氏（東京都立王子第二特別支援学校校長）には知的障害に関する移動支援実施状況に関する専門的な見地からのアドバイスをいただいた。調査項目の作成にあたっては、分藤賢之氏・松下雄一郎氏・青木隆一氏（文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）からアドバイスをいただいた。データ収集・整理にあたっては、坂本洋一氏・堀智貴氏・片桐大樹氏（株式会社ピュアスピリッツ）、益子徹氏（日本社会事業大学）、三科聡子氏・山口毅氏（慶應義塾大学）の協力を得た。また、報告書作成にあたっては小菅いづみ氏・大類千紘氏・東條弥子氏・鈴木あき恵氏・中村奈津美氏（慶應義塾大学）の協力を受けた。最後に、本調査にご協力いただいた特別支援学校の学校長及び保護者の皆さまに心からの謝意を表す。

## 問い合わせ先

〒223-8521 神奈川県横浜市港北区4-1-1

慶應義塾大学 日吉キャンパス 第8校舎 心理学教室

中野 泰志

メールアドレス nakanoy@z7.keio.jp

ホームページ [http://web.econ.keio.ac.jp/staff/nakanoy/research/mhlw/02\\_transportation/](http://web.econ.keio.ac.jp/staff/nakanoy/research/mhlw/02_transportation/)

## 移動支援に対するアンケート調査 <学校長用質問項目>

問1 貴校の所在地等をお教えてください。(p. 3)

問2 貴校の設置主体や学校種別についてお教えてください。(p. 8)

(1) 設置主体をお教えてください。(p. 8)

(2) 学校種別についてお教えてください。視覚障害以外の学校を併置している場合には、併置している障害部門にも○をつけてください。(p. 10)

問3 貴校の各障害部門に平成27年5月1日時点で在籍している幼児児童生徒についてお教えてください。(p. 10)

(1) 各障害部門で設置している学部をお教えてください。(p. 10)

(2) 各障害部門に学校で医療的ケアを受けている幼児児童生徒はいますか。(p. 11)

(3) 各障害部門の各学部の幼児児童生徒数を、医療的ケアを受けていない・受けている別に、お教えてください。(p. 12)

(4) 幼児児童生徒の登校方法についてお教えてください。お手数ですが、医療的ケアの有無、登校している場所、所属学部ごとに人数をお書きください。(p. 15)

1) 学校で医療的ケアを受けていない幼児児童生徒の登校方法 (p. 15)

a) 主として寄宿舎から登校している幼児児童生徒 (p. 15)

b) 主として福祉施設等から登校している幼児児童生徒 (p. 18)

c) 主として自宅から登校している幼児児童生徒 (p. 25)

2) 学校で医療的ケアを受けている幼児児童生徒の登校方法 (p. 32)

a) 主として寄宿舎から登校している幼児児童生徒 (p. 32)

b) 主として福祉施設等から登校している幼児児童生徒 (p. 36)

c) 主として自宅から登校している幼児児童生徒 (p. 42)

(5) 幼児児童生徒の下校方法についてお教えてください。お手数ですが、医療的ケアの有無、登校している場所、所属学部ごとに人数をお書きください。(p. 49)

1) 学校で医療的ケアを受けていない幼児児童生徒の下校方法 (p. 49)

a) 主として寄宿舎へ下校している幼児児童生徒 (p. 49)

b) 主として福祉施設等へ下校している幼児児童生徒 (p. 53)

c) 主として自宅へ下校している幼児児童生徒 (p. 61)



2) 学校で医療的ケアを受けている幼児児童生徒の下校方法 (p. 69)

a) 主として寄宿舎へ下校している幼児児童生徒 (p. 69)

b) 主として福祉施設等へ下校している幼児児童生徒 (p. 73)

c) 主として自宅へ下校している幼児児童生徒 (p. 79)

問4 各障害部門の幼児児童生徒の通学のために、スクールバスの運行をしていますか。(p. 88)

問4-1 スクールバスを運行していない理由をお教えてください。(p. 91)

問5 各障害部門の幼児児童生徒が利用するスクールバスの運行についてお教えてください。(p. 91)

(1) 貴校のスクールバスの運行コースはいくつありますか。(p. 92)

(2) 貴校のスクールバスは1日何便運行していますか。運行コースが複数の場合は、最も運行回数が多いコースの運行便数をお教えてください。(p. 94)

(3) 登校時のスクールバスの運行時間帯についてお答えください。(p. 98)

(4) 下校時のスクールバスの運行時間帯についてお答えください。複数の便がある場合は、最初の便と最終便の時間帯をお教えてください。(p. 101)

(5) 運行しているスクールバスの台数をお教えてください。(p. 108)

(6) スクールバスは在籍している幼児児童生徒の居住地域全体をカバーできていますか。(p. 109)

(7) 併置校・総合支援学校のみにお聞きします。スクールバスは障害部門ごとに別々に運行していますか。(p. 110)

問6 幼児児童生徒の通学において、スクールバスの利用対象は誰ですか。(p. 111)

問6-1 問6で「3. 条件を満たした幼児児童生徒のみスクールバスで通学している」と回答した方にお伺いします。スクールバスが利用できる条件をお教えてください。(p. 113)

問6-2 問6-1で「1. 自主通学が困難と判断した幼児児童生徒」と回答した方にお伺いします。自主通学が可能であるかどうかの判断基準があればお教えてください。(p. 115)

問7 スクールバスを利用する際のルールがあればお教えてください。(p. 116)

問8 幼児児童生徒に対して自主通学に向けた通学指導を行っていますか。(p. 116)

問8-1 主な指導内容についてお教えてください。(p. 117)

問9 幼児児童生徒の移動支援について保護者に情報提供する場を設けていますか。(p. 117)

問9-1 どのような情報の提供を行っておられるかをお教えてください。(p. 118)

問10 通学支援に関して、保護者等から相談が寄せられることはありますか。(p. 118)

問10-1 どのような幼児児童生徒・保護者から、どのような相談が寄せられているかについて差し支えない範囲で、お教えてください。障害の状態や家庭の状況にも触れながらお答えいただくと助かります。(p. 119)

問11 その他、通学に関する指導や支援等に関して課題等があればお聞かせください。(p. 120)

問12 障害者総合支援法の移動支援に係る以下のサービスを知っていましたか。知っていたサービスすべてに○をつけてください。知っていたサービスがない場合は4. いずれも知らなかったに○をつけてください。(p. 120)

問12-1 問12で「知っていた」(1~3に回答)とお答えになったサービスをどこでお知りになったかお教えてください。(p. 121)

問13 地域生活支援事業の移動支援事業の制度を知っていましたか。(p. 122)

問13-1 移動支援事業の制度をどこでお知りになったかお教えてください。(p. 123)

問14 その他、通学に関して課題等があればお聞かせください。(p. 123)

問15 福祉制度に係る移動支援事業の制度に対するご要望等についてお教えてください。(p. 123)

## 移動支援に対するアンケート調査 <保護者用質問項目>

1. お子さんやご家族のことについてお伺いします。(p.125)

問1 ご自宅のある地域をお教えてください。(p.125)

問2 学校は公共交通機関を使って通学可能な地域にありますか。(p.130)

問3 本調査にご回答していただく方はどなたですか。(p.132)

問4 同居しているご家族（お子さんにとっての）をお教えてください。(p.133)

問5 お子さんが在籍している学校についてお教えてください。まず、単一障害校、併置校、総合のいずれか一つを選んでください。もし、単一障害校や併置校を選択した場合には、該当する障害種別についてもお教えてください。(p.134)

問6 お子さんの学年をお教えてください。(p.135)

問7 お子さんの障害をお教えてください。(p.140)

問8 お子さんは、学校で医療的ケアを受けているかどうかをお教えてください。(p.141)

問9 お子さんをご自宅から学校に到着するまでのおよその時間をお教えてください。(p.142)

2. 自宅から学校に登校する際の手段等についてお伺いします。(p.143)

問10 お子さんは登校時にスクールバスを利用していますか。(p.143)

問10-1 スクールバスを利用して登校している方にお伺いします。(p.144)

(1) 自宅からスクールバスのバス停まで付き添いをしていますか。(p.144)

(2) 登校時に自宅からバス停まで付き添いをしている方にお伺いします。付き添いをしている理由と主として付き添っている人をお教えてください。(p.145)

(3) 登校時のスクールバスがバス停を発車する時間をお教えてください。(p.147)

(4) ご自宅からバス停までの平均的な移動時間をお教えてください。(p.148)

問 10-2 スクールバスを利用せずに登校している方にお伺いします。(p. 149)

(1) 登校の際に付き添いをしていますか。(p. 149)

(2) お子さんが登校する際に付き添いをしている方にお伺いします。付き添いをしている理由と主として付き添っている人をお教えてください。(p. 151)

(3) 登校時に使っている交通手段は何ですか。(p. 152)

(4) スクールバスを利用していない理由をお教えてください。(p. 154)

3. 学校からの下校時の手段等についてお伺いします。(p. 155)

問 11 お子さんは下校時にスクールバスを利用していますか。(p. 155)

問 11-1 スクールバスを利用して下校している方にお伺いします。(p. 156)

(1) スクールバスのバス停から自宅まで付き添いをしていますか。(p. 156)

(2) 下校時にバス停から自宅まで付き添いをしている方にお伺いします。付き添いをしている理由と主として付き添っている人をお教えてください。(p. 157)

(3) 下校時のスクールバスがバス停に到着する時間をお教えてください。(p. 159)

問 11-2 スクールバスを利用せずに下校をしている方にお伺いします。(p. 160)

(1) 下校時に付き添いをしていますか。(p. 160)

(2) お子さんの下校時に付き添いをしている方にお伺いします。付き添いをしている理由と主として付き添っている人をお教えてください。(p. 161)

(3) 下校時に使っている交通手段は何ですか。(p. 163)

4. 保護者による登下校における通学支援についてお伺いします。(p. 164)

問 12 お子さんは登下校の際に誰かの付き添いを必要としていますか。(p. 165)

問 13 お子さんの登下校の際の保護者の付き添いについて伺います。現在および過去に保護者が付き添いをしたことがありますか。(p. 166)

問 13-1 登下校の際に保護者が付き添いを行ったことがある方に伺います。(p. 167)

(1) 付き添いをしたことで生活や就労状況等に影響がありましたか。(p. 167)

(2) どんな影響がありましたか。具体的にお教えてください。(p. 168)

問 13-2 現在、保護者が登下校の際に付き添いをしていない方に伺います。付き添っていない理由をお教えてください。(p. 168)

問 14 保護者が登下校の際に付き添いをすることによって、保護者の生活や就労状況等に影響があると思いますか？ 付き添いをしたことがある方は、経験に基づいて、また、経験がない方は、付き添いをするようになった場合を想定してお答えください。(p. 170)

問 15 登下校の際に付き添いをした場合に、保護者の生活や就労等にどのような影響があると思いますか。(p. 171)

問 16 登下校時の支援についてのご要望をお聞かせください。(p. 173)

#### 5. 移動支援の利用について (p. 175)

問 17 以下の福祉制度の中で知っているサービスすべてに○をつけてください。(p. 175)

問 18 以下の福祉制度の中で利用したことのあるサービスすべてに○をつけてください。(p. 176)

問 19 障害者総合支援法の同行援護、行動援護、重度訪問介護、地域生活支援事業の移動支援事業、放課後等デイサービスの送迎サービスを利用しにくいと思ったことがありますか。また、利用しにくいと思ったことがある方は、その理由をお教えください。(p. 178)

(1) 利用しやすさ (p. 178)

(2) 利用しにくいと思う理由 (利用しにくいと思う方のみご回答ください) (p. 179)

問 20 問 19 の移動に関する福祉サービスを登下校に利用したいと思いますか。(p. 179)

(1) 利用したいか否か (p. 179)

(2) 利用したい／利用したくない理由や、利用したい場合の利用用途等をお教えください。(p. 180)

問 21 福祉制度に係る移動支援に関する制度 (同行援護、行動援護、重度訪問介護、地域生活支援事業の移動支援事業、放課後等デイサービス (送迎)) に対するご要望についてお教えください。(p. 181)